

# 金沢城研究

第12号

平成26年3月

〔論文〕

- 「三壺聞書」伝本を検証する ..... 木越 隆三 1
- 近世後期加賀藩の医者と金沢城内での医療 ..... 池田 仁子 16

〔研究ノート〕

- 溶姫の加賀下向と金沢城 ..... 石野 友康 36

〔調査研究〕

- 金沢城二ノ丸からの移築遺構について ..... 正見 泰 49  
—中村神社拝殿および尾山神社東神門—

〔史料紹介〕

- 大聖寺藩士高橋家旧蔵の金沢城絵図について ..... 庄田 孝輔 64
- 「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(二) ..... 木越 隆三 66

## 第12号の刊行によせて

研究紀要の刊行をはじめて12年目を迎えました。毎回、力作を投稿していただいた関係各位にたいし篤く感謝申し上げます。

これまで投稿された方は専門委員・所員が圧倒的に多いのですが、金沢城を研究テーマに選び地道な調査研究に取り組まれた成果を寄せてくれた方もおります。中には卒業論文を投稿してくれた方もいました。お陰で金沢城の研究成果を広く世に問う研究雑誌として広く認知されるようになりました。

本書はすでに県行政サービスセンターを通し、一般の方々への有償頒布を行っていますが、有償販売数は1号から11号までで合計1700部を越えます。1冊が800円以下と低価格で入手できる研究誌でもあり、県内にとどまらず県外から求める方も多いと聞いています。多くの方から愛される研究誌となるよう、今後誌面を工夫していかねばなりません。

城郭史の研究対象は広く、建物・石垣・地下遺構・絵図・文献・伝統技術など多岐にわたります。また研究の関心も時代とともに変化があり、城郭の構造や変遷ばかりでなく、戦時における役割、権力シンボルとしての特質解明などが最近注目されています。城郭と城下の関連を探る研究も進展しています。日本の戦国時代や近世史を論ずるとき城郭史の成果が不可欠になってきているようにも思います。そんな趨勢も感じながら12号を編集しました。

本号では、最新の調査成果を盛り込んだ作品を多数掲載できたと思っています。本書が県民の皆様の高い関心に応え、金沢城と金沢城下町に関する理解の一助となり、広く金沢城の研究に資するものとなることを願って止みません。

また日本の城郭史研究にどういう新風を吹き込めるか、これも本書の大きな役割です。これからが正念場です。皆様のご支援・ご鞭撻を得ながら、さらに内容豊かな研究成果を届けて参りたいと願っております。

平成26年3月

石川県金沢城調査研究所

所長 木越 隆三

## 「三壺聞書」伝本を検証する

木 越 隆 三

### 一 「二次史料」について

平成24年度から「金沢城編年史料」の編纂を進めているが、初期金沢城の歴史にとって重要な出来事の多くが二次史料に依拠しなければならないことから、二次史料をどのような基準で掲載するか課題だと考えている。ここで二次史料というのは、「三壺聞書」「越登賀三州志」「金沢古蹟志」など明確な著者がいる著作物から藩史・来歴・逸話・伝聞などを雑多に集成した旧記類、「夜話」と称し藩主の言行・逸話などを編集した語録類、戦記・軍記の類、地誌・実録に至るまで、じつに多様なものが対象となる。森田平次の「加能越書籍一覧」は、二次史料を、地誌・社記・釈書・国志（菅家見聞集・三壺聞書・象賢紀略など）・軍記・規則・教訓・語話・随筆・雑書・儒書・天文陰陽・術芸・農書・詩文・道記・歌書・連歌俳書と20に分類し書目解題を試みている<sup>(1)</sup>。この分類が決定版というわけではないが、今後二次史料の史料論を進めるとき参照すべき重要な仕事であろう。近年、近世の出版・書籍に関する研究が歴史学のほうからも、さまざまな関心のもとで展開され、詩文・道記・歌書・連歌俳書・雑書・儒書・術芸に分類される書目も歴史史料として再認識されている。いつまでも「その他」の史料として軽視してはならないのである。

このように多様なジャンルにまたがる膨大な数の二次史料が『加賀藩史料』にも掲載されている。そこで、いままも古典として珍重される『加賀藩史料』に範をもとめ、二次史料の利用原則を定めればよいとの気持ちがわくが、同書の二次史料の選び方を子細にみていくと玉石混淆という印象を拭えない。『大日本史料』の11編・12編も参照してみると、『加賀藩史料』以上に幅広く二次史料が採録されており、収載量も膨大に過ぎ煩雑とさえ感じる。「金沢城編年史料」は巻数・紙数に制約のある史料集であり、百科全書的に関連する二次史料を際限なく採録することはできない。一定の基準をもって取舍選択すべきと考えているが、どのような基準をもって二次史料を選ぶべきか原則を掲げてみたい。

- (1) 二次史料も積極的に掲載するが、史料批判を行い、より信頼の置ける二次史料を精選する。
- (2) 記述内容が文芸作品化したもの、史実として信頼度が低く、網文に示された事実と著しく齟齬するものは除外する。
- (3) 良質で信頼の置けるものを優先して掲載し、掲載順などにその評価をできるだけ反映する。

つまり、良質の二次史料を選択し、それらに一定の順位をつけて掲載すべきという指針である。掲載する・しないの判断も上記の基準によることとなる。問題は良質の二次史料ということを具体的にどう判断していくかである。これは難問であり、残念ながら戦後の近世史料学が、そこまで深く書誌や史料批判学を展開してきたとはいえ、この方面の研究が決して充実していない現状に鑑みると、基本にかえり地道に書誌を明確にする努力を重ねるしかないと考えている。

『加賀藩史料』は確かに優れた史料集であり、多くの日本史研究者のみならず文学史・建築史・美術史・考古学からも幅広く利用されている。典拠指示も『加賀藩史料』とのみ記し、『加賀藩史料』に示された「三壺聞書」「菅君雑録」「越登賀三州志」「能登古文書」「国初遺文」といった書目まで示さないことも多い。『加賀藩史料』に拠ると指示するだけで信用されるから、そうした省略が黙認されているのであろう。しかし、子細にみていくと『加賀藩史料』に載せる史料の中に信頼度の低い二次史料がかなり含まれ、典拠がそれだけというケースも少なくない<sup>(2)</sup>。こうしたことを避けるため、「金沢城編年史料」では一次史料をまず優先して載せ、二次史料を載せるときは上記の三原則に

拠るべきだと考える。より信頼のおける史料を厳選することが、いま史料集作りに要請されているのではないか。

これに対し『大日本史料』のように二次史料を幅広く採録し、その適否の判断は利用者の学識や見識に委ねるという主義もある。これも妥当なやり方の一つといえるが、欠点は掲載史料の量が膨大なものとなり、利用者に史料批判という高度に専門的な作業を強いることになることである。

史料学不案内の者が安易に利用すると、とんだ誤解を招くこともあり、解決済みの史実に関し無駄な議論をむし返す恐れもでてくる。予算も人員も限られたなかで良質の史料集を目指すとなると、上記の厳選主義を取らざるを得ない。良質の二次史料を厳選するには「金沢城編年史料」に掲載すべき二次史料をリストアップし、それぞれの史料としての特性と限界を見極めることが必要となる。

さて良質の二次史料を論ずる前に、二次史料に優先する一次史料とは何か、いちおうの理解を示しておきたい。一次史料の中核は何といっても古文書である。その時代に一定の効力あるものとして発給され、その機能を果たした文書こそが一次史料の基本といえるが、『加賀藩史料』でも、そのような原文書を載せる例は希で写本を載せるケースが多い。原本が現存する場合は可能な限り原本に拠るべきであるが、原本が失われ写本しか伝来していないものが圧倒的に多い。古文書の写本も一次史料に準じたものとして出来るだけ良質の写本を厳選し、これもわれわれの編集用語としての「一次史料」の中に含ませたい。

同時代の記録・日記・覚書は「一次史料」とすべきか、という判断も悩ましい問題である。日記・記録は個人の主観が入ったものだから二次史料に分類すべきとの説もあるが、古文書に匹敵する史料価値をもつことはいうまでもないことである。しかし、同時代の記録・日記・覚書というとき取り扱う研究者による評価や時代幅の感覚に差異があり判断は難しい。晩年になって曖昧な記憶をたどり覚書や記録が編纂されることもあり、また自分の体験だけでなく、見聞・風聞や読書で得た知識も交えた記録も「一次史料」になるかとなると、判断を留保せざるを得ない。

加賀藩の記録史料として著名な「御夜話」の類についていえば、利常に仕えた筆記者が晩年になって、自己の体験した藩主言行だけ記録しているわけではなく、同輩・上司・先輩らから伝え聞いたこともおり混ぜ、家臣として主人を顕彰する意識も加え、読者の目を十分意識して編集した記録なので、かなり意図的かつ作為的な史料とせざるを得ない。「御夜話」は記録史料の一種とみていいが、一次史料に分類できるかといえば避けたほうがよいと私は考える。

したがって、日記・記録・覚書に関しては一律に一次史料と認定せず、記載者が明確で、その経歴・思想なども明確にされている、内容的に客観性・中立性に大きな疑義がない、原本もしくは良質写本である、などの条件を満たすかどうかを判断し、一次史料に準じた扱いをすべきと考える。歴史書・地誌として編纂された著作物（執筆者が経験していない過去の出来事をもっぱら扱うもの）は、当然二次史料として扱うことになる。

「金沢城編年史料」に掲載する二次史料のうち、掲載頻度が高く重要事項を数多く載せるものは、ある程度の解題を行い、史料としての特性と限界を明確にしたいと考えている。参考のため『加賀藩史料』第2編に掲載する史料を出典別に掲載件数を粗く集計してみた。掲載件数が5件以上の典拠書目を表1に示したが、\*印を付したのは一次史料（主に写本）であり、二次史料については掲載件数上位から順番を付した。見たとおり最上位にきたのは「天寛日記」「徳川実紀」「三壺聞書」で、これが慶長～寛永期の引用二次史料のビッグ3であった。表1に掲げた書目は、万治以前の「金沢城編年史料」において利用頻度の高い文献になると想定され、今回はこのうち「三壺聞書」に焦点を絞り、その書誌的検討を行った。なお「三壺聞書」に影響されて著された「新山田畦書」「自他群書」の簡

単な解題を、参考のため最後に付した。

表1 『加賀藩史料』2編(慶長10～寛永17)典拠リスト

	「加賀藩史料」の典拠書目	掲載件数	備考(著者・成立などワンポイント解説)
*	国初遺文(16・28-74)	118	前田家四代の天正3年から寛文元年迄の古文書写本。明治21年 森田平次編。
1	天寛日記	78	文化8年、幕府機関で編纂。天正～寛永間の出来事を編年綱文で示す。
2	徳川実紀	68	幕府編纂の正史で、家康から10代家治までは天保14年完成。
3	三壺記	66	元禄初期、山田四郎右衛門著、「三壺間書」の名称もある。
*	慶長以来定書	53	藩法写本、別名「金城古定書」といい、刊本『加賀藩御定書』では巻一「寛永以前御定書」として載せるが原本の所在不明。
*	万治已前定書(16・23-18)	41	藩法写本、「金城古定書」の別称ともいう。伝本については要検討。
*	本多氏古文書(16・34-58)	35	前田家編輯方による年寄本多家所蔵古文書等写本。
*	加賀古文書(16・28-102)	31	前田家編輯方が加賀4郡で採取した古文書等写本。
*	国事雑抄(16・28-77)	28	藩関係の旧記・旧聞・古文書等の書抜集、全25巻。嘉永6年～元治2年に森田平次が編集。
4	前田家雑録	25	現在の加越能文庫目録での書名は「前田御家雑録」16・12-19。著者・成立不明。
5	寺社来歴	24	原本不明、「延宝年中加越能社寺来歴」のことか。
*	能登古文書(16・28-103)	24	前田家編輯方が能登各地で採取した古文書等写本。
6	金沢古蹟志	22	明治24・35年 森田平次著。刊本あり。
*	越中古文書(16・28-106)	17	前田家編輯方が越中各地で採取した古文書等写本。
*	壬子集録(16・28-112)	17	重臣らの戦功書上等古文書写本。寛文12年(壬子)のものが多い。
7	政隣記(16・28-11)	15	津田政隣編著、天文7年～文化11年までの藩史に係る重要事件の年譜。全31冊
8	可観小説	12	青地礼幹著、正徳5～寛保3成立。刊本あり。
9	菅家見聞集(16・28-4)	12	長家家臣出口政信著、天文～貞享・元文までの編年体の前田家史。
10	越登賀三州志	11	寛政～文化年間、富田景周著。刊本あり。
11	桑華字苑(16・28-110)	11	正しい書名は「乙夜の書物」、寛文10～11年、関屋政春著。
*	旧藩遺文(16・28-75)	10	明治32年、加賀藩関係の古文書写本。
12	微妙公御夜話	10	利常(微妙公)の夜話集には「御直言覚書」「御発語」「御夜話録」などがあり、いずれも「微妙公御夜話」という別名をもつ。いずれが典拠か判断できない。
13	関屋政春古兵談	8	延宝7年 関屋政春著、現在は「政春古兵談」(16・81-245)で登録。
14	懐恵夜話(16・28-174)	7	享保4年 由比勝生著。
	金沢市中文書(16・34-195)	7	前田家編輯方が旧金沢市内で採取した古文書等写本。
15	袂草(16・28-126)	7	正しくは「たもと草・同追加」。元禄14年 由井勝生著。宝永3年の跋文あり。
16	本藩歴譜(金沢市史収録)	7	湯浅祇庸による藩主・夫人・世子の列伝、天保9年編纂(前田育徳会所蔵)。
17	夜話之抄	7	原本不明
18	又新齋日録(16・05-9)	6	湯浅祇庸の備考ノート。全13巻、藩末成立。
19	[ ]歳紀聞	6	原本不明
20	残囊拾玉集(16・81-249)	5	正しくは「永貞古兵談残囊拾玉集」。有沢永貞による関屋政春古兵談の摘記・考証、有沢武貞による享保21年写本。
21	社家来歴	5	原本不明
22	松雲公御夜話	5	中村典膳克正編著、享保9年正編、延享3年追加を6代藩主に献上。
*	諸家文書(16・28-96か97)	5	前田家編輯方が明治期に調査した古文書等写本。現在は「諸家所蔵文書」「同写」。
23	新山田畔書(16・28-14)	5	元禄9年、今枝直方著

\* 『加賀藩史料』2編の典拠書目を集計したもの。\* 備考でそれぞれの書目の簡単な解説と編著者名、著作成立年などを注記したが、現在の「加越能文庫」に該当する書目がないケースや書目表記に不備があり、典拠原典を探しにくいことが、ここからわかる。また『加賀藩史料』の典拠表示に該当する書目を確認できないものもある。これらは『加賀藩史料』の史料集としての限界を示すものとする。なお便宜を図るため、現在の加越能文庫の請求番号を書目右脇の( )内に示した。

## 二 「三壺聞書」著者に関する森田平次の考証

「三壺聞書」の著者は、加賀藩の割場という役所に勤務する宰領足輕、山田四郎右衛門とされ周知されている。しかし、「三壺聞書」のどの伝本も著者名を記さないのが、幕末頃まで著者に関する情報は混乱していた。三窪権左衛門なる人物<sup>(3)</sup>を著者に想定する説があり、身分についても「台所同心」とするものがあるなど確実な著者像は確立していなかった。しかし、明治期になされた森田平次の考証によって、宰領足輕の山田四郎右衛門で間違いないと確定された。そこで最初に、森田平次による著者名確定の経緯を、森田文庫所蔵の「三壺聞書」に付された「撰者考証」（明治25年）や「加能越書籍一覽」（明治18年）を参照しながら再確認したい。

というのは、われわれは「三壺聞書」に関する情報の多くを日置謙編『加能郷土辞彙』あるいは昭和6年に石川県図書館協会から日置謙の編集・校訂で刊行された『三壺聞書』（昭和47年覆刻再刊、以下ではこの刊本を「日置編集本」と呼ぶ）から得ているが、あらためて「日置編集本」を読み直すと、日置が「三壺聞書」22巻本を底本としたことに疑問が生じ、周到な日置による「三壺聞書」の解題の大半がすでに森田平次によって行われていたことに気付いたからである。とくに「三壺聞書」の著者に関する森田平次の考証は該博で広く諸書を渉猟した者ならではものである。改めてその功績を紹介し「三壺聞書」の書誌的考証を発展させたいと思う。

森田平次による「三壺聞書」著者考証を通して、「三壺聞書」伝本の中で最も良質の写本は森田家に伝わる「三壺聞書」14巻本であることも自ずと理解されるが、日置もこの点に気付いており「三壺聞書」の原著は14巻本だと述べる<sup>(4)</sup>。しかし、なぜか森田本を底本としなかった。本論の目的の一つは、この点に異議を唱えることにある。

森田文庫（石川県立図書館蔵）に所蔵する「三壺聞書」は、後述の通り森田家4代盛昌が手写した「14巻本」である。自家に伝わる「三壺聞書」の著者や来歴について詳細に調べる強い欲求が平次に生じたのは、けだし当然といえよう。森田文庫の「三壺聞書」16冊の内訳は、「三壺聞書」の本体である14巻15冊（巻6のみ上・下2分冊に分ける）のほかにもう一冊、「巻十五」がつき、347項目14巻からなる本文に漏れた聞書・逸話を13項目載せる。さらに「異本追加」とする冊子があり、ここにも17項目にわたり本文から漏れた聞書・逸話を載せる。したがって「三壺聞書」14巻15冊のほか、本文から漏れた選外項目を「巻十五」（13項目）と「異本追加」（17項目）という2冊に収め追加されている。この17冊の冒頭すべてに「朱以書入仕事森田小兵衛盛昌如斯」という朱筆が書き込まれ、「三壺聞書」を収める帙の内側に「右三壺記等吾四世小兵衛盛昌老名西岸大人親筆累世伝来之書簿也、子孫永世可致保護者也、柿園舎主人紀良見識（印）」という説明が紀良見つまり森田平次自署でなされているので、盛昌の手写本と認定して問題なからう。これらを収める帙内別箇所に、「西岸大人（盛昌）手製古帙」が大破したので「改製之」「悉取換也」と嘉永5年6月の日付をもって記すので、上記の帙内の来歴説明も嘉永5年頃になされたと推定できる。

森田盛昌による「三壺聞書」手写時期は享保7年以前に限定できる。下限を享保7年としたのは、森田盛昌著「自他群書」5冊の自序で、「三壺聞書」に感銘しその継承を意図し、利常が死去した万治元年から貞享元年までを対象に古老からの聞書等を集め「自他群書」を執筆したと述べるからである（末尾の「参考文献解題」参照）。「自他群書」の執筆動機が「三壺聞書」にあったから「自他群書」が成る前に「三壺聞書」の手写は終わっていたはずである。「自他群書」の編纂期間も勘案すると、手写の時期は、正徳以前に遡るとみて何ら問題はない。

現在、森田文庫では「三壺聞書」18冊とともに「自他群書」5冊、「信連記」1冊を同じ帙内に収める。嘉永5年に補修したあと、以前同様に収めたからであろう。「三壺聞書」18冊とは、前述の17

冊（本文 14巻 15冊 + 選外項目を収める「巻十五」「異本追加」の 2冊）に「目録并撰者来歴」を冒頭に加え 18冊になったものだが、首巻にくる「目録并撰者来歴」のみ盛昌の筆跡ではない。「目録并撰者来歴」の前半部は「三壺聞書」14巻および巻 15の内容目録であり、巻別に項目名を列記するが脱漏があり利用価値は低い。この目録部分に「八世通頭大人親筆也」と注記されるので、森田家 7代通頭が執筆したものとわかる。その後載せる「追加異本」の目録以下の部分と「撰者来歴」は森田平次の筆跡であり、とくに「撰者来歴」に森田平次の署名と明治 25年 4月 8日の日付があるので、「撰者来歴」は明治 25年までに森田平次が行った「三壺聞書」著者考証を「目録」巻に追記したものであることが明瞭である。

この「目録并撰者来歴」の中で、森田平次は「旧記二云、信連記八三壺記同作ナリ、故二三壺記ノ附録トスト云々、但、追加ノ分ハ後人ノ加筆」と述べる。「三壺聞書」の著者山田四郎右衛門は「信連記」の著者でもあったから、森田文庫の「三壺聞書」18冊は「信連記」とセットで保管されたのだと了解できる。また「追加ノ分」についての但書は「信連記」などに多くの追筆がなされていることに関する言及であろう。

さて森田文庫本の遺存状況を詳述してきたが、こうした写本の遺存状態から、盛昌手写の 14巻本と選外項目を載せる「巻十五」「異本追加」や「信連記」がセットにされ流布していたことがわかった。その理由は、共に山田の著作であると認識されていたからであろう。次節で紹介する加越能文庫甲本の首巻に「信連記」を載せ「巻十五」に選外項目を載せたことも、上記と同じ事情によるものであるが、選外項目の内容は大きく異なる。それは、著者山田の生前から彼の著作が写され流布したためであり、自著を他人に見せるにあたり、時々異なった状態の原著を提供したためと考えられる。この点はあとでもふれるが、著者にとって納得のいく原著がなかなかまとまらなかったためであろう。

次に「三壺聞書一名三壺記撰者来歴」という内題で始まる森田平次の「撰者来歴」を紹介しよう。「撰者来歴」の結論は、冒頭に述べたことに尽きるが、具体的に示された平次の所見は、

#### <史料 A>

「前件之諸記録共ニ而三壺記之撰者山田四郎右衛門之履歴等判然也、平次按ニ台所同心足軽との伝説八可観小説ニ記載せる故也、此八青地礼幹の過聞ならん、又湯浅氏の割場附足軽之躰との説八割場奉行の言上書に拠ての推説なるへし、岩原氏の宰領足軽也との説八是実を得たる確説といふへし、但松雲公の時、杉江空左衛門より指上、結構ニ認被命といへる八過聞ならん、予書籍編輯係命せられ明治四年の秋、元金谷文庫ニ納有之書籍共、本丸附段之庫倉入ニ相成、書籍悉く取出シ取調方の節、即山田四郎右衛門自筆本と書付有之古写本有之、親ク一覽するに十四冊有之、綿密ニ書写致シ、手すれたる古本ニて表紙も甚麤抹也、結構ニ認替しめられしといへる八、是又過聞なるへし」

というものであった。この所見を示す前提（前件之諸記録）として平次は「文政四年辛巳四月横山次郎兵衛より富田痴龍翁江問合書面之写」、「富田痴龍翁答書写」、「青地礼幹「可観小説」抜粹、加藤惟寅「蘭山私記」抜粹、岩原惠規「飛々羅」抜粹、湯浅祇庸の「三壺聞書」作者に関する見解、宝永 6年 5月の割場奉行言上書・足軽小頭栗原氏尋問答書、など識者の証言を紹介する。

以外は、「日置編集本」で翻刻し紹介されているので、ここでは掲げないが、は著者名確定の上で決定的に重要な証拠資料なので再掲しておく<sup>(5)</sup>。

#### <史料 B>（宝永 6年）割場奉行言上書写

「才領之者山田四郎右衛門義、拾四・五年以前八十歳余ニ而病死仕候、子孫者無御座候、只今山田権左衛門と申者、足軽罷有候得共、右四郎右衛門子孫ニ而無御座候以上、

五月十七日

斎藤 八大夫

「 足軽小頭栗原太左衛門江相尋申聞趣

四郎右衛門義せかれ無御座と覚申候、娘一人罷在、中村久左衛門組足軽江縁付候処、四郎右衛門  
 存生之内病死仕候由、

一、四郎右衛門妹ニせかれ兩人有之、壹人八原田又右衛門組足軽、壹人八駒井庄大夫組足軽ニ而、  
 今以御奉公申上候、此外子孫覚不申由、

但太左衛門八四郎右衛門在世之時分、近辺罷在候者ニ御座候、以上、

森田平次が博搜し探し当てた文献やその考証文を読めば、「三壺聞書」の著者が宰領足軽山田四郎右衛門であることの根拠や理由がよくわかる。著者確定の功績は森田平次に帰すべきで日置のものではない。をみた限り富田景周（痴龍翁）は、山田四郎右衛門が著者だと確認しているが、脇田九兵衛の手伝いによって成ったとする「可観小説」の記録を紹介するだけで、多賀家に伝わる「三壺聞書」善本も一覽しただけで手写した形跡がない<sup>(6)</sup>。全体に「三壺聞書」への評価が低いように見え「三壺聞書」に対する関心は薄い。

これにたいし森田盛昌同様、「三壺聞書」写本（18巻本）を入手した今枝直方が、その内容に感銘し、同書の抜き書きを行い必要な訂正を加えて元禄9年「新山田畦書」を執筆したことは注目される事件であった。しかしなぜか、森田平次も日置謙も「新山田畦書」の直方自序に言及していない。元禄9年に書かれた「新山田畦書」の今枝直方自序を読むと、著者山田はなお存命であり、利常の時代は「三十人組の足軽とて御露地にかかりたる者」だったと指摘している（後掲 参考文献解題）。四郎右衛門の晩年は宰領足軽なのであるが、若き頃は利常の御露地御用に精勤した三十人組付の足軽であった。御露地御用というのは、ある面で藩主周辺の情報を得やすい御用ともいえるので、「三壺聞書」の情報ソースを考える上で興味深い。また、詳細は別の機会に譲りたいが「三壺聞書」の内容を読み込むと、著者は徳川家の家来であった時期があったか幕臣から必要な情報を得た可能性がある。また直方自序から、著者生存中にすでに「三壺聞書」の写本が弘通しはじめたことがわかるほか、そのことが著者山田にとって、未完成であるうえ他人に見せる図りのない著作であったがため、とても不本意なことであったことも窺えた。「三壺聞書」写本が流布し始めた時点における、著者の思いと本書を求めた藩内文人社会の軋轢については、本書の多様な伝本のありようを考えると、重要な要因なので、もっと考慮せねばならない。

森田平次の紹介した文献はじめ上記をもとに、山田四郎右衛門死去前後からの「三壺聞書」に対する藩内識者の反響を時間軸に沿って列記すると、下記ようになる。

## ■ 「三壺聞書」の流布過程

\* 元禄9・10年頃：宰領足軽山田四郎右衛門が80才余で病死。男子なく娘が中村久左衛門組足軽に縁付くが父より早く死去。四郎右衛門の妹に倅が2人おり足軽として宝永年中まで勤務（史料B）。

\* 元禄9年：今枝直方は「三壺聞書」18巻本を得て、その内容に感銘。同書から約200項目抜き出し補訂を加え「新山田畦書」と名付ける。「新山田畦書」序文で、直方の蘊蓄をもって後世に残しても恥ずかしくないものに改善するとし必要な改訂を行ったと記す（「新山田畦書」自序）。

\* 元禄～正徳頃：森田盛昌は『三壺聞書』14巻本を借り受け手写する（森田文庫本）。

\* 宝永6年頃：綱紀は相次いで杉江家および原田家から「三壺聞書」を得たので、著者山田四郎右衛門の経歴・一類について割場奉行等に調べさせた。宝永6年5月17日、割場奉行から四郎右衛門の身元について答書が出された（史料B）。

\* 享保4年11月：原田又右衛門長矩は「三壺聞書」の所蔵事情について藩史に回答し、10余年前に自家所蔵の「三壺聞



書」を藩主に献上した顛末を記す(『可觀小説』)。

- \* 享保7年5月:「三壺聞書」に刺激された森田盛昌は、その続編として「自他群書」を編集し脱稿。
- \* 文政11年:22巻に整序された「三壺聞書」が書写された(日置本)。
- \* 文政13年:山本政正・平六父子によって、序も巻1も大きく改変された「三壺聞書」(20巻本)が書写された(河島氏旧蔵本)。
- \* 江戸後期の金沢の書肆(綿屋・松浦善助(宝賢堂)・小松屋(松花堂))では、14巻本の「三壺聞書」が貸本として提供されていた。
- \* 明治4年:森田平次は、金谷丸の御文庫から本丸三十間長屋に移された書籍調査に従事し、綱紀が入手したとされる山田自筆本「三壺聞書」を調査閲覧した(史料A)。

上記から著者山田存命中の元禄9年から没後の享保初期にかけ、今枝直方の入手した18巻本、森田盛昌が手写した14巻本(森田文庫本)、綱紀が原田又右衛門家・杉江家から入手した2点の「三壺聞書」14巻本(自筆本)、以上4種の「三壺聞書」が藩内の武家の間に流布していたことがわかる。宝永頃すでに5代藩主綱紀自ら「三壺聞書」に関心をもち2種類入手していたことは、「三壺聞書」の世評の高さを示すものである。ただ問題なのは、綱紀が得た「三壺聞書」について、綱紀自身山田四郎右衛門の自筆本と認識していた点である<sup>(7)</sup>。これは誤解(過聞)の可能性があり検討が必要である。

『可觀小説』によれば、享保4年12月の逸話として、10年余り前(宝永5・6年頃)に、綱紀から御下問があり本多図書を通して原田長矩(又右衛門)に高岡城の築城年を尋ねたところ、長矩は原田家所蔵の「三壺聞書」に記述があったので、「三壺聞書」を御覧に入れながら築城年について回答したという。すると綱紀は長矩の持参した「三壺聞書」に関心を寄せ見覚えある手跡だといい、どのような訳で「三壺聞書」を所持するのか尋ねた。これにたいし、四郎右衛門は原田長矩方に心安く出入りする者であり、あるとき「14冊自筆に相調」持参したゆえ所持するのだと答えた。これを聞いた綱紀がそれを残らず所望されたので、14巻すべて献上した。急なことだったので原田家にその写を取ることもしなかったため、原田家には「三壺聞書」の写本類は所蔵されていないという<sup>(8)</sup>。

岩原恵規「飛々羅」によると、同じ頃綱紀は杉江空兵衛家からも「自筆本」なるものを入手していたので、宝永5・6年頃に綱紀は原田家と杉江家から二種類の「三壺聞書」を収集していた。どちらを先に入手したかは不明である。綱紀が入手した「三壺聞書」自筆本なるものは、現存するのだろうか。もし今も伝わるのなら、その伝本を批判的に観察し自筆本かどうか検証する必要がある。

そこで史料Aの平次所見において、旧藩の書籍調査を依頼された平次が明治4年、城内本丸の倉庫(いまの三十間長屋か)で山田自筆本とされる14巻本を調査したと述べた点が注目される。平次はもと金谷文庫にあった「山田四郎右衛門自筆本と書付有之古写本」を「親しく一覽し」、「綿密に書写致し、手すれたる古本」と述べる。さらに自家の盛昌手写本と異なる山田自筆本を手にとって閲覧し、「岩原恵規筆記」で自筆本は「結構に認替しめたる」と書いていたが、原本を見るとさほど「結構」にみえず「過聞なるへし」と岩原の所説を斥ける<sup>(9)</sup>。ここで平次が「自筆本と書付がある古写本」と書いた点は注意すべきで、自筆本なのに「写本」とあえて表現したのは、平次は四郎右衛門自筆という点に疑念をもっていたからと思われる。

明治4年に平次が本丸倉庫で実見した「自筆本」という「書付」のある14冊本の行方はどうなったかといえ、のち東京の尊経閣文庫に移管され、そのあと昭和23年に金沢市の加越能文庫(金沢市立玉川図書館蔵)に移管された可能性が高い。現在、加越能文庫に現存する2種類の「三壺聞書」伝本のうち17冊編成の14巻本(本論では「加越能文庫甲本」と呼ぶ)が、これに該当するとされるが、

「自筆本」という「書付」はどこにもなく、本当に明治4年に森田平次が見たものなのか判断し兼ねる。しかし、「加越能書籍一覧」の「三壺聞書」説明の末尾に「又明治廃藩の頃、旧藩前田家文庫入の書籍共を取調ける時、四郎右衛門自筆本の三壺記あり。十四冊之第六卷上下二巻となし、外二追加一冊并信連記共都合十七冊と成たり」と、明治4年に実見した自筆本について、より詳しい説明を行い、追加巻の奥書に「右追加一冊、所々に書置之追加ト少宛之相違可有候、何も見合一致二可仕与存申候処、光陰矢の如く未短くせまり気虚胎弱と成て最早叶不申候間、以来見合一致二被成候ハ、黄泉ニて可為大悦者也」と載せることを紹介する。そこで、これらの点を現存の加越能甲本で確認したところ、巻六は上・下に分けられ、「巻十五・追加」巻の末尾に同じ文言の「追加異本」奥書がみえるので、森田平次が明治4年に閲覧した自筆本は、加越能文庫に現存するものであると確定してよい。すなわち、この加越能文庫甲本（14巻本）こそが綱紀が入手した「三壺聞書」の一本であった<sup>(9)</sup>。

しかし、この加越能文庫甲本を子細に観察すると、本当にこれが山田の自筆本であるのか、森田平次同様の疑問を禁じ得ない。とくに森田平次の所見に示された「巻十五」奥書は、本書の著者が書いたとは思えない内容であるからだ。本文から漏れた選外項目を載せる「追加一冊」と14巻本の所々に書き記された追加項目の中味があまりに喰い違っており、これを検証し正したいが出来ない、ということ述べたもので、著者であればこうしたことを書くはずがない。本書の手写者が考証の不足を遺憾に思い追記したものである。平次の上記の調査記録から、綱紀の入手した一本はおそらく写本であったことおよび、宝永年間すでに相当数の「三壺聞書」（14巻本）写本が出回っていたが、選外項目（追加異本）の写本については相当混乱した状態になっていたことが推察できた。

綱紀が宝永年間に入手し、明治4年に森田平次が閲覧した加越能文庫甲本は14巻本であり、森田文庫本の盛昌手写の「三壺聞書」も14巻本であった。また今枝直方が得た18巻本は伝本として残っていないが森田文庫本と近似したものと推定される。現在残る森田文庫本も18冊から成るからである。享保初期までに流布した「三壺聞書」は基本的に14巻本だと理解してよい。それは、日置がすでに「三壺聞書」原著は14巻であると指摘していたように、戦前から妥当な理解として主張されていたことなのである。

次に問題となるのは現存する14巻本の伝本のうちどれがより古いのか、原著に近いのかという点である。この点は次節で、現存する伝本を比較し私見を示したい。

ところで日置は、森田家の14巻本や明治4年に森田が実見した14巻本（昭和6年当時は尊経閣文庫所蔵）を底本とすることもできたのに、なぜわざわざ後年の加除修正がなされた22巻本を底本にしたのか疑問が残る。日置は22巻本のほうが「如何に精練せられているか」と評価し底本にしたと述べるが（昭和6年「日置編集本」解説）、果たして日置のこの判断は妥当なのか。史料集に採録するにふさわしい「三壺聞書」伝本は、22巻本ではなく14巻本であることは、森田平次の「三壺聞書」考証の足跡を辿るだけで了解できる。日置が理由とした、内容的に改訂され洗練されていることは史料集にとって、さほど重要な基準ではないと思う。

### 3 「三壺聞書」伝本を比較する

「三壺聞書」を史料として利用するなら著者が執筆した状態に近いもの、すなわち山田自筆本（「三壺聞書」原著）またはそれにできるだけ近い写本に拠るべきと考える。自筆本は目下のところ伝わっていないので、現在残る伝本の中から14巻本を選び出し、その中から出来るだけ原著に近い写本を選ぶことに専念したい。今回は比較的調査しやすい伝本8種について検討した。

「三壺聞書」の伝本については、『補訂版国書総目録』（1990年）に下記のごとく22種の伝本を載せる<sup>(11)</sup>。

- 1：国会図書館 18巻 6冊本、 2：内閣文庫 18巻 18冊本、 3・4：静嘉堂文庫 14巻 13冊本・10巻10冊本  
 5：東京国立博物館 10冊本、 6：京都大学谷村文庫 15巻 22冊、 7：筑波大学 15巻 15冊本、  
 8：東京大学史料編纂所 15巻 7冊補遺1（安政6年写）、 9・10：石川県立図書館15巻10冊本・森田文庫本14巻 15冊、  
 11～17：富山県立図書館本（宝暦11年写本5冊本）・（文化9年写本25冊本）・（文久3年杉木有貞写8冊本）・  
 （10冊本 6巻脱漏）・（3冊本）・（零本3冊）・（2冊本）など7種  
 18・19：金沢市立玉川図書館蔵（甲本：17冊自筆本）・（乙本：25冊本）  
 20：雅堂文庫（20冊本）、21蓬左文庫（14巻21冊）、22中島図書館杏文庫（22冊本）

このうち下線を施した5種と上記に漏れる金沢市立玉川図書館所蔵の3種（「日置本」「富田文庫本」「河島氏旧蔵本」）が今回の調査対象であり、便宜上これをA日置本、B森田本、C加越能文庫甲本、D加越能文庫乙本、E河島氏旧蔵本、F富田文庫本、G雅堂文庫本、H谷村文庫本と略称し、以下その書誌を簡単に記しておく。

A：日置本 金沢市立玉川図書館蔵（郷土史料090-411-ア：日置謙旧蔵寄贈）

22巻3冊本。冒頭の「治世の次第」から「法勝寺千岳和尚追悼の事」まで全354項目にわたる聞書・逸話等を22巻に編集し3冊（巻9まで、巻16まで、巻22までを3冊に区分）に収録する。序文は14巻本のそれと比べると大きく縮小されたものが掲載されるが跋なく、3冊目末尾に「文政十一年子十一月書写之（朱印「正厳」）」とあるので、文政11年の写本とわかる。「石橋」という文字上に「山元」の貼紙があるが書写や写本所持に係る人名かと推定される。手写者およびその伝来等は不明で日置も特に言及していない。本書が「日置編集本」の底本であるが、他の22巻本で校訂したので、活字になったものと本書との間に異なる箇所もある。

B：森田本 石川県立図書館 森田文庫所蔵（3函 2）

14巻15冊本。347項目に及ぶ本文を14巻に編集し、巻6のみ分冊にしたので15冊となった。ほかに「巻15」「三壺聞書異本追加」に「三壺聞書目録并撰者来歴」を加え18冊セットで保管される。前述の通り森田家4代盛昌自筆の写本である。盛昌は享保17年、66才で死去しているので山田四郎右衛門が死去したとされる元禄10年(1697)頃は30才であった。おそらく「三壺聞書」の著者晩年もしくは没後間もない時期に手写した写本と推定され、完成して間もない頃の原本の姿を伝える重要な伝本の一つである。

C：加越能文庫甲本 金沢市立玉川図書館加越能文庫（16・28-13）（綱紀入手本の1つか）

14巻17冊本。『尊経閣文庫加越能文献書目』（昭和14年）に「山田四郎右衛門撰、写（自筆）」とある前田育徳会旧蔵本（侯爵前田家本とも称す）であることは本文で指摘した通りである。綱紀が入手した2種類の14巻本の一つで、森田文庫本とともに宝永年間に流布した重要な伝本である。本文の354項目を14巻15冊（巻6を上・下に分冊）に編成する点は森田文庫本と同じだが、項目数は森田文庫本より7項目多い。増えた7項目のうち6つまでは、日置本と同じ項目分割がなされ、巻14で森田文庫本にも日置本にもない「六条門跡之末寺二而物語之事」という項目を載せる。日置本の項目数354と本書の項目数は同数だが1増1減があって同数になっただけで、2箇所相違がある。1つは巻6下「参河守秀康公事附堀左衛門佑事」の項目を日置本は「徳川参河守秀康公の事」と「堀左衛門佐の事」に分割するのに本書は分割していない。もう1つは巻14で「六条門跡之末寺二而物語之事」を追加したことである。「信連記」をのせた首巻や末尾に選外項目を載せる追加巻が付いた点も森田文庫本と共通するが、選外項目の内容は多くが一致せず、森田文庫本と異なる底本に依拠した伝本といえる。

D：加越能文庫乙本 金沢市立玉川図書館加越能文庫（16・28-12）

12巻25冊本。各冊の見返しや末尾に「加州金沢 綿屋平兵衛」「綿平」「御用御書物所 加州金沢堤町書肆 宝賢堂 松浦善助」「松書林 松浦善助」「松加州金沢上堤町 松浦八兵衛」「松金沢堤町 松浦」、「加金城材木町 小松屋嘉兵衛

松花堂「小嘉」という蔵書印を載せるので、本書が金沢の本屋の間で所有権が頻りに移動した写本であると推定される。いずれも近世後期（寛政以後）金沢城下で営業していた書肆であり、「三壺聞書」が城下町の本屋で一定の知名度をもつ書物であったことがわかる。巻数と項目構成からみて14巻本系の写本であるが、巻7～巻12に巻数表記のミスがあり、表2ではこれを是正する注記を付した。巻6を上下に分冊した14巻本を底本としているが、写したとき、「巻6下」を「巻7」と誤って表記したため、巻8以下の巻数表記がすべて食い違ってしまった。これを直せば14巻本のうち11巻までが書写されたものといえ、あとに続く巻12～巻14は欠本である。しかし、所蔵した人々に欠本という認識がなく、巻12（じつは巻11）をもって「大尾」とする。おそらく本書の底本は14巻本であったが、欠本分について自覚しないまま11巻で完結するものと誤解し伝来したようである。各巻の分冊の仕方は、巻1が1冊、巻2・3・4・5・6・7・9・10・12が2分冊、巻8・11が3分冊とされ、全部で25冊となる。変則的だが14巻本の伝本の一つとみてよい。

E：河島氏旧蔵本 金沢市立玉川図書館（郷土史料090-411-イ）

20巻7冊本。河島柏夫氏からの寄贈本。各冊の表紙見返しに「河島文庫」「河島柏夫寄贈」などの印があり、各冊最終丁に「山本」の朱印がある。巻18（6冊目）末尾に「右者於宮腰、文政十三年早春より初夏下旬迄二書写終ル、都合七冊之内、二冊者二男平六致書写、五冊者自分書写ス、不学なれ八、文字ノ誤も引直事不能見給ふ方々嘸一笑なるへし 齡五十九 山本政正」とあり、宮腰にて文政13年早春から初夏に山本政正・平六が書写した写本だとわかる。平六の写本は3冊目と7冊目であった。日置本22巻本の変則的な写本とみられる。最も変則なのは1冊目で、序文が日置本とも森田文庫本とも異なる独自のものに変質しており、冒頭の2項目を削除し「信長公御先祖の事」から始まり、日置本の巻1・2の合計19項目を9項目に減らす。2冊目以後は、おおむね日置本22巻に近い巻割をするが、3冊目・18冊目は14巻本と同じで分冊していない。13・14冊目の分冊の仕方も著しく変則的であったが、ここと巻1・2の削減・改変を除けば、おおむね日置本と同じ354項目22巻系の写本とみてよい。前田家の歴史にとって不要な部分を大胆に削除した点が特徴だが、手写者の作為を大胆に加えたものといえる。史料として使用価値は減退したが「三壺聞書」の及ぼした文化的影響を考える上で重要な伝本といえる。

F：富田文庫本 金沢市立玉川図書館 富田文庫（23・2-9）

30巻13冊本。本書も22巻本のかかなり変則的な写本とみられる。金沢堤町の商人館屋権兵衛家の伝本だが、他の14巻や22巻と比べると「三壺聞書」に対する理解は独特で、22巻本の巻割を無視し自在に分け、新たに巻30までの巻数番号を付与している。底本の巻数を尊重したようにみえない。30巻のうち3・4・15・16巻を欠く。表2に示したように日置本の22巻構成をさらに細分し30巻にしたが、割り方はランダムで所々飛ばした項目もあり写本としての精度は劣る。

G：雅堂文庫本 前田土佐守家資料館蔵

14巻20冊本。加賀八家の一として知られる前田土佐守家の当主が蒐集した武家文庫のなかの一書。14巻本を20冊に分冊するが、分冊の仕方は表2に示した通りで、巻1と巻3は分冊せず同じ冊子の中で上・下に区分するにとどめ、巻5・6・7・8、巻10・12は、それぞれ上下2巻に分立させ20冊にする。巻1・3も分冊すれば、14巻本が22分冊となることが明確にわかる。ここから14巻本のうち巻1・3・5・6・7・8・10・12を上・下の2分冊に分けたものが22巻本であるとわかる。つまり本来の14巻のうち8つの巻を上・下に分冊して22冊に直すと22巻本の体裁ができるのである。雅堂文庫本の14巻は354項目で、22巻本と同一である。森田本14巻の項目は347であり、森田本の7つの項目を2分割すると354項目となる。雅堂文庫本は、本来347項目あった「三壺聞書」のうち7つの項目で項目分割をしたあとの14巻本（20分冊）とみてよからう。なお、この14巻本は本文項目だけから成り、選外項目を載せる「異本追加」などの巻はなかった。

H：京都大学谷村文庫本

越中出身の実業家谷村氏旧蔵の15巻22冊本（ほかに追加巻1冊あり）。本体をなす14巻354項目は20冊に編成され、こ

れに目録を記す「首巻」と選外 14項目を載せる「巻十五」の 2 冊が加わり 22冊となる。そのほかに選外 23項目を載せる「追加巻」が加わり 23冊となるが、こうした伝本の構成は森田本のそれと極めて似ている。森田本系の 14巻と選外項目を 23冊に分けて書写されたものである。本体をなす 14巻については、巻 5・6・7・8、巻 10・12は、それぞれ上下 2巻に分立させ、巻 1・3のみ分冊せず、同じ冊子内部で上・下の区分をしている点は前掲の雅堂文庫本の 20冊割と全く同じで、同系統の写本とみてよい。雅堂文庫本とともに、14巻構成の「三壺聞書」が 22巻本に変容する過程を窺うことができる興味深い伝本といえる。

表 2 「三壺聞書」諸本 項目数比較

森田本 (14巻本)		日置本 (22巻本)		加越能文庫 甲本 (14巻17冊本)		雅堂文庫本・ 谷村文庫本 (14巻20冊本)			加越能文庫乙本 (25冊) 14巻本系		河島氏旧蔵本 (20冊) 変則22巻本系		富田文庫本 (30巻本)変則22巻本			
巻 1	19	巻 1	10	巻 1	19	巻 1	19	巻 1上:10	巻 1	19	改変著しい		1巻	10	巻 1	
		巻 2	9					巻 1下:9			9	1冊目	2巻	9	巻 2	
巻 2	27	巻 3	27	巻 2	27	巻 2	27		巻 2	27	27	2冊目	3巻	欠	巻 3	
巻 3	23	巻 4	15	巻 3	24	巻 3	24	巻 3上:15	巻 3	24	25	1項増	4巻	欠	巻 4	
		巻 5	9					巻 3下:9					5巻	13	巻 4⑤~巻 5②	
巻 4	25	巻 6	25	巻 4	25	巻 4	25		巻 4	25	25	4冊目	6巻	8	巻 5	
巻 5	32	巻 7	14	巻 5	32	巻 5上	14		巻 5	32	17	5冊目	7巻	11	巻 6	
		巻 8	18			巻 5下	18				15	6冊目	8巻	13	巻 6	
巻 6	39	巻 9	21	巻 6	39	巻 6上	21		巻 6×	21	巻 6上	21	7冊目	9巻	巻 7	
		巻 10	19			巻 6下	19		巻 7×	19	巻 6下	19	8冊目	10巻	巻 8	
巻 7	25	巻 11	10	巻 7	27	巻 7上	10		巻 8×	27	巻 7	10	9冊目	11巻	巻 8⑮~巻 9④	
		巻 12	17			巻 7下	17					17	10冊目	12巻	巻 9⑤~⑰	
巻 8	30	巻 13	15	巻 8	31	巻 8上	15		巻 9×	31	巻 8	16	11冊目	13巻	巻 9⑳~巻 10⑥	
		巻 14	16			巻 8下	16					15	12冊目	14巻	巻 10⑦~⑰	
巻 9	18	巻 15	19	巻 9	19	巻 9	19		巻 10×	19	巻 9	17+2	13・14冊目	15巻	欠	巻 11
巻 10	26	巻 16	13	巻 10	26	巻 10上	13		巻 11×	26	巻 10	13	15冊目	16巻	欠	巻 12
		巻 17	13			巻 10下	13					13	16冊目	17巻	17	巻 13
巻 11	27	巻 18	27	巻 11	27	巻 11	27		巻 12×	29	巻 11	27	17冊目	18巻	14	巻 14
巻 12	29	巻 19	12	巻 12	29	巻 12上	12		×			☆29	18冊目	19巻	11	巻 15①~⑪
		巻 20	17			巻 12下	17		×					20巻	15	巻 15⑫~巻 16⑦
巻 13	14	巻 21	14	巻 13	14	巻 13	14		×			14	19冊目	21巻	7	巻 16⑧~巻 17①
巻 14	13	巻 22	14	巻 14	15	巻 14	14		×			14	20冊目	22巻	12	巻 17②~⑬
合計	347		354	合計	354		354			299				23巻	12	巻 18①~⑫
										(項目数)	(備考)	(項目数)		24巻	15	巻 18⑬~
巻 15選外	13			巻 15選外	13		14							25巻	12	巻 19
選外項目	17						23							26巻	17	巻 20
	(項目数)		(項目数)		(項目数)		(項目数)							27巻	7	巻 21
														28巻	5	巻 21
														29巻	7	巻 22
														30巻	7	巻 22
										合計	345		合計	293	(日置本との比較)	

(注 1) 加越能文庫甲本の巻 6 下は、森田文庫本と同項目で分割がなく項目数は同じになったが、他の 6 項目では分割があり、6 項目増え、さらに 14 巻目で森田文庫本や日置編集本にない項目を 1 項目追加したので、項目数は日置本と同じとなった。

上記 8 種の伝本の巻割りと項目数を表 2 に掲げてみた。今回の伝本調査によって、大きくいえば 14 巻本系と 22 巻本系の伝本が残るとわかった。14 巻本が古いことは前述した通りであるが、22 巻本に変

化した経緯は、雅堂文庫本・谷村文庫本の冊子構成から窺えたように、本来の14巻のうち8つの巻を上・下2分冊に分けると22冊構成の14巻本となるが、この22冊を巻数とみなせば22巻本の体裁に変化する。表2の森田本と日置本（あるいは加越能文庫甲本と日置本）を対比すると、そのような連関が明確に読み取れ、雅堂文庫本・谷村文庫本はそのような変容が進行している途中段階にある14巻本であると理解される。

但し、日置本・加越能文庫甲本の総項目数は354項目あるのに森田本は347項目と少なく、全体の項目数が7つ違う。なぜ7つ違うのか、双方の項目名を点検した結果、下記の7項目において森田本の1項目を日置本で2分割する改訂がなされたためと判明した。

- 巻3「織田三七信孝之事」 巻5「織田信孝の事」+「能州末森城代の事」
- 巻6下「参河守秀康公事附堀左衛門佑事」 巻10「徳川参河守秀康公の事」+「堀左衛門佐の事」
- 巻7「藤堂和泉守内渡辺勘兵衛事」 巻12「藤堂和泉守内渡辺勘兵衛が事」+「木村長門守討死の事」
- 巻7「真田軍法事」 巻12「真田が軍法事」+「大坂の士大将共討死の事」
- 巻8「大御所御他界事」 巻13「大御所御他界の事」+「光高公御誕生の事」
- 巻9「加藤肥後守清正事」 巻15「加藤肥後守清正の事」+「駿河大納言忠長卿の事」
- 巻14「追腹人事」 巻22「追腹衆の事」+「御葬送并品川左門の事」

本来14巻347項目であった「三壺聞書」写本は、文政年間までに22巻354項目の「三壺聞書」に変容したが、その過程を子細に検討すると、最初に347項目のうち上記7項目が2分割され354項目の14巻本に変質したあと、14巻354項目を22巻に編成し直したものが広まったようである。

加越能文庫甲本と14巻347項目の森田本と比べると、上記の分割7項目のうち6項目（巻6下「参河守秀康公事附堀左衛門佑事」以外）で本来の項目を2分割し項目を6つ増やし、そのほか巻14で「六条門跡の末寺にて物かたりの事」という項目を新たに追加し7項目増やしている。加越能文庫甲本は綱紀が宝永年間に入手したものであり、山田死後20年ほどの間に、同じ14巻本で347項目から354項目に変化したことがわかる。14巻本のうち雅堂文庫本・谷村文庫本は、「六条門跡の末寺にて物かたりの事」という新項目は載せず、上記7項目を分割し22巻本と同じ354項目に編成するので、上述の通りまず項目分割を行い、総項目数を354項目に増やしたあと、14巻の冊子の数え方を変えた22巻354項目本が近世後期に登場したのである。近世後期には本来の姿に近い14巻本系が22巻本とともに流布し読まれたと理解される。

今回調査した8種のうち5種が14巻本系で、3種が22巻本系であったが、22巻本系では日置本が最もよく整序されていた。14巻本のほうでは、綱紀が入手した加越能文庫甲本よりも森田文庫本のほうが古い写本とみられる。その理由は、347項目編成のほうが古い形態とみられる（後述）、序文も森田本のほうが長く本来的な姿と推定できる。「巻十五」「追加異本」に載せる選外項目の数が他の14巻本より多い、の3点であるが、手写者や書写時期が他のものより明確であることも勘案すれば、森田本は伝本八種の中で最良の伝本と評価できよう。

さて上記の7項目で「分割」があったと決めつけ議論を進めてきたが、本来二つの逸話が統合されて一つになったと考えられないかという反論も予想される。この説をとれば加越能文庫甲本が古く森田本のほうが新しいことになるが、上記7項目の記述内容を両本で比べると、森田本のほうがより原初的な面を多く残し、14巻本より後に流布する22巻本に近いのは加越能文庫甲本のほうで、やはりこの説は取れない。もとの一話を二分割したとみると、その項目が本来もっていたテーマ性というか執筆意図が壊れてしまうことが、むしろ明確にわかるので例示したい。代表例は「追腹人事」である。この項目は、万治元年の利常死去に際し殉死した竹田市三郎・古市左近・品川左門の3人が、主人の葬送を終えてから殉死に至るまでの経緯を記したもののだが、22巻本では「追腹衆の事」という項

目で竹田・古市の殉死、「御葬送并品川左門の事」で品川の殉死を描く。著者山田はおそらく3人の殉死を1つの物語としてまとめたはずなのに、2つに分割されたことで利常近臣3人の殉死という、利常薨去の物語のすぐ後にくる美談の効果が減衰してしまったように思う。分割は著者の真意を枉げる行為であったのだ。いくら長い話でも1つの逸話として読まれるべきものはそのまましておくべきで、これを分割したのは写本の過程でなされた余計な「お節介」である。同じことが他の6項目についてもいえる。

の「加藤肥後守清正事」に「駿河大納言忠長卿の事」の逸話まで加え執筆したのは、寛永9年の加藤忠広改易・鶴岡蟄居と將軍異母弟の忠長の改易切腹という処罰の違いを対照させたいという明確な意図が著者にあったからである。しかし、これを分割したのでは著者の意図がわからなくなる。では光高誕生記事がごくわずかしが書かれていないのに、あえてこの出来事を表題に立て分割したのは、後の人の判断で行ったことで著者の意図ではなかろう。のテーマは大御所家康の薨去であり、家康の死去前に生まれた唯一の家康の曾孫が光高であることを示すため、光高誕生の事実を最後に付言したに過ぎない。しかし、加賀藩関係者は、4代藩主光高の誕生話は何としても1項目として独立させたかったらしく、これを分割し、さらに分量が少ないからと亀鶴姫誕生の逸話まで挿入したので、本来の執筆意図から随分離れた逸話になったといえる。

こうした項目分割という行為は、転写される過程でおきた現象であるが、あまり野放図にされると実録・聞書雑記の史料価値は一層逶減してしまう。「三壺聞書」22巻本はそうした改訂がなされた写本であり、14巻347項目本より史料価値は劣ると判断される。本来の逸話・聞書を勝手に分断することは好ましい作為ではないのである。

## 結び

「三壺聞書」は世に出た当時から世評が高く、金沢の文人社会によき刺激を与えた書物であったが、当初流布したのは森田本のような14巻本であったことを指摘した。これまで「三壺聞書」の板本は確認されていないので、もっぱら識者の中で借覧と手写がなされて流布したものといえる。今回の伝本比較によって、手写者によって積極的に改訂・補記がなされ伝本が変容したことがわかった。その結果、文章も洗練され、巻数表記なども変化した。8種の「三壺聞書」伝本の巻割と項目数を検討したにすぎないが、本来347の逸話・聞書を14巻に編成した原著が、早くも宝永年間までに354項目14巻の「三壺聞書」に変容したのち22巻本に変化したことが確認できた。

著者にとって「三壺聞書」は未完の著作であったが、著者生存中から手写され弘通した。享保期までに流布したのは14巻本であり、これに選外項目や「信連記」を随伴したのも同時に広まっていたが、選外項目の写本は相互に違いが大きく系統性を見出だしにくい。おそらく原著を見せた段階で選外項目の取り上げ方に何か混乱があり、それに起因するのであろう

わずかの伝本を調べただけだが、その中で14巻347項目の森田盛昌手写本が最良の写本だと評価できた。これが今回の伝本調査でわかったことであり、今後も伝本調査を続け、森田本に匹敵する、あるいはそれを超える伝本がないか確認に努めたい。

### [註]

(1) 森田文庫(石川県立図書館蔵)

(2) その代表例は慶長15年足利に掲げる「金沢外惣構の建設」であり、その問題点は拙論「金沢の惣構建設年次を再検証する」(『日本歴史』780号、2013年)で指摘した。

(3) 三窪権左衛門の名は、貞享元年の出口政信著「管家見聞集」に序を寄せた文人として知られていた。

(4) 『加能郷土辞彙』の「三壺聞書」の項目および日置謙校訂『三壺聞書』解説(石川県図書館協会 1931年)。なお森田平次の『加能越書籍一覧』巻4 国志「三壺聞書」の項では、「三壺聞書」について、鎌倉將軍の治世から筆

を起こし、とくに足利将軍の末世、天文以来の諸国の争戦を略記したと序で指摘するが「先八加藩前田家の祖、大納言利家卿尾州荒子以来の戦功等を宗とし、万治元年利常卿薨去に至るまで凡前田国初四代の事実を八載タリ」「此物語八天文より以来諸国の有増を書記す。中にも加越能三州の事を専書載す」と述べたあと、著者に関する考証、文献の紹介へと展開する。

- (5) 史料Bは、著者の身元について最も確実な古文書といえるが、平次が湯浅祇庸から聞き取った情報である。しかし、その出典は示されていない。綱紀が「自筆本」と称するものを入手したため、作者である四郎右衛門についても関心を持ち、割場奉行に所属の足軽について調べさせたのであろう。
- (6) 文政4年「横山次郎兵衛より富田痴龍翁江問合書面之写」によれば、「三壺記作者八御台所同心と承る。姓名如何。此三壺記八管家見聞集ヨリ前二出来か、又見聞集後二出来歟」という横山次郎兵衛の質問に答えて、景周は「三壺記作者、山田四郎右衛門といへとも脇田九兵衛迭代之事伝書二見ユ、<sup>(手伝)</sup>拔書進ム、可観小説二あり。三壺記善本八多賀信濃借用之写本今藩多賀刑部か家二あり。余一覽せり」(「富田痴龍翁答書写」)と述べるにとどまる。最近、富田景周が見た多賀本の写本が、東大史料編さん所に所蔵されることがわかり、宝暦4年景周は多賀予一郎に対し三壺聞書の著書について「利常時代から35俵拝領し86才で元禄年中に死去した」と書き記した覚書を与えたことがわかった。詳細は別途紹介したい。
- (7) 「可観小説」では、原田氏が「三壺聞書」を御覧にいと「此書八則作者山田四郎右衛門手跡にて御見覚被遊候」と綱紀の反応を伝承する。岩原恵規「飛々羅」では「此者直筆之本、松雲公御尋之処、杉江左衛門二有之」と記す。
- (8) 「可観小説」の別の箇所、脇田氏が手伝ったことに言及し、山田四郎右衛門は「三壺聞書」はじめ手元にある書付・記録や所蔵本すべて火葬のときの焚草にせよと遺言したので、葬送のときすべて焼き捨てたとも述べる。つまり四郎右衛門の自筆本など残っていないという伝承もあったのである。
- (9) 岩原恵規「飛々羅」によれば、綱紀公はかねて山田自筆本を尋ね探していたが杉江左衛門のもとにあった自筆本を献上させたところ、綱紀は「実記也と御意にて、結構に認被命御文庫入二相成由」と記す。しかし、「自筆本」を実見した平次は、この岩原の指摘に疑問を持たざるを得なかったのである。
- (10) 加越能文庫甲本が、原田家旧蔵本なのか杉江家旧蔵本なのかは目下のところ断定できない。
- (11) 『国書総目録』記載の後藤文庫(金沢市立玉川図書館蔵)の抜書1冊本、新山田畦書4冊本の2種は除外した。なお、同書が「三壺聞書」の成立年を宝永年間としたのは誤りである。

## <参考文献 解題>

\* 「自他群書」森田盛昌著 享保7年

著者である森田盛昌の自筆本(5冊本)が森田文庫に残り、これが原本とみられる。写本は加越能文庫にある。盛昌は本書冒頭の自序に「三壺聞書は、利家公より御四代之間、万治元年迄記したり。某盛昌・・(中略)・・短才にして亦公界に遊ばず黙止せんも口をし、古老の聞書等を集めて之を嗣ぐに、貞享元に至り五冊、自他群書と名付て我子孫に之を与えるのみ」(享保7年5月13日謹誌之)と記すので、「三壺聞書」に影響され、その後継書として本書を執筆したことがわかる。同書の刊本は石川県図書館協会(昭和12年刊校訂:太田敬太郎)から刊行されており、同書の解説が参考となる。

盛昌は「三壺聞書」の体裁にならい、万治元年から貞享元年まで前田家の重要事件を5巻に編成するが、巻1の冒頭は「信長先祖の事」「織田家御系図」や「東照宮先祖」逸話から始まる。それは明らかに「三壺聞書」を意識しており、そのあと利常逝去の事を記したあと万治年間の出来事を列記する。巻2は寛文2年の將軍家綱「御船遊」から、巻3は寛文9年の「宝円寺御造営」から、巻4は寛文12年の「玉泉院様五十回忌」から書き始める。最終の巻5は天和元年の「將軍綱吉の紅葉山参詣」や「越後高田城請取」から始まり、貞享元年の「能登土方領御公領となる事」「黒島村と鹿磯村海境論裁許」まで載せるが、ここに享保六年の裁定を載せるほか、続く「前田家有増物語之事」では、享保7年までに亡くなった藩主・正室などの経歴を記す。おそらく貞享元年までの出来事を記したあと、



享保六・七年までに補訂を行い追記したものであろう。

本書には凡例があり、「三壺聞書」の後継書と自称するだけあって、「三壺記」十四巻の次に見るべきである、万治元年以前の出来事は「三壺記」に記載がなければ載せ、万治二年以後の出来事でも「三壺記」に書き込まれたものは除外したと記す。「三壺聞書」が著者に与えた影響の大きさが窺える。著者は享保17年に66才で逝去したから、寛文7年頃の生まれである。貞享年間に二十歳であったから、本書に載せる出来事の大半は著者在世中の出来事である。しかし、江戸の將軍家の話題や逸話なども多く載せるので、然るべき情報を得て編纂したものと推定される。その意味で本書の価値はもっと見直してもよいのかもしれない。

\* 「新山田畦書」 今枝直方編著 元禄9年

加越能文庫(16・28-14)に今枝直方自筆の4冊本(今枝家旧蔵本)と同書の編輯方手写本(16・28-15)が所蔵される。

本書を編集したのは藩重臣の今枝直方であり、元禄9年に書かれた序で「三壺聞書」の内容を評価したうえで、後人のため誤伝・誤聞を訂正し文章も一部改め、四巻(約200項目)に編纂し直したと述べる。本書の序・跋から、元禄9年までに「三壺聞書」18冊本が藩内識者の間に流布していたことがわかる。「三壺聞書」の著者山田四郎右衛門については、序で足軽とし利常公の「御時三十人組ノ足軽トテ、御露地ニカカリタル者也、今ニ老稔ニテ存命シ」と記すので、元禄9年にはなお健在であった。この序を書いた直後に亡くなったのであろう。

「三壺聞書」著者の最晩年に早くも、その検証を行い改訂版が編纂されたことは注目すべきことである。藩内でも学識に優れた藩士として著名な直方の目にとまり、書き抜きし不備を訂正しようという気持を起させるほど魅力ある書物であった。今後、本書に載せる約200項目と「三壺聞書」の比較を進め、直方独自の考え方を析出できれば、本書のもつ史料価値はもっと確かなものとなる。また、元禄期の藩重臣の藩史に対する意識の一端も汲み取れるものと期待される。

最後に参考のため、直方の序文を下に掲げておく。

「世ニ有三壺記十八巻、類本多冊ノ多少又各別ト云、是八事ヲ好ノ輩文字言詞訛謬等ヲ改正テ、如然者ナラン乎、此書自他国ノ大小事家伝ナト麤細置テ、重宝タル聞書ト可謂其類也、作者八足軽ノ山田四郎右衛門ト云者也 微妙公御時三十人組ノ足軽トテ、御露地ニカカリタル者也、今ニ老稔ニテ存命シ、此書誤多トテ悔テ清撰ヲ遂ルトモ云、又八別ニ書ヲ新ニ編トモ云人品ヲ、以弥賞翫ヲ可為者ヲヤ、或家高キ人、禄多キ人、財貴キ人、智アル人、学識ノ人、老荘トモ年月ヲ空ク暗ス耳ニ非ス、乱舞・謡・酒・博奕・放鷹ノ戯事ニ日ヲ尽シ、文武ノ学、心術ノ励ミヲ一尅タモ不顧、人ヲ貶シ慢ヲ起シ虚言悪説ヲ吐、穿踰ニ非ル左道ヲナスニ至輩綿々タル世上ニ、其身凡下トシテ、心ヲ高く思ヲ深クナシテ、一部ノ書ヲ記ス事、尋常ノ賞心ニテハ恥敷品ニモ非ルヤ、仮令誤ヲ伝レハ本説消テ虚説後世ニ残ル、是本朝古今秘スルニ遷スルカ故トイヘトモ、博識ノ人ハ虚実熟得ノ上ナレハ、此書ヲ見テ虚説ヲ捨テ、実事多少トモニ未知ヲ知得ハ、大ナル幸ナラスヤ、然則山田氏カ 邦内ニ有忠諸人ニ有功疎ニ不可思儀也、今中黒氏秀基ニ此記ヲ借テ熟覽スル三六巻ハ未清撰ノ草書乎、事々誤ナキニ非ス、又未聞ノ事非不多、仍所々抜輯記留テ為編其趣凡例ニ書ス、自往年聞古今之事ヲ好テ、年々歳々自ラ数十百巻ノ書ヲ編集ス、以来又可然余カノ時節悉清々撰々シテ、後世我家ノ重宝ヲ残サントノ志、且暮ニ在カ故ニ、此書ヲ覩ニモ尚其志有テ書抜者、如左以往此類本ノ宜ヲ見ハ、或追加、或追補セン、仍戲号テ新山田畔書ト云、尔時元禄九丙子仲冬揮毫千翫奄軒下 (印)(印) 」

・文中 内は割書

## 近世後期加賀藩の医者と金沢城内での医療

池田仁子

はじめに

加賀藩の医療や医者については、これまで様々な角度から論じられてきた<sup>(1)</sup>。こうした中で、筆者は金沢などの町場を中心に、藩老横山家の出産や寺家・町家の暮らし、或いは蘭学などの問題と絡めて、医者の具体的な治療を取り上げてきた<sup>(2)</sup>。また、特に近年では、「寛文七年金沢図」「延宝金沢図」といった金沢城下の絵図や侍帳にみる医者の居住地、或いは城内での藩主前田家の医療のほか、金沢城造営における怪我人などの治療や疫病流行に対する領民の医療について、少しく紹介した。が、こうした1つ1つの事例研究の積み重ねが肝要との認識のもと、まだ、内容的にも、時期的にも不充足であることはいうまでもない。特に侍帳にみる医者については、近世後期の考察が残っており、さらに、前田家の医療に関しても、天保期の一部まで触れたに過ぎない<sup>(3)</sup>。

そこで、本稿では、これまでの成果を踏まえながら、引き続きこれらの点について、主に天保から嘉永期ころまでを対象に考察したい。最初に、近世後期の侍帳にみる医者について検索し、その上で、これまでの近世前期・中期・後期の侍帳・絵図登載の医者について比較検討する。次に、具体的な問題として、二ノ丸御殿における13代藩主斉泰の生母栄操院、及び斉泰のそれぞれの治療について、さらに、金谷御殿における前藩主斉広の正室真龍院、斉泰の子基五郎・豊之丞らの診療と医者について、前稿(本稿[註](3)(d)、以下略記)で見えてきた当藩の蘭医学導入にも触れながら考察する。最後に、藩の医者の京都遊学とその際の藩からの支給銀、また、町医者や重臣召抱えの御家中医が藩主家の治療に当たる場合の誓詞取立ての問題、さらに、吉益北洲を事例に京医師の当藩出仕など、医者の様々な動向について考察したい。

幕末期については、今後の問題として、以上のことから、侍帳や重臣・近習らの日記・記録類を中心に筆者がこれまで取り組んできた近世の前期・中期・後期における医者・医療について、一つの区切りとして、どのような点が指摘できるのか、まとめてみたい。

### 一、近世後期の侍帳にみる医者

近世後期の医者について、前々稿([註](3)(c))で最後に取り扱った天明3年(1783)の侍帳を起点に、その後どのように変遷したかをみるため、まず金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵の各侍帳類より各々の医者の抄出を試みたい。すなわち、文化元年(1804)頃の「金藩分限録」、同4(1807)年「加陽武将」、同4年~11年(1814)の「帳秘藩臣録」、弘化元年(1844)「土帳」よりそれぞれ検索・整理すると、[表1]のようになる。

[表1]では、は前時期・前々時期と同じ人物などの場合を示し、侍帳記載の「人口」は「人扶持」に置き換えた。また、「帳秘藩臣録」について、文化4年を主体とし、5年以降の「附録」に記された人物は、次の弘化元年に関わる人物も少なくない故、下方部に【】書で示した。また、分類の欄では天明の侍帳登載の医家を基調とし、以下のように、それぞれa~fの分類を試みた。aはすでに考察した近世前期(元禄6年1693まで)の侍帳に初出の家([註](3)(b))、bは前々稿で考証した近世中期(享保9年~天明3年1724~83)の侍帳に初出の家、c以降は本稿で新たに取り上げたものである。すなわち、cは文化元年(1804)頃の「金藩分限録」に初出の家、dは文化4年の「加陽武将」、eは同4年~11年の「帳秘藩臣録」、fは弘化元年の「土帳」に各々、

[表1] 近世後期の侍帳に記載された医者一覧

番号	天明3年〔1783〕 「土帳」 49人(町医6人含)	文化元年〔1804〕 頃 「金藩分限録」 39人	文化4年〔1807〕 「加陽武将」 32人	文化4年【～11年】〔1807【～14】〕 「帳秘藩臣録」 44人【10人】合計54人	弘化元年〔1844〕 「土帳」 50人	分類
1	藤田道因、10人扶持		「藤井道閑」10人扶持、西町、丸内横三ツ	道乙、7人扶持		a
2	不破瑞元、7人扶持	良策、5人扶持	俊治(瑞光カ)7(15カ)人扶持、三巴	良策、5人扶持	不和良伯、5人扶持、桶町、三巴、禪・全昌寺	a
3	大石三哲、10人扶持	良策(玄東カ)7人扶持、西町、丸二州浜		慶安、7人扶持		a
4	加藤玄叔、7人扶持		5人扶持、西町、五七ノ桐	邦安、5人扶持		a
5	内山養福、200石	覚仲、200石	養福、200石、堤丁後、角入角三	覚中、130石		a
6	津田寿軒、50人扶持					a
7	津田正溪、30人扶持	炮庵(胞庵)10人扶持、小立野、井桁ノ内瓜	正溪(昌溪)30人扶持、甚右衛門坂下、片八三	昌元、5人扶持	昌溪、10人扶持、木町壱番丁、片八三、浄・了願寺	a
8	堀宗叔、5人扶持、外科	周庵、50人扶持、中川町	宗叔、10俵、外二5人扶持、亀甲	周庵、10人扶持	上堤丁後、亀甲ノ内花菱、浄・妙慶寺	a
9	能勢玄竹、5人扶持、外科	求訴(求伯カ)5人扶持、	能瀬三之助(玄竹)100石、安江丁後、花ヤ八夕			a
10	矢田周伯、7人扶持、外科					a
11	久保寿斎、20人扶持、鍼医師	江庵、150石、彦三7、御鍼師	寿貞、20人扶持、彦三7番丁、羽ウチ八	江庵、150石【三柳、文化5年、200石】	(三柳、200石)彦三7番丁、羽団扇、浄・極楽寺	a
12	加来元達、5人扶持	「玄達」15人扶持		「元達」10人扶持		a
13	端丈庵、50人扶持	一庵、20人扶持	丈庵、50人扶持、「養玄徴」、仙石町	一庵、20人扶持		a
14	曲直瀬亨徳院、300石	「高徳院」300石、江戸(ママ)	亨徳院玄迪、300石、京都在住候、四ツ目	「曲直瀬亨徳院」200俵、京在住	京都居住、風車、浄・京知寺	a
15	江間元順、7人扶持、歯医師	「玄順」7人扶持、上堤町	「玄順」7人扶持、堤町後	順哲、5人扶持	元林、10人扶持、堤町後、クヤウ、禪・(棟岳寺カ)	a
16	江間口庵、10人扶持、歯医師	御竹(儀竹、久儒、篁斎カ)10人扶持、西町	江庵、10人扶持、西町、九ヨウ	篁斎【口科、文化5年20人扶持、金谷御七役、文化9年150石】	三折、300石、十間町藪ノ内、クヤウ、禪・棟岳寺	a
17	佐々正益、250石、法橋	玄庵(芸菴、正益、政吉)300石、高岡町	「正益」250石、高岡丁、丸内ウチ八	「芸庵」150石	130石、高岡町、丸ノ内シュロノ葉、禪	a

番号	天明3年〔1783〕 「土帳」 49人（町医6人含）	文化元年〔1804〕 頃 「金藩分限録」 39人	文化4年〔1807〕 「加陽武将」 32人	文化4年【～11年】〔1807【～14】〕 「帳秘藩臣録」 44人【10人】合計54人	弘化元年〔1844〕 「土帳」 50人	分類
18	佐々木宗庵、5人扶持、鍼医師	宗順、10人扶持、長丁（京在）	宗庵、10人扶持、在京、四つ目	5人扶持、京在住		a
19	久保定能 20人扶持、鍼医師	定円、彦三6、15人扶持	定能、15人扶持、彦三5番丁ヨコ、丸内二ツ違	定円、15人扶持、【文化9年20人扶持】	定三、8人扶持、彦三5番丁、羽団扇	a
20	小瀬甫元、20人扶持		「甫元順竹」10人扶持、堤丁	舩庵、15人扶持	貞安（舩庵、来吉）10人扶持、彦三7番丁、禅・普明院	a
21	南保玄伯、300石	玄隆、10人扶持、御坊丁	玄達、150石、角入角内三	玄隆、10人扶持	「南部」8人扶持、角入角内三ノ字、禅・国泰寺	a
22				【加来元兆（元達嫡子）文化7年召出、5人扶持】	元貞、13人扶持、下材木丁、禅・長久寺	a
23				【端玄川（一庵の子）文化6年5人扶持（遺領20人扶持の内）】	丈吉、5人扶持、三眷（三剣カ）禅・光岸寺	a
24			堀部養竹、20人扶持（断絶後復活カ）			a
25	林玄悦、300石					b
26	池田昌貞、200石、法橋	養仲、5人扶持	昌貞、200石、父玄英、青木新蔵向、丸ノ内笹リント	養中、5人扶持	元昌、7人扶持、宗半町、丸ノ内笹リントウ、浄・弘願時	b
27	大庭卓元、10人扶持	100石、宗半丁、檜扇	「卓元 順元」10人扶持、シラヤ丁	「卓元」100石【文化9年150石】	探元、240石、イケスノ小路、檜扇、浄・大蓮寺	b
28	大高（東栄） 10人扶持、江戸	「東栄」200石	幾次郎、芳竹（東栄厚胤カ）10人扶持、青木新兵衛向、輪違	東栄、200石、江戸定府【文化5年250石】		b
29	横井元泰、200石	元秀、400石、外二50石加増、彦三5、丸ノ内三鱗		【文化5年450石】	元仲、300石、彦三町長谷川学方へ同居、石竹ノ花、禅・広昌寺	b
30	小川寿円、10人扶持、鍼医師	玄益、120石、御坊町	寿円（玄益カ）10人扶持、ヲモタカ	玄益、170石		b
31	八十嶋寿三、200石	東庵、200石	寿三、200石、彦三4番丁、左巴	東庵、200石		b
32	石黒周軒、15人扶持	「石黒」15人扶持、井桁				b
33	江波三意、20人扶持					b
34	内藤洵良、30人扶持	宗庵、250石、長丁3	洵良（宗純カ）30人扶持、法船寺丁、抱メウカ	宗安、300石	宗春、200石、右衛門橋下、抱松葉、禅・妙国寺	b

番号	天明3年〔1783〕 「土帳」 49人（町医6人含）	文化元年〔1804〕 頃 「金藩分限録」 39人	文化4年〔1807〕 「加陽武将」 32人	文化4年【～11年】〔1807【～14】〕 「帳秘藩臣録」 44人【10人】合計54人	弘化元年〔1844〕 「土帳」 50人	分類
35	魚住道徹、20人扶持	道仙、30人扶持	道徹、20人扶持、彦三3番丁	道仙、200石		b
36	大津柳仙、15人扶持	宗瑞、120石、上丸二橋		長円、20人扶持、江戸在住	善安、20人扶持、江戸在住、三木瓜、江戸駒込長元寺、嘉永4年新知200石	b
37	森快庵、10人扶持	「快安」10人扶持	ミソクラ丁、丸内織部	【文化6年17人扶持】	200石、ミそくら丁、丸ノ内橋、浄・心蓮社	b
38	丸山了悦、7人扶持	了悦（応保）100石、長丁	7人扶持、御医小児、巳（文化9年）100石、深見兵庫ヨコ（図書橋云）、丸内違タカノ八	100石 【文化9年150石】	300石、堤丁後、浄・光学寺	b
39	中村文安、10人扶持	「文庵」20人扶持		「文安」150石		b
40	奥田、10人扶持					b
41	今井玄昌、150石、外科	「元昌」	春庵、彦三3丁目	昌軒、10人扶持	元真、15人扶持、彦三3番丁、菱井桁内鷹、一向・西方寺	b
42	有沢長庵、10人扶持、外科			了長、7人扶持	良貞、20人扶持（「十口の内二厂金」）	b
43	関口道育、10人扶持、外科	道哲（道育カ）30人扶持		道育、30人扶持、江戸在住		b
44	二木順白、15人扶持、鍼医師	順仙、15人扶持	養元、10人扶持、古寺町	順伯、15人扶持	順孝、100石、才川荒町、一向（ママ）・高岸寺	b
45	桜井了元、5人扶持、鍼医師	高岡町	「石浦町横」	100石	「了元」（直寛）10人扶持、右衛門橋高、丸ノ内二ツ引、禅・宝勝寺	b
46	奥田橋庵、5人扶持、捻					b
47	千秋宗儀、公事場・非人小屋御用町医師、御目見被仰付					b
48	白井宗麿、公事場・非人小屋御用町医師、御目見被仰付					b
49	上田養元、公事場・非人小屋御用町医師、御目見被仰付					b
50	黒川元良、公事場・非人小屋御用町医師、御目見被仰付	元恒、15人扶持、大工町		【文化9年20人扶持】	元良、20人扶持、大工町、一巴ノ下一文字、一向・善福寺	b

番号	天明3年〔1783〕 「土帳」 49人（町医6人含）	文化元年〔1804〕 頃 「金藩分限録」 39人	文化4年〔1807〕 「加陽武将」 32人	文化4年【～11年】〔1807【～14】〕 「帳秘藩臣録」 44人【10人】合計54人	弘化元年〔1844〕 「土帳」 50人	分類
51	長谷川覚峰、公事場・非人小屋御用町医師、御目見被仰付			学方、15人扶持	学方、100石、桶町、三巴、真・千手院	b
52	高沢仙立、公事場・非人小屋御用町医師、御目見被仰付					b
53				【大高玄哲、文化9年江戸にて5人扶持、同11年父東栄の遺知250石相続】	元俊、250石、江戸在住、ワチカイ	b
54				【小川玄沢、玄益の子、文化9年5人扶持、同年家督170石】	170石、古寺町、スハマ、一向・専光寺	b
55				【魚住道仙、道微、道徹 文化7年100石】	恭庵、7人扶持、河原町、藤ノ丸、浄・心蓮社	b
56				【八十嶋東庵 禅庵、東庵の子 文化9年150石跡目】	禅庵、10人扶持、彦三4番丁、左三巴、天・顕正寺	b
57		中野又玄、130石、豎丁				c
58				【中野通安（又玄の子）文化9年5人扶持】	「通庵」180石、豎町入口、ツタ、一向・正（ママ）静寺	c
59		松田玄亭（宇カ）15人扶持		「玄宇」【文化9年賢太郎召出、跡目15人扶持の内、5人扶持】	常安、5人扶持、木くら町、井桁、禅・大乘寺	c
60		藤井貞三、15人扶持	20人扶持、江戸		貞元、15人扶持、江戸在住、「右藤巴」	c
61		下田尚斎、7人扶持		15人扶持	玄丹、5人扶持、一向・能州徳蓮寺	c
62		関玄郁（玄迪、如篤）5人扶持		「玄迪」		c
63			小倉正因（良相）7人扶持、桶町			d
64				久保江元、5人扶持		e
65				徳田玄庵、5人扶持、町奉行支配下	純作、5人扶持、下安江丁、浄・在村妙法寺	e
66				河合養春、5人扶持、町奉行支配下	円斎、5人扶持、光岸寺、一向・越前勝縁寺	e
67				畑立泰、合力米30人扶持、禁裏御医者畑立慶弟、金谷御用、文化4年4月より		e

番号	天明3年〔1783〕 「士帳」 49人（町医6人含）	文化元年〔1804〕 頃 「金藩分限録」 39人	文化4年〔1807〕 「加陽武将」 32人	文化4年【～11年】〔1807【～14】〕 「帳秘藩臣録」 44人【10人】合計54人	弘化元年〔1844〕 「士帳」 50人	分類
68				【藤井方亭、金谷御殿病用として宇田川玄真（15人扶持）と同道、文化6年初御目見、7年帰国、同年12月召出、20人扶持】	「芳亭」20人扶持、江戸在住	e
69				【白崎玄水（玄真）文化7年外科、10人扶持、非人小屋等三箇所懸り、同10年玄令跡目7人扶持】	玄令、10人扶持	e
70					鮭延秀庵、15人扶持、江戸在住	f
71					塩川鯉一郎、30人扶持、御合力、江戸在住	f
72					高木学純、10人扶持、いなり橋下、浄・妙泰寺	f
73					森良斎、70石、十間町	f
74					鈴木立斎、10人扶持、袋町、井桁ノ内違丁字	f
75					堀昌安、10人扶持	f
76					片山君平、120石、小立野、葵崩、一向・長周寺	f
77					吉田道碩（長淑の養嗣子）、20人扶持、江戸在住	f
78					高尾銓安、5人扶持、豎町	f
79					高嶋正頼、120石、豎町	f
80					篠（梁）田方叔、150石、角切角ノ内立葵	f
81					横井自伯、130石、彦三8番丁	f

初出の家を示す。この結果、aは24例、bは32例、cは6例、dは1例、eは6例、fは12例となり、bがもっとも多いことがわかる。次に、近世後期の医者総体、81例について（同一侍帳に親と子が別々に記載されている場合もあり、この場合は同じ医家でも親と子で1例ずつ数えた）、これを100とした場合、およそaが30%、bが40%、cが7%で、dが1%、eが7%、fが15%である。すなわち、bがもっとも多く、全体のほぼ4割を占める。次に多いのはaで、侍帳の中でもっとも遅いfがこれに次いでいる。また、後期の侍帳4種に記載された総藩士における医者の割合についてみると、文化元

年頃では3.09%ほどでもっとも多く、文化4年次では1.9%、同年から同11年まででは、2.3%、弘化元年が2.65%で、平均すると、ほぼ2～3%程である。因みに13番と23番の端、及び22番の加来は、天明の侍帳には無記載だが、元禄期の侍帳に登載されているゆえ（[註](3)(b)・(c)）、分類はaとした。また、48番の町医師の白井宗塵に関連して、同家は、近世前期、寛文10年（1670）非人小屋勤務の白井宗庵の名が<sup>(4)</sup>、一方、文化8年「金沢町名帳」（原本は玉川図書館蔵）<sup>(5)</sup>の十九間町に町医師白井良益の名がみえる。さらに、「御普請奉行諸事留」（加越能文庫）によれば、天保7年御用勤の町医師白井信斎が屋敷を藩に返上しており、引続き、「官事拙筆」3巻（玉川図書館奥村文庫）弘化2年（1845）7月26日条には「三ヶ処懸り御用町医師白井信斎」につき、役儀指除きのことが記されている。すなわち、白井家は近世前期から後期まで、藩の施設の御用医者をもめていたことがわかる。次に49番の上田養元に関連して、「金沢町名帳」の石引町に「町医師 上田悦安後家」が見える。また、52番の高沢仙立に関して、同じく右史料の木倉町に「三ヶ所懸り医師 高沢仙立」と見え、これは本人か、嗣子であろう。77番の吉田道碩は文化7年に当藩に出仕した吉田長淑（後述）の子であるが、長淑は「帳秘藩臣録」に漏れていることがわかった。なお、城下町における医者住居をみる時、加越能文庫「金沢文書」4巻に「今の西町八本ト医師町二而、医師而已居たりしよし」と見え、近世には西町は医師町とも称されていたことがわかり、興味深い。

次に、前期・中期・後期全体の医者について、これまでの研究成果から新規採用の医家は、どの時期にもっとも多いかをみるため、試みに近世前期（～元禄6年）、中期（享保9年～天明3年）、後期（文化元年～弘化元年）の各時期に分けてみることにした。すなわち、前期は8件（[註](3)(b) [表1A]の山科長庵、沢田、飛鳥井、道甫、名倉、津田、覚与、山科理庵）及び42件の計50件、中期では藩医67件及び御用医者6件の計73件、そして、今回新たに挙げた後期は25件である。すなわち、近世中期に新規に採用された医家がもっとも多いことがわかる。次に前期が多く、後期の新規採用は、もっとも少ないことがわかる。つまり、後期をみると前・中期より続いている多数の医家の中で、特に中期より新たに採用された医家がもっとも多いことが、これからも確認できる。また、近世前期よりほぼ各時期を通し、弘化期まで存続する家は、不破・大石・加藤・内山・津田・堀・久保・端・曲直瀬亨徳院・江間・佐々・小瀬・南保の13家ほどである。これは前期・中期・後期の全体の医家数の16%ほどに相当する。なお、文化期以降の医者の中には、蘭学医もあり、或いは他の医家の後裔の中にも蘭学入門者が含まれ、彼らは近代の西洋医学の底流となった<sup>(6)</sup>。

ところで、近世の侍帳・町絵図にみる医者の多くは、藩医であるが、町絵図や天明3年の侍帳などにおいて、一部町医者身分の者も含まれているので、これについて考えたい。その人数と禄高など、近世の前期・中期・後期の各時期における差異の幅、記載の藩士総数における差異の幅、全体数における医者の数の割合、禄高の幅について、[表2]にまとめた。さらに、各侍帳の記載には、身分・人数など脱漏、差異があるが、登載の医者は前期では、9～29人、中期では35～49人（天明3年の侍帳では御用医者である町医6人を含む）、後期では32～54人というように、次第に藩召抱えの医者や御用医者の人数が増加していることがわかる。また、各時期のそれぞれの侍帳の記載の仕方、登載人数はまちまちであるが、記載された総藩士数に占める医者の数は<sup>(7)</sup>、前期・中期がおよそ1～2%ほどで、後期が2～3%というように、近世後期には数だけではなく、医者の占める割合が大きくなっており、藩の医療対策の充実化を垣間見ることができる。次に近世を通して、藩医の禄高をみると、高い方は600石から、低い方は小判10両までであったが、ほぼ300石前後から5人扶持である藩医が多く、彼らは、およそ藩御抱えの者の中では、中級クラスに相当する。



[表2] 各侍帳・町絵図登載の医者概数の概数

時期	西暦	侍帳・絵図名	人数	禄高等 (石)	各時期内差異の幅		
					人数	記載総数 における 割合	禄高等 (石)
前期	1596～1615	慶長年中御家中分限帳	10	300～100	9～29	1～2%	500～小判10両
	1615. 16頃	元和之侍帳	9	300～100			
	1629	寛永4年侍帳	14	500～100			
	1659	万治2年与外人数之帳	18	300～30			
	1668	寛文8年加越能士帳	22	300～判金2枚			
	1671	寛文11年侍帳	26	300～小判10両			
	1675	延宝3年御中侍帳	29	300～10人扶持			
	1677	延宝5年侍帳	26	220～金子5枚			
	1688	元禄元年侍帳	28	300～金子5枚			
	1694	元禄6年侍帳	23	300～金子5枚			
	1667	寛文7年金沢図 (町医等御用医含む)	23				
1673?	延宝金沢図 (同上)	21					
中期	1724	享保9年侍帳	35	600～5人扶持	35～49	1～2%	600～5人扶持
	1783	天明3年侍帳 (町医者6人含む)	49	300～5人扶持			
後期	1804	文化元年頃金藩分限帳	39	450～5人扶持	32～54	2～3%	450～5人扶持
	1807	文化4年加陽武将	32	300～5人扶持			
	1807～14	文化4年～11年帳秘藩 臣録	54	450～5人扶持			
	1844	弘化元年士帳	50	300～5人扶持			

池田仁子、本稿[註](3)(a)～(c)及び本稿[表1]より。貨幣換算については日置謙『改訂増補 加能郷土辞彙』北國新聞社、昭和48年復刻を参照。

## 二、具体的な医療の様相

前章では、各侍帳からそれぞれの医者を抄出し考察を加えた。次に、金沢城内で彼らがどのような医療行為を行ったのか、具体相についてみていきたい。

### ①二ノ丸における栄操院の治療と医者

二ノ丸における天保12年(1841)及び嘉永3年(1850)の栄操院の治療について、加越能文庫「成瀬正敦日記」「官私随筆」(ともに自筆本)「文慶雑録」より主な内容を[表3]に示した<sup>(8)</sup>。なお、[表3][表4]とも太字は蘭医学修得者を示している。

[表3] 「成瀬正敦日記」等にもみる二ノ丸での栄操院の治療と医者

年(年齢)	月	日付、主な記事(【 】内は「官私随筆」、内は「文慶雑録」による)
天保12年 〔1841〕 (53歳)	2	4日横山山城守家中医津田禊所(随分齋)拝診の由、昨日命あり。26日【森快安昨夕江戸より帰り診療、「余程御六ヶ敷御事」と診断】 27日快安1昨日到着、昨日も診療、「靈癆之御症」にて「御重症」と診断。【京都より医者招請并齊泰江戸参勤延引願、重臣ら申入】 28日【京都医師の義、三角典葉少允・山本安房介・森田周一 古方家 が宜き旨藩医ら上申。栄操院昨日より御穩。1度大用御通、御膳30目計召上】 29日奥村丹後守家中医片山君平、横山山城守家中医森良齋が治療拝命。津田禊所も拝診を命(8日にも)。【夜前より度々御下り、銭氏白朮散に転じ指上。奥村栄実、大庭探元・丸山徹叟・森快安に栄操院の様態承る】
	3	朔日【夜7度程御下り、朝兩度下る。昨日は100日程、今朝30目計召上る由、藩医上申】 2日津田禊所・片山君平・森良齋1昨日より連日治療、様態書差出。3日【御様態同様】 4日【栄操院御滞のため齊泰江戸発駕延引の事幕府に届出(4月11日発駕)】 6日前月29日より銭氏白朮散、「加黄芩紫胡」を調進、「補井益氣湯人參」3分加え差上。9日加藤邦安・長谷川学方・鈴木立白・梁田方叔、高嶋正穎、栄操院診療準備のため人別上申。成瀬正敦、京都医師山本安房介身分の義森快安へ尋る。福井近江守実弟、山本家へ養子に入る、「薬番衆御医者」で六位との由。13日【安房介近日下向に付き二ノ丸にて御鈴通るか、直に御広式へ参るか詮議】 18日禁裏御医師山本安房介金沢到着。19日【安房介、栄操院相診。齊泰面会。藩老ら瀧之間にて逢い、御鈴口通り、御奥へ、御表、矢天井之間へ着座、森快安・江間篁齋罷出、奥村栄実も参上、挨拶】 20日【安房介へ栄操院治療依頼】 21日夜前発汗、香氣強剤半減し調進。齊泰、安房介・篁齋両容跡書御覽。23日安房介、栄操院及び金谷御殿の真龍院を拝診。25日安房介、齊泰御平脈診拝命。安房介・篁齋・快安拝診。弟子へ料理下賜。安房介竹沢御庭拝見の事、篁齋願上げ、許可。26日安房介、竹沢御庭拝見、蓮池高之御亭にて篁齋・邦安詰る。薬は森快安が「当飯真貴湯」を調進。安房介は旅用金品拝領。27日【安房介、京都に向け金沢出發】
	4	13日栄操院御容態同篇。食事150目、御大便2度、小水8合5勺計。17日栄操院御容態同篇。食事150目、御大便2度、小水9合計。19日同篇。食事153勺、御大便3度、小水8合5勺。23日昨日は食事158勺、大便なし、小水7合8勺計。
	5	24日夜前より時氣御触、水瀉兩度、熱氣・御乾き、篁齋・快安診療、食欲少々、御薬柴苓湯に転ず。
	6	朔日昨日森快安御薬効果余りないと申聞。本多播磨守家中医三宅当一、町医広野了玄の診察詮議。是まで通り津田禊所等へ仰付。2日1度水瀉、2度大便、小水3合5勺。3日同。4日同篇の内、薬1昨日より「香砂、六君子湯、加精苓沢」より人參に転ず。三宅当一・広野了玄翌日より診療に加わること命。5日三宅当一・広野了玄拝診、当一は「春沢湯」、了玄は「真武湯加指苓沢瀉」調進を進言。快安は附子は見合せ申上。9日御穩、昨日常飯96勺、煎返127勺、御大便少々宛兩度、小水1升3尺。21日江戸より藤井方亭派遣(14日発足)。22日方亭金沢到着。23日方亭拝診、「御外症」なしと診断。【「御邪氣」なく、自然回復を待つよう、「キナ」と桂枝2味を漬し処方を進言】26日方亭後日江戸へ発足のこと快安伺出。27日方亭1兩日中御暇につき栄操院より小判3両下賜。基五郎・豊之丞・桃之助拝診申渡され、小判1両拝領。
	12	15日【栄操院回復、内々お床払18日に延期】 19日治療医師に慰勞金品下賜(快安へ小判5両、染物2反、篁齋へ金2500疋、邦安へ小判5両、立白・正穎・覚方・方叔へ小判3両宛)。成瀬正敦、御床払恐悦呈書。

嘉永3年 〔1850〕 (62歳)	11	4日栄操院御意により加来元貞が診療拜命。元貞御薬「七味降気湯二加附子」調進。(朔日は洲崎凌三 白順 ・堀昌安、2日は山本文玄斎・渡辺元隆も拝診)。6日元貞拝診。昨朝より病疾御難儀、この日「真武湯加人参」指上の義快安らと詮議。【奥村栄通、栄操院の御様子、加来元貞へ承り、油断なきよう申入。先日以来「御水腫」となり、夜前より「御痔脱疾も御難儀」にて、御疲労増す。食欲・御通じ減少】 7日昨晚様態急変も計難き旨藩医申上、元貞拝診、「御危迫」にて「熊胆」差上、幾分平穩、「かたこ」少々召上。快安・探元等も詮議。次第に御疲労。元貞も参上、拝診。7時過「御指重り、御事切レ」言語絶し、戌下刻御逝去。 栄操院先日より「御帯下之御病症」にて御逝去
-------------------------	----	---

[表3]よりみると、天保12年栄操院は、「靈癆之症」(精神的疲労カ)が重症で、「御下り」(下痢)が続き、処方された薬は加黄苓紫胡・補井益気湯人参・当皈真貴湯・銭氏白朮散等で、治療医は横山家家中医津田榎所・森良斎、奥村丹後守家中医片山君平、藩医の加藤邦安・長谷川学方・鈴木立白・梁田方叔・江間篁斎等が担当、御様態は藩医の森快安・大庭探元・丸山徹叟に報告される。また、禁裏医師の山本安房介も京都より招請され治療に当たり、帰京前日には竹沢御庭を拝見、蓮池高之御亭にて御菓子等を拝領する。この時「成瀬正敦日記」天保12年3月25日条によれば、当時竹沢御殿周辺は「御住居無之、見苦敷」状態ゆえ、「指支」るとのことあったが、「重而強而相願」として拝見が許可される。12代藩主斉広の隠居所として造営された竹沢御殿は、斉広逝去後の天保元年春、取壊しが開始されていたが、一方、同8年泉水も造られ、蓮池庭と合せ整備が成されている<sup>(9)</sup>。また、この年天保12年栄操院は、時気に当り、水瀉、発熱、御乾の症状が出て、紫苓湯・キナ・桂枝・香砂・六君子湯・加精苓沢等が調進され、治療医は前年の医者と同様で、ほかに三宅当一・広野了玄・藤井方亭も加わる。そして、嘉永3年には水腫・痔脱疾(帯下の御病症)もおこり、七味降気湯・附子・真武湯加人参・熊胆等が処方されるが、難儀・危迫・指重り、終に御逝去となる。治療に当たった医者としては、上記のほか、加来玄貞・洲崎凌三(白順)・堀昌安・山本文玄斎・渡辺元隆などであった。

なお、嘉永3年の治療では、大野織人 近習御用 自筆「諸事要用雑記」(17冊31)によれば、10月18日山本大和守等、京都医者再招請は栄操院が断ったため、この時は見合わせることにする。また、山本大和守(安房介、1795~1868)は、天保元年、典薬寮医師となり安房介に任ぜられ、弘化3年(1846)大和守、安政2年(1855)典薬大允となり、孝明天皇の診療も行なうなど、名医として著名であった。「天保医鑑」に「内科 源随、字有功、号達所、博学、善詩文 元誓願寺黒門東 山本安房守」とみえ、また、「洛医人名録」に「本道 室町下立売南 山本大和守 名随、字有功、号達所」と記される<sup>(10)</sup>。さらに、[表3]の山本文玄斎は、文化期華岡青洲に入門する金沢百々目木町の医者山本玄中であり、また、渡辺元隆は小石元瑞門下で<sup>(11)</sup>、文化期の住まいは御小人町、横山図書の家中医である(「金沢町名帳」)。

## ②二ノ丸における藩主斉泰の治療と医者

次に、二ノ丸における天保13年(1842)の斉泰の治療について述べて行きたい。「成瀬正敦日記」「官私随筆」「猪山直之日記」より主な記事を[表4]にまとめた<sup>(12)</sup>。

[表4] 天保13年(1842)5月から6月二ノ丸における藩主斉泰の治療と医者

月	日	「成瀬正敦日記」にみる主な記事(【 】内は「官私随筆」、内は「猪山直之日記」による)
5	29	斉泰、両3日前より少々足部が肉張り、除湿湯調進の所、葛根加蒼朮湯(実は越脾湯加朮苓)差上、大庭探元ら拝診。時気御触れにて大庭探元等拝診。忽躰肉張気味、御通じ不良
6	朔	【少々御むくみ・発汗有り】
	3	葛根加蒼朮湯差上げ
	5	斉泰、体調不良、1昨日より御保養。
	8	長谷川学方毎日朝夕の内1度、江間篁斎・加藤邦安は隔日朝夕の内1度1人、それぞれ拝診。
	9	同篇の内、小水少なく、1昨日・昨日も2合計。昨日より「越脾湯三加朮苓加犀角」調進。邦安・横井自伯、奥村丹後家中医片山君平、横山山城守家中医森良斎も拝診。余程発汗、御通じなし。奥村丹後家中医片山君平、横山山城守家中医森良斎も拝診
	10	小瀬貞安・鈴木立敬、診并御薬相見拝命。招請京都医師の義、及び診療泊番藩医の義、探元へ相談。泊番は篁斎・立白(鈴木立敬カ)・邦安・高嶋正穎・覚方・小川玄沢・中野随庵・二木順孝と取り、この日探元・玄沢が診療、玄沢泊番。御容態不良、京都三角典薬頭などの内、招請を詮議
	11	貞安・立敬誓詞届出、拝診し医按書立。探元・篁斎・江間元林・学方も拝診。
	12	少々御穩、召上は都合151匁2分、御小水1合6尺。大犀角湯指止の旨探元申聞す。朝邦安・津田昌溪拝診。夕は探元・邦安・立白拝診。立白は直に泊番。
	13	昨日召上は都合165匁、小水1合、夕診は探元・篁斎・正穎。朝診は探元・関玄廸・学方が勤める。御同篇の内御穩。御通量不良に付君平・良斎も拝診。
	14	昨夕診は貞安・立敬。昨夕成瀬正敦は御様態を探元・篁斎・邦安に尋る。昨日召上り145匁、小水1合5勺。朝診探元・篁斎・元林。御穩。夕診は探元・随庵・学方。御同篇。
	15	朝診は探元・邦安・松田常安。御同篇。昨日召上は150匁、小水1合5勺。君平拝診命。黒川元良も眼病休養の所、拝診願、拝命。「蘭薬」の義詮議、山城守家中医津田随分斎、長将之佐(連弘)家中医明石倅春作、横山政次郎(政和)家中医も誓詞届、拝診。加来元貞診藩医拝命。誓詞届。大便御通なく、1貼宛「枳蘇散加大黄」兼用調進。本剤は2貼宛指上の由、探元申聞す。
	16	朝診探元・学方・玄沢・正穎、御同篇。この日より朝夕4人宛診療の旨探元申聞す。良斎等拝診の節は藩医1人も拝診。
	17	昨夕診探元・篁斎・立敬・元林。昨日召上は145匁2分、御大便多く1度、小水2合計。朝診探元・立白・順孝・常安。昨夕・朝熱気有る由探元申聞す。君平・貞安昼診。久保三柳御鍼治。拝診は朝3人、夕2人となる。
	18	昨夕診探元・学方。朝診探元・正穎・昌溪。朝夕三味、木薬丸(枳柿入)小丸「百四五十粒宛」犀角1貼1匁宛てて調進。良斎も拝診。夕診は玄沢。
	19	昨日召上131匁5分、小用2合2勺。夜前少々御寝兼ね御乾嘔。明け方より快方、探元拝診。朝御穩。君平も拝診。
	20	〈町医者山本文玄斎・鶴見啓輔拝診誓詞取立て。招請候補京都医師3人が断ったため、小林豊後守に定る(21日発足)、従者等の人数は代診役・若党・弟子等の17人、駕籠かき等は31人、馱馬2疋の事につき16日付で豊後守が上申
	21	【成瀬参り、昨夕斉泰御様態悪化、夜寝兼ね、心下御痞、脛廻り少々水気減少、探元申聞す由報告あり。朝沈香豁胸湯調進との事。且只今にては「蘭医之申上候ジキターリス御用」るか否か詮議するよう申談】18日以来乾嘔気味のため、朝より「沈香豁胸湯」兼用、木薬丸を調進する。晩より「施覆花湯加犀角」兼用

6	23	「施薬加湯」に転じ、木薬丸調進。蘭方の「ジキタリス」詮議の上、指上げず
	24	様態悪化に付、豊後守出迎え、20日足軽出発、23日越前鯖江で飛脚逢い御様態書渡し急ぐ様取計う
	25	【朝豊後守金沢到着、登城、奥書院横廊下屏風圍にて探元・学方参り様子述る。豊後齊泰拝診、又右所へ退座、奥村ら挨拶、御居間書院二之間着座、重臣、成瀬等4人并探元・学方・篁斎参り御様態承る。のち滝ノ間で料理出す。相伴は横井自伯。再診後御居間書院へ同断。主治方法は豊後守の家法で、七味降気湯、兼用外台甘草乾姜湯。便秘のため躑蛄菜湯指上げ、再び滝ノ間へ退座、藩老ら挨拶】 小林豊後金沢到着。宿は石浦屋文輔方
	26	豊後守、拝診。26日付様態書・薬方書上る
	27	頃日小水2合半～4合2尺程。豊後守拝診。脚気は惣じて「御気合」に付き「御痘癩之御症」、「御辛抱」肝要と上申、豊後守・同弟子・家来らへ下賜銀等あり
29	筑前守、齊泰治療のため江戸より森快安派遣、金沢に到着	

[表4] にみるように、天保13年齊泰は脚気に苦しむが、このほか、5月末から6月にかけて、足肉が張り、むくみ・発汗・時気当り・発熱・心下痞え・乾嘔・便秘などの症状が出る。これに対し、薬は除湿湯・越脾加朮苓・大犀角湯・椈蘇散加大黄・木薬丸・沈香豁胸湯・施覆花湯・七味降気湯・甘草乾姜湯・躑蛄菜湯などが処方される。これら処方の効能等、詳細は不明だが、担当医は大庭探元・長谷川学方・江間篁斎・加藤邦安・横井自伯・小瀬貞安・鈴木立敬・小川玄沢・中野随庵・二木順孝・江間元林・津田昌溪・関玄迪・松田常安・黒川元良・久保三柳・高嶋正頼のほか、家中医の片山君平・森良斎・津田随分斎・明石春作、当時町医の山本文玄斎・鶴見啓輔、京医の小林豊後守である。7月には齊泰は、首から肩の筋が引きつる痲癩や便秘のほか、肛門の脇の小出来物に悩まされ、甘草香赤湯・生商陸・大霊丸・膏薬等で治療され、医者は森快安も加わる。8月に入ると、次第に快方に向かい、食事の量も増加傾向にあった。

齊泰に対するこの時の治療に関しては、前稿でも若干紹介したように、「猪山直之日記」天保13年6月23日条によれば、「施薬加湯」に転じ、その上、木薬丸についても調進されたが、蘭方の「ジキタリス」については、詮議の上、指上げないことになった。すなわち、「但、此間中蘭方之ジキタリス指上候義、蘭医御僉議有之候得共、容易二指上候品二而無之、漢医之面々用候義、手覚も無之旨に而指上不申、右通劑之由」と記載されている。また、27日条で、豊後守は齊泰の御様態書(26日付)を次のように記す。時気に当り、発熱、手足麻痺、少水難渋、脚気、痞え、食欲不振であるゆえ、「降気劑御兼用加味甘草湯乾姜湯」を調進する。そして、魚類は一切禁食、野菜を「天火」で作ったもの、干菓子(落雁は禁食)、氷おろし、西瓜(1日10匁程)とする。ほか、「十味姜水煎」(桑白皮・半夏・茯苓・木通・香附子・檀香・紫蘇・椈榔・縮砂・呉茱萸)、「甘草乾薑湯」(白朮・茯苓・芍薬等)、赤小豆劑(防己・茯苓・杏仁・桑白皮・葶藶)等の薬法を書上げている。

[表4]では紙幅の関係上、6月の分までしか示すことが出来なかったが、「成瀬正敦日記」では7月・8月も食事・排便の分量や症状に応じた処方薬の変更、医者診療や泊番の交替の様子が詳細に綴られている。例えば、7月朔日御脈が夥しく、便秘気味のため、「三黄丸加鷓鴣菜」(鷓鴣菜はマクリと訓じ、回虫駆除薬)も調進され、また、江戸より森快安が到着し、齊泰の病状を「御虚腫」と診断する。翌2日豊後守は痲癩(頸・肩の引きつり)があるとして、木薬丸犀角煎汁を、また、13日御通じがないため大霊丸をそれぞれ処方する。この間、「成瀬正敦日記」10日条では、前日召上りは、140目、大用1度、小水2合7勺8才で、発汗が少しあり、篁斎・快安・探元・学方・順孝・三柳が、

齊泰の「御保養中」は当分御居間に詰ることとなる。

また、8月14日には小水8合9勺2才、大便1度あり、豊後守が夕診するが、同人は30人扶持を拝領することとなる。この時登城・拝診の様子を「成瀬正敦日記」（16日条）・「猪山直之日記」より整理すると、およそ次の如くである。豊後守は城中裏式台より柳之間廊下、杉戸内船之間屏風囲内を通り、坊主の先立ちにて進み、彼ら坊主の給仕にて茶多葉粉盆が出され、近習頭が挨拶、程なく御居間書院にて拝診する。続いて御居間書院縁側を通り、御様態を御居間書院三之間にて御用部屋衆が承る。元の御屏風囲を通り、御薬の調合が済み、溜之内にて御菓子等を拝領する。

かくして、「成瀬正敦日記」天保13年8月23日条では、豊後守はこの年6月25日より8月朔日迄は毎日両度、同2日より25日まで、毎日1度宛拝診、合計96度の治療をする。8月19日迄の御薬は、煎薬276貼、大靈丸29包、木薬丸4包であった。また、豊後守は基五郎らも拝診したことにより、白銀・鯁筋等を拝領し、同人の弟子の代診役・調合役にも白銀が下賜された。豊後守が在金沢の時は、薬等につき探元らは、彼の指示を仰いでいる。また、同人は24日帰京するが、その際、前年の京医山本安房介の例に倣い、竹沢の御庭や蓮池の御庭を拝見し、高之御亭で御菓子などを拝領している。

探元の咄では、この年9月26日、齊泰は近習の肩に手を懸け、10足程歩行し（「猪山直之日記」）、11月7日には、追々順快につき、篁斎ら藩医の当直を廃す旨、探元へ申談じ、拝診方法は従来通りとなる。11月21日、昨夕齊泰は御手を突き、御自身で「御立居御出来」に成られた旨を探元が申述べている（「成瀬正敦日記」）。また、「司農典 七之抄」（加越能文庫）によれば、この天保13年翌月の12月段階で、齊泰の体調不良は御快方気味ではあったが、まだ「御保養中」であるゆえ、翌年の年頭御礼の賀は中止のことを申渡している。さらに、半年後の齊泰の不調については、翌天保14年6月にもまだ全快ではなく、「脚部之痺」がまだあり、未だ良くなく、歩行も不自由で、本復は容易なことではなく、「保養中」は重臣らに「諸事」手遅れなきよう諭している（「御親翰拝写」）。なお、小林豊後守は翌天保14年5月6日より17日まで、旧年中の御礼とともに御機嫌伺に金沢へ下向し、齊泰を診療、能を観覧する（「官私隨筆」）。

ところで、[表4]にみる高嶋正頼について、「荻野元凱門下姓名録」<sup>(13)</sup>によれば、漢蘭折衷医の荻野元凱が金沢に招請されていた寛政4年（1792）時、当地で元凱に入門した正安（正頼、文化期本多勘解由御家来医師として豎町に住「金沢町名帳」、文政元年 1818 没）の子で、天保10年12月藩医になる（「先祖由緒并一類附帳」）。また、同じく[表1][表4]の藩医二木家の人物を整理すると、順伯（宝暦4年 1754 出仕、15人扶持、鍼医、天明2年 1782 没） 順伯（文化14年 1817 没）= 順丈（文化14年相続、文政11年没、以下、=は養子を示す）= 順孝（文政4年荻野徳興 鳩峰 に入門「荻野元凱門下姓名録」、文政10年相続、天保期齊泰の治療に当る。安政3年 1856 150石、慶応2年 1866 没） 並栄（「先祖由緒并一類附帳」と続く。なお、二木順伯が才川荒町に住んでおり（「金沢町名帳」）、奥村文庫「官私拙筆」5巻、弘化2年（1845）11月17日条では、住居に関する願書が出されている。

次に、明石春作に関連して、明石家は「先祖由緒一類附帳」・「荻野元凱門下姓名録」などによれば、5代目明石豊右衛門（7代藩主宗辰代に8人扶持、御歩並、宝暦3年没） 養碩（金沢町医、9代藩主重靖の御用医、明和7年 1770 没） 元碩（寛政8年荻野元凱へ入門、同12年藩老長家の家中医、のち60石、文化4年没） 元仙（文化4年相続、同13年元凱の後嗣荻野徳興 鳩峰 に入門、安政4年隠居、同6年没）= 春作（実は小松町医田中養輔2男、天保13年9月小将組出仕、嘉永5年 1852 没） 春作（格庵、為元。嘉永7年、祖父の名跡を相続、安政4年出仕、文久2年 1862 当時在江戸の緒方洪庵に入門、同3年幕府西洋医学所句読師、のち長崎へ遊学、江戸にて幕

府海軍伝習通弁御用、慶応2年帰国、壮猶館翻訳方御用等歴任)と続く。すなわち、明石家は7代元碩より西洋医学を修得する家である。また、斉泰の治療に当たった小瀬貞安は[表1]20番の弘化元年「土帳」にも記され、小瀬舛庵(来吉)とも称する。なお、この人の先々代も舛庵と称し、寛政2年荻野元凱に入門、享和3年(1803)に没する(「先祖由緒一類附帳」)。

### ③天保から嘉永期における医療

以下、金谷御殿における真龍院・基五郎・豊之丞らの医療について紹介しよう。

#### 【真龍院の治療】

金谷御殿における真龍院の治療について、天保13年から14年の様子を垣間見ると、13年6月12日長谷川学方が真龍院の治療担当を拝命し、7月28日、8月19・20日などには、当時金沢に招聘されていた小林豊後守も拝診する(「成瀬正敦日記」)。翌14年7月23日真龍院は前日暮頃より少々発熱、3度「瘧」の発作が生じ、暁時には高熱となり、学方が治療する。朝には、探元・快安も相診。熱は下り、御水目とも煮返し20勺を、昼には4勺3分の握飯を2つ召上る。薬は「九味清脾湯」に転ずる旨を探元が申述べる(「官私随筆」)。

#### 【基五郎・豊之丞らの治療】

天保12年及び14年の斉泰の子の基五郎・豊之丞の診療・治療についてみると、まず、江戸詰藩医藤井方亭が金沢来訪中であつた12年6月27日、基五郎・豊之丞・桃之助(生後2週間ほど)を拝診する。また、同年7月17日小林豊後守・高嶋正穎も拝診を命ぜられる。この日の豊後守の拝診場所は「菊之間」であり、二ノ丸御殿で成されたのであろうか。以降の基五郎らの診療は、金谷御殿であらう。因みに、豊後守による基五郎の治療は、7月23日から8月25日まで毎日1度行なわれ、この間の薬は合計68貼であつた(「成瀬正敦日記」6月～8月の条)。次に「官私随筆」より天保14年の様子を見ると、2月13日基五郎・豊之丞は少々高熱を発症する。昨朝正穎の拝診時や昨夕森快安・大庭探元の相診時、夜前・朝診の正穎・学方・篁斎の診療時まで御替わり無く、穏やかであつたが、昼頃より兩人とも、次第に痲瘡らしき容態となり、「荊防敗毒散加葛根」を調進する。基五郎は朝大便通あるが、豊之丞は無し。翌14日「諸事要用雑記」では基五郎・豊之丞兩人ともまだ熱が下がらず、基五郎は前日昼頃より、豊之丞は前日夕方頃より「見点」(斑点カ)が発生する。こうして、3月朔日には兩人とも痲瘡が順快し、酒湯を行なっている(「官私随筆」)。

なお、奥村文庫「静之介殿幼少中後見之儀二付諸事留帳」によれば<sup>(14)</sup>、弘化4年出生の斉泰の子静之介は、藩老前田直良の養子となり、嘉永元年同家に移るが、安政3年没するまでの間、加藤邦安・江間篁斎・片山君平・長谷川学方・森快安・高嶋正穎・二木順孝・加来元貞・吉益北洲・大庭随元・堀大葺・中野随庵・小瀬貞安・山本文玄斎・須崎凌三・明石昭斎(藩老村井家家中医、蘭学医)・嶋崎元鼎(蘭学医、小石元瑞門下)・水越玄寿・久保定三・河村鈿亮・石浦精庵・河村元安・高峰元稔(高岡町医、蘭学医、安政2年2月壮猶館舎密方臨時御用、同3年10月7人扶持、同6年2月藩医、10人扶持「先祖由緒并一類附帳」)ら多くの藩医・家中医・町医の診療を受けている。

### 三、京都遊学と医者への動向

次に藩医の遊学のための藩庫からの支給銀の問題、また、藩医以外の町医らの誓詞取立ての問題、さらに、京都医師の加賀藩出仕の問題についてみていく。

#### 【藩医の京都遊学と藩からの支給銀】

わが国の医療・医学は、古代以来京都を中心に発展してきた<sup>(15)</sup>。前稿でも紹介したように、加賀藩の医者への遊学先にもその一端が見られる。また、文化10年(1813)5月20日、池田養中の京都勤学に

ついてみると（政隣記、30冊）<sup>(16)</sup>、同年寺社奉行成瀬内蔵助（当義）等に宛、藩医池田養中について、「御用」のため京都へ派遣する旨が達せられ、医業勤学として京都で「小児科専門之方」にて医業を「修行（業）」するよう、また、「自分」勤学として上京する趣と心得、万事質素に励むよう5月20日申渡され、6月5日発足予定という。そして、同史料の頭書に「江戸詰並御扶持方会所銀等御渡、并不時入用」の場合は聞届けの場合もあると記されている。これに依れば、藩医の遊学は「自分」、すなわち個人的な遊学であるとしつつ、他方「御用」のため藩庫から会所銀の支給があることを示しており、注目される。このことは、藩が遊学の経費を幾分か負担して、より専門的な高い技術を藩医に身に付けさせるという、藩が専門的に技術の向上を求め、医療の充実化を図る姿勢にあったともいえよう。なお、同史料同年9月20日条によれば、19日養中は病気のため帰国している。

さて、「成瀬正敦日記」天保13年8月21日条には、医者京都遊学について次のように記される。

一、今井元真勤学銀（「銀」抹消）願之趣、快安・探元より紙面指出、遂兪議相伺、左之通覚書、今日相渡ス、但（原文、以下無記載）

白銀十枚 今井元真

右、為勤学、当年より上京二付、願之趣、無扨相聞候付、格別之趣を以、上京中毎歳七月如此被下之候事、

八月

右、元真義、五ヶ年之勤学御聞届二付、幸此度小林豊後守へ入門、隨身いたし、御外科之義も豊州受指図、於京都外師へ便り相書候筈之事、且当年分八、如此表銀子渡、来年より四ヶ年八、於京都、相渡候様、如例詰人へ申遣候事、於京都外師へ便り相書候筈之事、且当年分八如此表銀子渡、来年より四ヶ年八、於京都相渡候様、如例詰人へ申遣候事、

右史料より玄真の遊学の師では内科は小林豊後守（前稿）で、ほか外科は不明であり、一部公費から遊学銀が下賜されたことがわかる。このように、少なくとも天保期藩医が遊学する場合、藩庫から「勤学」料銀が下賜された。遊学を支援し、修学が済み帰国後は藩のため、藩主前田家のため尽力することが約束されていた。藩にとっては遊学は研修の意味が込められていたともいえよう。勤学の人選・仲介にはこの時期、快安・探元が中心に動いていた。なお、今井玄真の父正軒（昌軒）は文化9年漢蘭折衷医の華岡青洲に入門している<sup>(17)</sup>。医家における親から子への医術の伝習を考えれば、玄真もまた蘭医学を何らか修得しているものとみられる。

「成瀬正敦日記」にみる天保13年京都遊学の藩医について、[表5]に整理した。

[表5] 「成瀬正敦日記」にみる天保13年（1842）京都遊学の藩医

記載月日	医者名	京都の師匠	勤学料	取持の藩医	備考
8月21日	今井元真	小林豊後守、 のち外科医	白銀10枚	森快安・ 大庭探元	当時在金沢であった豊後守の帰京時に随行、5ヶ年の勤学予定、2年目以降京都で支給
10月6日	丸山了悦	?	白銀5枚	森快安等	先代丸山徹叟精勤につき特別取計
10月15日	中村文安	太田肥後守（小児科、 在京中3人扶持）	会所銀	森快安・ 大庭探元	格別の人選による、「自分」勤学と心得、医業習熟の心懸け肝要
	賀来元貞	小林豊後守			豊後守一家の治療も少し担当
10月28日	南保玄隆	?	「勤学料」 白銀5枚	森快安等	近例は白銀10枚の所、当年は多数のため5枚



[表5]の南保玄隆の所で明らかなように、「近例」では「勤学中」は「白銀十枚宛」下さるところ、当年は遊学者が「三人」（実は4人）と多くなったため、白銀は5枚となったとする。これ以前、同月6日の丸山了悦の時点で、この年遊学者が複数出たため5枚となったとみられる。また、同史料天保13年11月朔日条では、「京都へ被遣置候御医者共、精不精暨諸方等之様子、見聞之趣、及言上候様、京都詰御歩横目等へ可申渡置旨、被 仰出二付、書取を以、御大小将御横目へ申談、且京都詰人へも見聞之趣与申上候趣、被 仰出之趣、今便申遣」と見える。すなわち、京都への遊学者に対し、精不精など見聞させた内容を報告するよう、京都詰の御歩横目など、京都詰人に申渡しており、注目される。あくまで藩費から幾分か支給し、藩のため、前田家のため、監視された上での医学修業であったことがわかる。また、[表5]の太田肥後守（1778～1851）は、文化6年典薬寮医師、丹後守、文政3年肥後守、天保13年9月権医博士となる小児科医で、「天保医鑑」に「源庭之、字士若、号紫水、博学、善詩文 間之町夷川北」と見える<sup>(18)</sup>。また、中村文安は良安と同一とみられ、小石元瑞門下である(前稿)。

一般に医者修業には、藩医や家中医、町医・村医など、先代や父が師である場合も含み、師家について学ぶ場合や寛政期以降は藩校明倫堂で学ぶ、或いは三都など藩領外へ遊学する場合など、様々な方法があった。遊学について、もう少し詳細に見ていくことは別稿に譲ることとしたい。

#### 【誓詞取立ての事例】

町医者が金沢城に登城し、藩主家の治療に当たる場合、近世前期では綱紀の娘豊姫の治療に貞享5年（1688）6月、明石立庵・岸田如安が町奉行へ誓詞提出を申渡されている事例がある<sup>(19)</sup>。また、天保期齊泰拝診につき、当時町医者の山本文玄斎・鶴見啓輔の誓詞取立て規式に関し、「猪山直之日記」天保13年（1842）6月20日条によれば、波の間の屏風囲の内に、「御用部屋衆奥小将横目」が立会い、見届けている。しかし、誓詞の内容は明らかでない。因みに、齊泰の治療に当たった片山君平・森良斎の両人は奥村家・横山家の家中医である。片山は享和3年（1803）相続、文化10年（1813）華岡青洲に入門、天保13年12月藩医となる（170石、「先祖由緒并一類附帳」）。一方、森は文化2年相続、片山と同様、同年同月藩医になる（120石、「先祖由緒并一類附帳」）<sup>(20)</sup>。これら、両人の天保13年12月藩医登用の際の誓詞取立ての様子が「成瀬正敦日記」11巻、天保13年12月22日条に見える。この時井上井之助（辨義）が立会い、成瀬主税（正敦）が見届けている。右井上は当時、表小将横目であり、成瀬は御近習御用の役職であった。このことから、当時、重臣の家中医が「診御用」という藩主家の治療を行なうため、藩医として登用される際は、これら表小将横目が立会い、御近習御用が見届けていることが分かった。

#### 【京都医師吉益北洲の出仕】

「官私拙筆」1巻、弘化元年（1844）11月2日条によれば、同年9月5日に死没した藩老奥村栄親の「御療養方」を吉益北洲に依頼していたとし、同人の金沢「御指留」が聞届られたと奥村栄通は記している。続く弘化4年、同史料10・11巻によれば、京都の町医師吉益北洲は、弘化4年正月8日時点で金沢へ「罷越居」り、当地に「長ク居住いたし度存念」であった。同人は御広式中藤染川の実兄であり、彼の当藩出仕は、真龍院の希望でもあり、大庭探元らの願でもあった。京都での人別の義があるゆえ、よく僉議し、同年3月16日染川の勤功により、その養子として新知100石を下賜することとなる（正月8・9日、3月16日条）。なお、吉益北洲に関しては、玉川図書館村松文庫「いろは附金沢医家名寄」に「京にいなかり 吉益北洲」とみえる<sup>(21)</sup>。また、吉益北洲は、京都の医家門人帳（東京

教育研究所、両全堂文庫)が残っている医家として著名な吉益家の出身である。『東洞全集』によれば、北洲の代(1814~1843)の京都の門人は675人に及ぶという。さらに、「天保医鑑」には「内科傷寒論家 名順、字信夫、号北洲、東洞孫」と記されている<sup>(22)</sup>。

なお、「官私随筆」8巻、弘化3年9月23日・27日条に依れば、藩老奥村惇叙の重篤の際に「病養頼置」いたのは、藩老横山家の家中医の津田随分斎であり、このほか、藩医の鈴木立伯・森良斎・中野随庵・黒川良安、並びに奥村惇叙家の家中医桑名二見・土岐安恵・土岐大安・桑名大純・佐伯拙斎であった。ここにおいては、陪臣の家中医や藩医が、他家の藩士(重臣)の治療にも携わった1例をみることができる。

おわりに

以上、近世後期の加賀藩の医者について考察してきたが、次のようにまとめることができる。まず、後期の侍帳4種においては、近世中期に初出し、後期まで続く医家をもっとも多いことがわかった。また、近世前期よりほぼ各時期を通して、後期まで存続する家は13家程で、近世全体の藩医の16%程に当る。一方、近世全体の侍帳・町絵図にみる医者の多くは、藩医であるが、町絵図や天明3年の侍帳などにおいて、一部町医者身分の者も含まれている。その人数と禄高など、近世の前期・中期・後期の各時期における侍帳・町絵図掲載の医者は前期では、9~29人、中期では35~49人(天明3年の侍帳では御用医者である町医6人を含む)、後期では32~54人というように、次第に藩召抱えの医者や御用医者の人数が増加していることがわかる。また、各時期のそれぞれの侍帳の記載の仕方、掲載人数はまちまちであるが、記載された総藩士数に占める医者の数は、前期・中期がおよそ1~2%ほどで、後期が2~3%というように、近世後期には数だけではなく、医者の占める割合も大きくなっており、藩の医療対策の充実化を垣間見ることができる。次に近世を通して、藩医の禄高をみると、高い方は600石から低い方は小判10両までであったが、ほぼ300石前後から5人扶持である藩医が多く、彼らはおよそ藩御抱えの者の中では中級クラスに相当する。

次に、城内における医者の治療の具体相について述べた。まず、栄操院の治療については、天保12年精神的疲労が重く、また下痢が続いたため、加黄芩紫胡・銭氏白朮散等が処方された。天保期藩医の大庭探元・丸山徹叟・森快安ら及び藩老横山家の森良斎、同奥村丹後家の片山君平といった家中医、さらに禁裏医師の山本安房介も京都より招請され、治療に当たった。また、同年栄操院の時期当りによる水瀉、発熱などの治療には、柴苓湯等も調進され、右医者のほか、藩老本多家の家中医三宅当一や町医の広野了玄、さらに江戸詰の蘭方の藩医藤井方亭も治療を行なった。しかし、嘉永3年水腫・痔脱疾が起こり重体に陥り、附子や熊の胆も処方されるが、終に逝去する。当時藩老前田美作の家中医山本文玄斎、家老前田図書の家中医渡辺元隆、町医の洲崎白順らも治療に加わった。すなわち、この時期栄操院の治療を行なった医者は、藩医・家中医・町医合わせて20人程であった。

また、斉泰の天保13年の様態では、脚気が起こり、足のむくみ、発熱・乾吐・便秘・疔癩・出来物などに対し、除湿湯・大靈丸などが処方され、多数の藩医をはじめ、重臣の家中医、町医のほか京都から招請された宮廷医師小林豊後守も含め、およそ25人ほどがこの年治療を行なった。

さらに、金谷御殿での真龍院については、天保14年瘧の発熱に対し、九味清脾湯等が調進され、藩医の長谷川学方ら、及び小林豊後守も拝診する。また、基五郎・豊之丞の天保12年の診療については、豊後守の拝診は二ノ丸とみられる菊の間でなされる。翌々年の同14年両人は疱瘡に罹り、「荊防敗毒散加葛根」を処方されるが、高嶋正頼らが治療している。なお、弘化4年出生した斉泰の子静之介は嘉永元年藩老前田直良家の養子に入り、同5年加藤邦安・江間篁斎等藩医や家中医・町医ら多くの医者

の治療も受け、熊の胆・桃毒散等が処方されている。

最後に、医者 of 京都遊学と藩の援助金について、すでに文化期池田養中の事例もみられるが、天保期今井元真・丸山了悦・中村文安・加来元貞・南保玄隆らの事例では、会所銀から勤学料として、白銀10枚、または5枚の支給を確認した。また、彼らの勤学の取持人は藩医の森快安・大庭探元であり、齊泰などの治療においても、両人はこの時期、藩医の代表格であったことが推測される。なお、幕末期、能登方面などからの遊学については今後の課題としたい<sup>(23)</sup>。また、天保期の誓詞取立てについては、町医の山本文玄斎・鶴見啓輔の事例から、波の間の屏風囲い内で御用部屋衆・奥小將横目の立会・見届けが成されていることが分かった。他方、重臣の家中医であった片山君平・森良斎の藩医任用時の誓詞は、表小將横目が立会い、近習御用が見届けていることを確認した。さらに、京都の町医者で多くの門下生を有する吉益北洲における弘化期加賀藩出仕の事例を考察した。この件の仲介をしたのが大庭探元らであり、蘭学医が含まれている。以上のように、栄操院・齊泰などの治療も含めて蘭医学の修得者が多く含まれ、天保から嘉永期にかけては、より多くの蘭学医の活動がみられることを強調したい。

さて、ここに至り、本稿及び数年前より筆者が取り組んできた加賀藩の医者について、近世前期・中期・後期の各時期の医者・医療について総括してみたい<sup>(24)</sup>。

まず、1点目は、各時期の金沢城内における藩主の医療の代表的な医者について整理すると、例えば、前期の5代藩主綱紀には堀部養叔(200石 300石)、中期の6代藩主吉徳の晩年には南保玄伯(300石)・池田玄真(200石)・佐々伯順(150石 250石)・大高東元(200石)、後期の12代齊広の江間篁斎(300石)・梁田養元(150石)、13代齊泰の天保期の診療では、大庭探元(150石 250石)・森快安(200石)らであった。彼らは知行高からみれば、藩医の中では最上級ではなく、上の下か、或いは中の上といった辺りである。藩主の治療に当たった医者は、このようなランクの藩医の中から、かつ、史料的制約があるが、恐らく藩主や近習、或いは重臣らの信任の篤い者が選ばれたであろう点、近世を通して固定的なことといえよう。

2点目に、町医者から藩医への昇格は、全時期を通して見られることであるが、前期から後期にかけて、救済小屋である非人小屋<sup>(25)</sup>や公事場などの籠舎といった藩の施設に勤務する医者に関して、白井家のように町医者身分のまま、藩の御用医者を勤める医家が世襲で存続する一方、長谷川・白崎家などのように、中期から後期にかけ、町医者から藩医に登用される場合も混在する。前者の場合、窮乏等による発病者、犯罪者らの医療は、領民に対する藩の救恤策を意味することはいうまでもない。このような場合の領民の医療は、主に町医者身分の者が担当するといった身分的な問題、及び藩医起用には財政的に困難を有するといった、両面の問題もあるものとみられる。

他方において、前期から後期まで、優秀であるなど町医者にも屋敷が下賜される場合もある点は、固定化していた。その背景には、藩の御用に携わる御大工・御細工人等と同様、特殊な技術を有し、まして、人命を預かる医者に対しては、戦国の世とは異なり、たとえ町医者であろうと、医者総体は、近世前期より一貫して、それなりに尊重される存在であったものとみられる。

3点目に、藩は数多くの医者を召抱え、町医者も含め、災害や疫病の流行に対し、医者を領内に派遣するなど、領民の医療に当たらせるが<sup>(26)</sup>、こうした藩による医療政策は、領主による領国支配にとって、何らかの仁政が求められることであるゆえ、より優れた医者を恒常的に希求する姿勢は、全期を通し、一貫していたものとみられる。

4点目に、同時に、当然のことながら領内の医療の第一は、藩主前田家の医療にあったことはいうまでもない。前期より後期へ一貫して変わらなかったのは、当時医療の中心地京都より著名な医者を

金沢に招請したことである。3代利常の時の武田道安信重、5代綱紀の代の南保玄達・津田寿軒ら、6代吉徳の代の辻祐安、11代治脩の時の荻野元凱・畑柳泰、12代斉広の時の竹中文輔、13代斉泰の代の山本安房介・小林豊後守などである。また、江戸も加え、優秀と見做された三都の町医者を藩に登用することも一貫していた。さらに、藩医に留まらず、生命に関わる病に対し、より広く、より多く、より正確な情報を求め、藩医はさることながら、御家中医・町医等をも加えて、各時期ごとに、常に何人もの医者をして、前田家の治療に当たらせてたこともまた、前期より後期まで固定化していた。

5点目に、しかしながら、後期には藩士全体に占める医者の割合も増加するといった変容がみられる。このことは藩の医療政策における一つの充実化と解せる。また、こうした中で、近世中期の後半頃より漢蘭折衷医に師事し、蘭医学を修得する医者も現れ始め、斉広の代における治脩の治療に、蘭学者の宇田川玄真を招請したことなどを契機に、緩やかではあるが、蘭医学受容の要素を徐々に強めていく。かくして、蘭医学を学んだ森良斎家や片山家らの御家中医のほか、黒川家・梁田家などの町医者といった、いわば御用医者が藩医に昇格し、出仕するケースも顕著となってくる。さらに、近世前期・中期より後期まで存続する医家や藩医の中の代表格の医家らが活動し、厚遇される傍ら、少禄ではあるが、藤井方亭・吉田長淑ら著名な蘭学者も登用する。同時に、新しい医学、蘭医学を修得した医者の重要度も増してくるなど、次第に医者・医療面での変容が見られる。

こうした変容は、幕末・維新时期にかけ、さらに色濃くなるものと推測され、今後、黒川良安・高峰元稜ら蘭医学者・西洋医学者をはじめとした、蘭医学修得者の動向などについても課題となった。

#### [註]

- (1) 加賀藩の疾病史などの研究には、前川哲朗「疱瘡・コレラの流行と対策 藩政期疫病史の試み」(『市史かなざわ』6号、平成12年)、竹松幸香「加賀藩上級武士の疾病・医療について」(『加能地域史』47号、平成20年)、徳田寿秋「医療の発展と旧医師会の活動」(『石川県医師会創立百年史』平成25年、北國新聞社)などがある。また、蘭学史の分野では津田進三「日本最初の蘭方内科医吉田長淑」(『石川郷土史学会々誌』8号、昭和50年)、片桐一男『蘭学、その江戸と北陸』(思文閣出版、平成7年)、沼田次郎『洋学』(吉川弘文館、平成8年)などがある。なお、最近社会史の立場から京都橘大学女性歴史文化研究所『医療の社会史』(思文閣出版、平成25年)が出されたが、加賀藩に関しては触れられていないようである。
- (2) 池田仁子(a)『金沢と加賀藩町場の生活文化』第3章(岩田書院、平成24年)、(b)「金子鶴村の蘭学と海外科学知識 化政期加賀藩蘭学受容の一側面」(『日本歴史』698号、平成18年7月)、(c)「加賀藩蘭学と医者の動向」(『北陸史学』55号、平成18年)、(d)「大高元哲の事績をめぐって 加賀藩蘭学の受容と展開」(加能地域史研究会『地域社会の歴史と人物』北國新聞社、平成20年)、(e)「医者と暮らしの諸相」(19世紀加賀藩「技術文化」研究会『時代に挑んだ科学者たち』北國新聞社、平成21年)、(f)「近世金沢の医療 伝統の礎と社会的意義を探る」(地方史研究協議会第64回 金沢 大会報告成果論集、雄山閣、近刊予定)など。
- (3) 池田仁子(a)「寛文七年金沢図」等における医者の居住地と城内での医療」(『金沢城研究』8号、石川県金沢城調査研究所、平成22年)、(b)「加賀藩前期の医者と金沢城内での医療」(『同』9号、平成23年)、(c)「近世中期加賀藩の医者と金沢城内での医療」(『同』10号、平成24年)、(d)「金沢城を中心とする化政・天保期の医療と蘭学医」(『同』11号、平成25年)。
- (4) 池田仁子、前掲(3)(c)38頁。
- (5) 本稿では刊本(金沢市立玉川図書館『金沢町名帳』平成8年)を活用。
- (6) 池田仁子「近代学問の底流と育まれた人材」(池田公一『石川県謎解き散歩』新人物文庫、平成24年)。
- (7) 「寛文七年金沢図」・「延宝金沢図」の両図における記載総藩士等の人数については、木越隆三「17世紀における城下町空間の変容と地子町急増 寛文7年金沢図・延宝金沢図の比較から」(前出『金沢城研究』9号)、[表3]参照。

- (8) 栄操院の医療については、前田育徳会『加賀藩史料』（以下『藩史料』と略記）15編、清文堂、昭和56年復刻にも一部収録。
- (9) 長山直治『兼六園を読み解く』桂書房、平成18年、299・300頁。ほか京都医師山本安房介・小林豊後守の竹沢御庭等の拝見についても右書に詳しい（233～235頁）。
- (10) 「天保医鑑」「洛医人名録」は京都府医師会『京都の医学史』思文閣出版、昭和55年に収録。山本安房介については右書1287・1288頁、『同 資料編』509・529頁。
- (11) 池田仁子、前掲(2)(c)。
- (12) 「猪山直之日記」は石崎建治「加賀藩士猪山直之日記」（一）～（三）『金沢学院大学美術文化学部文化財学科文化財論考』3号、『同大学紀要 文学・美術編』2号、『同』3号、平成15～17年）を活用。また、斉泰の天保期の治療に関しては、『藩史料』15編に一部収録。なお、斉泰保養中の重臣への申渡における「御親翰拝写」は右刊本に依った。
- (13) 京都府医師会、前掲(10)『京都の医学史 資料編』に収録。また、本稿における「先祖由緒(并)一類附帳」はすべて加越能文庫蔵。
- (14) 奥村文庫蔵の静之介に関する史料は、石野友康氏の御教示による。
- (15) 医療・医学が京都を中心に発展してきたことに関しては、酒井シズ『日本の医療史』東京書籍、昭和57年、新村拓編『日本医療史』吉川弘文館、平成18年、池田仁子、前掲(2)(f)による。
- (16) 池田養中の京都勤学に関しては、『藩史料』12編にも収録。
- (17) 池田仁子、前掲(2)(c)。
- (18) 京都府医師会、前掲(10)793・1303・1359頁、『同 資料編』508頁。
- (19) 池田仁子、前掲(3)(a)。
- (20) 池田仁子、前掲(2)(e)。
- (21) 池田仁子、前掲(2)(e)。
- (22) 京都府医師会、前掲(10)『京都の医学史 資料編』229・231・524頁。
- (23) 小林元貞の浅野長門守への入門、鈴木大助の長崎への遊学、岡野仙策の京都への遊学と寺尾元長・高階丹後介の入門、江戸の多紀楽春院への入門が認められ、これらについて高堀伊津子氏の御教示による。また、館寛蔵の小石及び、萬年大純への入門をめぐる史料等に関しては、見瀬和雄・堀井美里の両氏より御教示いただいた。
- (24) 池田仁子、前掲(2)(a)～(f)、(3)(a)～(d)。
- (25) 非人小屋に関連して、本稿では、史料・史実に即し取上げた箇所があるが、差別を容認するものではない。なお、非人小屋での医療や近世金沢の医療に関しては、池田仁子、前掲(3)(c)の註、及び(2)(f)で述べた。
- (26) 加賀藩の領民の医療については、池田仁子、前掲(2)(f)及び(3)(c)・(d)参照。

[付記]本稿作成に当り、金沢城調査研究所の木越隆三・石野友康の両氏には大変お世話になった。衷心より感謝申し上げます。

## 溶姫の加賀下向と金沢城

石野友康

はじめに

文久2年(1862)、幕府の文久改革で参勤交代の制度が緩和された。藩主の隔年の在府義務については、三年毎となり、大名正室に関しても「此表ニ差置候妻子之義八。国邑江引取候共。勝手次第可被致候。」<sup>(1)</sup>とあるように、江戸・国許どちらの居住も自由とされた。いうまでもなく、参勤交代の制度は、大名に対する足かせであり、財政的負担を強いるものであったから、諸藩では、歓迎をもって受け入れたという<sup>(2)</sup>。この達しののち、正室の領国下向も行われ、加賀藩前田家では、13代藩主前田斉泰の正室溶姫が加賀に下向した。しかしながら、参勤交代制度を緩和するということは、それ自体幕府権力の弱体化を示すものであり、従来の幕府と藩の関係に否応なく変化をもたらす契機にもなった。あわせて、諸藩の立場からみれば、藩主正室の御国入りは、藩初を除きかつてない出来事ことであった。加賀藩でも3代藩主前田利常の正室珠姫が入輿して以来じつに260年ぶりのことであった。將軍家に出自をもった正室の加賀下向ともなれば、藩内では、それ相応の対応も必要になるし、受け入れには十分な準備も求められたであろう。

この文久3年の溶姫加賀下向をめぐるのは、郷土史家野村昭子氏による概説的なスケッチはあるが<sup>(3)</sup>それ以外、『石川県史』などでもあまり詳細には触れられておらず、したがって藩政史の中に十分位置づけられていないというのが実情である。

加賀下向により、金沢での溶姫の御座所は、金沢城二ノ丸御殿の広式と定められ、入部に際して「御守殿」と称するよう触れられた。現在金沢城調査研究所で進めている、金沢城の調査研究事業のなかでも、この溶姫下向が城の変遷を語るうえで、きわめて重要なできごとであるとの認識を示しながらも、具体相の解明は課題となっていた。そこで、小稿では、溶姫下向の経緯とともに、今回確認し得た斉泰の「御親翰」や藩士たちの記録を通して、金沢城の「御守殿」について理解を深めていきたい。

### 1. 溶姫の加賀下向

#### (1) 溶姫について

溶姫は、子福者として知られた11代將軍徳川家斉の娘として文化10年(1813)3月27日江戸城で誕生した。生母は側室、小納戸頭取中野清茂(播磨守)の養女(実父は内藤造酒允就相)美代である。同年4月「溶姫」と名づけられた彼女は<sup>(4)</sup>、文化14年に家斉正室近衛氏(島津重豪娘、近衛経熙養女)の養女となり、文政6年(1823)4月に加賀藩13代藩主前田斉泰との縁組みの命をうけ、4年後の同10年11月27日、15歳で江戸の本郷邸に入輿した。輿入れに際し、加賀藩側で建立したのが、御守殿門、すなわち東京大学の赤門であった。そして、この年の12月7日には、「姫君様」と称することが触れられ、「御名同字御唱」があれば改めるよう、御用番から命ぜられた<sup>(5)</sup>。

江戸後期においても、將軍家と前田家は、近い血縁関係を保った。13代將軍徳川家定は、12代將軍家慶の子であり、すなわち家定と溶姫は叔母・甥の関係であった。また、家定の最初の正室は、鷹司政熙の娘任子で、加賀藩12代藩主斉広の正室真龍院とは姉妹であった。さらに、溶姫加賀下向時の將軍は徳川家茂であったが、家茂の実父紀州藩主徳川斉順(はじめ清水徳川家へ養子)は、徳川家斉の子で、養子に入った人物である。斉順の後を継いだのがその弟斉彊で、家茂は、この斉彊の養子と

なって、紀州藩主となっているから、実父・養父とも溶姫とは母は違えども兄弟であり、家茂にとって溶姫は、実の叔母であった。したがって、14代藩主慶寧と家茂は、慶寧の方が16歳年上の従兄弟同士ということになる。

江戸生まれ、江戸育ち、江戸での婚姻という溶姫にとって大きな節目となったのは、文久2年のことであった。この年の改革で、溶姫は、はじめて金沢へ赴くことになり、翌3年4月に加賀へと下向した。翌年江戸に戻るが、慶応3年(1867)の大政奉還、王政復古の大号令を経て、徳川氏は朝敵となったことから、前田家では、徳川氏出身の溶姫を帰国させることにし、溶姫は明治元年3月、再び金沢へ赴くことになった。今度は二ノ丸御殿ではなく金谷御殿の広式に入り、大御前と称することになったが、心労がたたってか2ヶ月後の5月朔日、失意のうちに56歳で没した。やはり彼女も歴史の流れに翻弄された人物であったといえるであろう。なお、溶姫には、斉泰との間に、慶寧(加賀藩主14代)、釣次郎(早世)、慶栄(鳥取藩主)の男子3名があったことが知られている。

## (2) 下向の経緯

溶姫下向のきっかけとなったのは、文久2年(1862)9月2日のことであった。「今度諸大名参勤・御暇之割御改革等之儀」<sup>(6)</sup>によって、幕府が参勤交代の緩和政策を打ち出したのを受け、姫君様(溶姫)とともに若御前(慶寧室、通姫、久我建通娘、鷹司政通養女)・初姫(斉泰娘)・筑前守(慶寧)を国許へ「御引取」ることになった。同月7日には溶姫を迎えるため年寄の長連恭(大隅守)を江戸に派遣するなど、金沢への下向の準備を急いだ。斉泰としては、溶姫を最初に下国させるつもりであったが<sup>(7)</sup>、公方や兄弟方・大奥に挨拶もしていないとして、江戸を離れることにためらいをみせていた。

一方の慶寧・若御前・初姫の方は、きわめて迅速な行動で、溶姫にさきだち9月29日に江戸を発して帰国の途につき、慶寧は、10月11日、若御前・初姫は、10月19日に金沢に到着し、金谷御殿・金谷広式にそれぞれはいった(「見聞袋群斗記草稿」では、初姫は二ノ丸広式に入ったとする)。

溶姫が実際に江戸を出立したのは、約半年後の翌3年4月3日であった。実際に溶姫がいつ江戸を発するかについては、周囲にも分からなかったようで、慶寧附の藩士藤田安定(求馬、2000石)は、3月になっても溶姫が動きをみせなかったからか、いつ発興しても良いように金沢城二ノ丸御殿の広式の普請を急ぐよう赤井伝兵衛(赤井伝右衛門の誤りか)に伝えたという<sup>(8)</sup>。

なかなか江戸を動こうとしなかった溶姫が金沢へ赴かざるをえなくなったのは、文久3年3月4日に英国船渡来の情報が到来したことにあった。

文久2年、薩摩の島津久光が江戸からの道中に起こした、いわゆる生麦事件の報復として、三ヶ条の要求をもって英国の軍艦数艘が神奈川表に渡来したのである。これに対し、幕府はこれを拒否する見込みで、兵端を開くという心配もあり、このことが、溶姫が金沢へ移る直接的な原因であったようである。江戸にあった家老横山政和<sup>まさとも</sup>は、早急に国許に移るよう進言し、溶姫は、4月3日江戸を発った。供には政和も同行し、板橋の下屋敷を経て大宮、小諸、善光寺、柏原、高田、糸魚川、魚津、高岡などを通って24日に加賀国河北郡津幡に到着、翌25日に金沢へ到着というルートを通ったが、このルートは、藩主の参勤交代のルートと同様であり、それと比較すると、道中不慣れな女性ということもあってか、かなりゆっくりとした旅程であった。畑尚子氏によれば、溶姫は多くの供を従えており、その行列は参勤交代を彷彿するものであったと指摘されている<sup>(9)</sup>。しかし、道中は決して安穩ではなかった。

文久3年5月11日に攘夷決行などという不安な情勢もあったから、「今度攘夷御決定二相成可申哉二付、姫君様儀 御発興仰出候所、御道中深く御案事奉申上」<sup>(10)</sup>と、溶姫の道中はかなり案じられる

ものであった。

ところで、この下国に際し、溶姫は、幕府より借銀をしている。もともと溶姫へは幕府より合力金として3000両、合力米として500俵が支給されており、国許に移るにあたっても保証されていた<sup>(11)</sup>。下国に際しては、加えて幕府より金35000両の借金を申し込み、領分返納米をもってこれを賄い、浅草の御蔵まで返済することになった<sup>(12)</sup>。

加賀国にはいった溶姫は、河北郡津幡より、浅野川を越え、4月25日金沢城内へ入った。入城に関しては、加賀藩側の史料では次のように書かれている。一部を抄出してみよう。

〔史料1〕

(四月)廿五日(快晴) 同

御守殿様御機嫌克昼後御着、自分屋敷横御通、三之丸より土橋の方へ御出、二御丸 御広式へ御入也、御供者横山蔵人殿也、公儀衆八人計も御付[ ]由、

(金沢大学附属図書館蔵「(成瀬正居)日記」26、金沢大学資料館デジタルアーカイブ「成瀬日記」18による)

〔史料2〕

去年公辺御改革、諸侯方御広式向、御国元御住居之儀、被 仰出候、溶姫君様四月三日、江戸表御発輿、同二十五日金沢江着輿、河北御門ヨリ御入、御堀端通り、二之御丸御広式江 御着ナリ、同日ヨリ御座所向、都而御守殿与相唱、是迄之二之御丸御広式八中奥ト相唱可申旨、被 仰出、同日ヨリ御附御用人波多野鍋之助等一人・御用達岡村金之助等一人・御侍大岡英次郎等之内、一人同所二昼夜 勤番相勤、外御医者一人・中奥詰之医者打込、昼夜相詰ルナリ、(加越能文庫「見聞袋群斗記草稿」2)

〔史料1〕は、藩士成瀬正居(通称は主税)の日記である。正居は、2500石取りの人持組の士で、金沢市立玉川図書館に所蔵される「先祖由緒并一類附帳」によれば、定火消、壮猶館御用、寺社奉行などを歴任している。溶姫は、殿町(現在の金沢市大手町・尾張町辺)にあった正居の屋敷の横を通過して尾坂門から城内に入り、三ノ丸から土橋の方へ進み、二ノ丸広式へ到着したとする。供は横山蔵人(=政和)と公儀衆8人ほどであったと記している。〔史料2〕は、旧藩士赤井直喜(伝右衛門)の明治20年代の覚書「見聞袋群斗記草稿」である。『加賀藩史料』では、「見聞袋群斗記」を出典として収載されるケースが多いが、その草稿であろうか。『加能郷土辞彙』や玉川図書館蔵の「先祖由緒并一類附帳」によれば、著者の赤井直喜は、文政5年に祖父平左衛門の後を受けて幼少で家督を継ぎ、御馬廻から、同7年に300石を得て大小将・御住居御用達等を歴任、文久2年9月には溶姫の「御待請御用主附」となり、翌3年2月に「当分 御守殿御用兼帯」となったとしている。元治元年には武田耕雲斎西上の際出陣功があったとも記され、明治21年で79歳、尚存命であったという。すなわち、「見聞袋群斗記草稿」は、自らの体験をもとに後年書かれたものであることが確認できる。この記述をみると、溶姫が4月3日江戸を立ち、同月25日に金沢に着いていること、城内へは、河北門から、堀端を通過して二ノ丸広式にいたっていること、この日以来、溶姫の御座所向をすべて、「御守殿」と称し、これまでの御広式を「中奥」と称するよう仰せがあったこと、溶姫付には、御用人波多野鍋之助、御用達には岡村金之助、侍として大岡英次郎がおり(管見の限り加賀藩側の史料では確認できない)、昼夜勤番にあたっていたといい、このほか医者1人、中奥詰医者1人も詰めていたという。新丸から河北門を通過して、橋爪門を通らず、右折して堀端を通り、広式に入ったとする城内ルートについては、「御城内御行列御供人御落ケ所絵図面」<sup>(13)</sup>などでも確認することができる。この「御守殿」を称した時期については明かに誤りであり、後述のように、すでに3月22日の段階で溶姫御座



所向等を御守殿と称する旨触れられている。

また、「二之御丸御広式」を「御中奥」と呼称したことについては他に確認できず、いまは、この記述にしたがっておきたい。

### (3) 溶姫御附の人々

溶姫の加賀下向に際しては、御用人はじめ、女性達が付き従った。畑尚子氏によれば、幕府側からの史料より、溶姫には49名の女性の御附の人々があったといい<sup>(14)</sup>、いずれも幕臣の子女であったという。これについては、溶姫が江戸より加賀に赴く際同行した、前掲横山政和(10000石)も詳細な記録を残している<sup>(15)</sup>。

この横山の記録によれば、御用人石尾秀四郎・波多野鍋之助のほか御ヒ御医師津軽良春院ら10名の男性役人や医師、そして女性は、上藤年寄岩倉はじめ、年寄浜山や磯山以下55名の女性達が記されている(巻末の表参照)。幕府の側からの史料を出典として作成された畑氏のリストとは人数の面、人名の面で若干の齟齬があるが、いずれにしても計60名ほどは付き従っていることになり、女性のうち全員とは限らないが、このうちの多くは、新たにしつらえた、広式に居住することになったはずである。言い換えるならば、そうした人々の生活空間も必要で、スペース確保も大変であった。

なお、溶姫の下国にさいしては、加賀藩士も同行している。表は、横山が記しているリストであるが、そこには80人以上の加賀藩士も確認できる。

## 2 金沢城二ノ丸御殿の「御守殿」

### (1) 溶姫の「御守殿」

次に本題となる「御守殿」について話題を移したい。

金沢城の二ノ丸御殿はその機能面から、表向、御居間廻、奥向の三つに分かれており、このうち、奥向は御広式と称して女性達の生活空間であった。藩主側室や生母、幼少期の子女もここに住むケースがあった。一段低いところには部屋方が設けられ、側室らに仕える女性達の住居となっていた。安政元年からは真龍院(隆子、鷹司氏)が二ノ丸御殿に居住したが、溶姫が入部することになったから、二ノ丸を出てあらたに御座所を新たに築くことになった。普請出来まで一端金谷広式に逗留することに決したが<sup>(16)</sup>、その2日後の22日には、あらためて溶姫御座所を「御守殿」と称することが周知された<sup>(17)</sup>。ところで、江戸本郷邸の溶姫御座所は、彼女の入輿以降「御住居」と称していたが、安政3年になって「御守殿」と改称した。御守殿とは、將軍の娘で三位以上のものに嫁したものを御守殿といい、四位以下の者に嫁したものを御住居と称した<sup>(18)</sup>。

斉泰の任官をみていくと、文政5年10月4日に元服した斉泰は、正四位下左近衛権少将兼若狭守に叙任したのを皮切りに、家督相続直後の同年12月16日に左近衛権中将、天保2年12月朔日に参議(中将もとのごとし)、同10年12月朔日従三位に叙任した。ついで安政2年12月15日に権中納言、元治元年5月13日に正三位、明治維新後の明治13年に従二位、同17年に正二位と昇進している。

江戸の溶姫の住まいを御守殿と称することになったのは、斉泰の権中納言任官後の安政3年2月2日のことであった<sup>(19)</sup>。畑尚子氏は、「御守殿」と称することについて、『加賀藩史料』にみえる「御前御官位に拘り候儀に而者無之」(「御用方手留」)や「今度御任官に付御名目替り候訳に而は無之趣」(「御家老方手留」)などとの記述により斉泰の権中納言任官とは関係なかったと指摘する<sup>(20)</sup>。しかし、藩年寄奥村栄通は、「然処右御名目御改之儀、御奥通り御内々被仰立候趣も有之、御表よりも猶又聞番を以阿部伊勢守殿江被仰入候趣も有之候処、別紙申達候通、以来御守殿与相唱候様被仰渡

候」<sup>(21)</sup>ともしており、実際には、「御奥通り」で中納言任官を契機として「御守殿」へ改称する機運がとくに高まりをみせ、表向より老中阿部正弘へ申し入れ実現したものであった。

## (2) 「御守殿」の普請と溶姫の暮らしぶり

それでは金沢城の「御守殿」や溶姫につき従った女性達の生活空間の普請はどのように進められ、実際の生活ぶりはどうだったのでしょうか。

まずは、普請の進捗である。前掲赤井伝右衛門は「見聞袋群斗記草稿」とは別に「赤井直喜手扣」<sup>(22)</sup>を残しているが、そこには「同年(石野註 文久2年)九月三日姫君様御容子次第御国江被為入候二付、御待請御用主付被 仰付、同日右二付二御丸御広式御口向等御普請二付、右御用主付被 仰付、同日真龍院様御住居替之御模様有之二付、御用主付被 仰付」などとあって溶姫の「御待請御用主付」になるとともに、「二ノ御丸御広式御口向等御普請」の御用主付に任じられたという。

また、文久2年、棟梁役(大工)であった27歳の疋田源六は「二ノ御丸御広式御式台廻り御建替主付被 仰付」られたといい<sup>(23)</sup>、これは、年代的にみて、溶姫の入国に関わるものであるとみて差し支えないから、広式の「式台廻り」の普請も並行して行われた。文久3年4月23日に「御先着之御用達衆見分」を行ったというから<sup>(24)</sup>、加賀下国が決定してから半年余りで「御守殿」が形となり、溶姫の受け入れ体制がととのえられたことになる。しかしながら、大がかりな普請の状況を伺わせるような史料が他にみられないことなどを考えあわせると、おそらくは、従来の間取りをベースに若干手を加えた程度であったのではないか。

つぎに、御守殿を含め、溶姫在国中の奥向きの具体的な状況についてであるが、これもあまり史料には出てこないの、分からないことも多いが、次の記述は、溶姫在国中の部屋の機能がわかる珍しい例である。

一、姫君様御用有之候間、加判之年寄中并蔵人、御守殿江罷出候様申来候処、加判之年寄中余り人少二付、加判不残罷出候義二御用人心得を以御守殿江申込、退出より大隅守・弾番・蔵人・図書・将監・帯刀、御守殿江罷出候処、御広間代り御対面所御下段二おみて、老女衆対談、大谷木安左衛門儀表使女中待座之事、

(加越能文庫「諸事留帳」元治元年5月24日条)

前掲「諸事留帳」は横山政和の日記で、加判の年寄中と政和(蔵人)が溶姫に呼ばれたが、加判の年寄中があまりに少ないことから、溶姫付御用人の才覚ですべての加判が残らず出るようになった。なぜ呼ばれたのかなど具体的な内容について記されていないが、退出して、年寄長連恭(大隅守)・前田孝敬(弾番)、人持組横山政和・本多政醇(図書)・青山恵次(将監)・大音厚義(帯刀)が再度「御守殿」へ出て、「御広間代り御対面所下段」で溶姫附の「老女衆」と対談したという。「御広間代り御対面所」とは、御広間の代替としての御対面所の意であり、重臣たちと老女衆との対談の場として用いられていたことがわかる。ここで溶姫付大谷木安左衛門(詳細は不明)、表使女中が待ち構えていたという。「御広間代り御対面所」という文言でもわかるように、「対面所」が溶姫の「御広間」として機能していたことがわかる。

なお、溶姫の金沢での生活については、あまり史料上確認はできていない。能登宝達村産の葛を「姫君様御膳御用」として調達した記事があるのは興味深いと言える<sup>(25)</sup>。ほかには、元治元年3月19日に白山参詣したことは、「見聞袋群斗記」「寺社方御用日記」などにも採られていて<sup>(26)</sup>彼女の動きは確認できるが、そのほか城内で溶姫から重臣へ拝領物があつたとの記事はあるものの、それ以外特筆すべき内容は諸記録にはみられない。いわば、在国中の溶姫は、基本的に城内「御守殿」にとどまっており、時代の趨勢を静かに見守っていたということになる。近隣を遊行した真龍院とは対照的に、

庶民からは基本的に見えない存在であったということになる。

### (3) 2つの齋泰「御親翰」

#### ①「御親翰」の内容

金沢城の二ノ丸御殿に「御守殿」を設けることについて、藩主齋泰の考えが伺える興味深い2つの「御親翰」が、八家である奥村栄通の記録のなかにみえるので、かなり長文ではあるが紹介したい。

#### 〔史料3〕

(文久3年)  
三月晦日

一、今日、御定日二付、昼四半前、御居間書院江 御出、重而御用番被 罷出退去、自分義も一集被 召候旨二付、  
(本多政均)  
播磨守与相同じ罷出候処、左之御親翰被渡下、委曲同様御趣意被為 仰聞、江戸表之 御守殿八広過候間、和田  
倉御広式杯程二而も可宜思召候間、金谷御広式御建出二相成候共、御地面も可書之哉二 思召候旨等 御意有之  
二付、猶更(前田直信)土佐守等江も申談、追而御請可奉申上、御家老中江八如何可有御座哉与相伺候所、先各切二而申合可  
申上旨御意有之、応及御請退出之事、

此度奥方此表へ被参候処、各二も粗承知之通、二之丸広式向八奥口共手せまく至極二付、口向之義八今般補理  
申付候得共、奥向之義八其方々々二而甚間支二も有之故、松之間等取込、猶又上臈等之部屋方茂指支、是八只  
今迄奥向部屋々々不残明ヶ渡可申候得共、公義人之義、是迄自由二暮候部屋より見候へ八、雲泥之違与申与申  
二候得者、嘸不服二可有之中分る以下八弥以唯敷可申立、其上当分之事二候へ八、如何共申諭方も可有之、又  
面々二も堪忍心も可生哉二候へ共、部之なき事与見込候へ八種々雑題申出、往々面倒出来八必然与存候、且又  
此方逆も奥向之座敷八悉皆 御守殿江相渡、漸々奥之間与申而八十畳二七畳計之次有之一間る外無之、役女等  
之詰番与申も廊下等二屏風囲ひ杯二而席々を設ケ為相済申族部屋々々逆も表向楽屋、是迄諸役処等二相成居申  
場処并稽古所取込、漸二相弁申義、又表向逆も各之席を始役処々々指支勝二可有之、畢竟加様之姿二而永八参  
り可申共不被存候、右等之次第二而自分手前及ひ女共之義八如何共致し相暮可申候得共、兎角御守殿女中之義  
八公義人、中々六ヶ敷意味合有之もの二而終二不平を生し候而八第一間柄二茂指障、仮初之事る大害も出来可  
申歟、家斉て国治ル之道理二候へ八、甚心配、寝食茂不安存候、就而八別二御守殿造営之事二相成候へ八、前  
条之懸念筋二無之与存候、夫二付、上意前各迄入披見候三ヶ条之内二申入、致仕之義一旦其覚悟二而申出候事  
二候へ八、今更再指止り申了簡も無之、其上筑前守も追々年齢も長シ申義、いつ迄部屋住二罷在候様二而八気  
合茂屈シ、却而不為哉二存候、旁此度来穩之帰国二候へ八、速二国政可相讓処、存之外、今般英国軍艦横浜表  
江渡来、已二可開兵端二付、俄之御暇与相成候族、爰二おゐて致仕杯申立候而八専ラ時務二恐怖之 二も相当  
り、実二 し候之世評二預り候而八心外、殊更当家之 我名二拘り候而八不相成義、申迄も無之候、其上先  
達而家中一統江申出候、文中唯今二も一戦快可致覚悟与申所江も相触レ可申歟、彼是不肖之我等可否弁急候、  
併前件御守殿向之次第柄も有之事、予も五旬も過候義、且八筑前守義八奥方本腹之義二も候へ八、何廉御守殿  
江之意味合等茂有之事、旁今度国務相讓申度、左候へ八、此方致仕之上八金谷居住同処二御守殿造営いたし可  
申候、乍然本郷之様手広二八逆茂出来不申候へ共、是迄之御守殿八余り広過申義、江戸表丸之内外之御住居向  
相考候へ八、左而已手広之義も無之様存候、尤只今急二普請二も及不申、不遠御守殿別二造営与申義さへ申出  
置候得者、夫二而たとへ不服申立候共、幾重二も申諭、穩便二治置申度候、指当候処八金谷在来之建物之俣二  
而引移不指支事与存候か、将又我等先年一通脚氣重症九死一生二候処、不 本服八いたし候へ共、足先之麻  
痺八今以全治シ不申、乍去平生向八格別替も無之二付、外見る八人並二も相見候故歟、其以来八透与全快杯与  
心得候へ二も不少哉二存候へ共、自分へ取りて八常人同様二而無之処、最早定命手も過候へ八、弥増筋骨等も  
つまり屈伸不自由を覚へ手二相増人しらす深心配之筋共不少候、是等之趣申入候条、前件之次第柄得与勘考先  
つ各切二而申合之、否委曲承度候事、

〔史料4〕

(4月)

同 十七日

一、外御用二而御用番御用之間江被召候節、左之御親翰被渡下、御家老中<sup>ら</sup>了簡之趣申上候二付、重而此 御親翰直二被渡下候処、何茂此上存寄も無御座旨申上候間、為心得拜見被 仰付候旨二而、御渡二付、応及御請退去、何茂拝戴之上、如例箱江入認以 御近習頭返上有之候事、

此度致仕等一件二付、其方共了簡人別申聞、夫々令承知候、少々之違八有之候得共、大同小異二付、合 - 一集二致左二申入候、隠居・家督之義八品重き事二而、譬及高ね候込も一往指留申義八臣下之情左も可有之義奇特之至二存候、併決心申出候上八、私を離し、公來之心を以今一篇思慮有之度事二候、今度申出候御守殿不服等之義八於其方共八全ク手狭等<sup>ら</sup>して之事与存候様子二相聞江候、聊手狭を主二申出候訳二八無之、譬將軍家之姫君御方二有之共、一旦妻女二被成下上八恐れ申筋八無之、殊二引移之砌代々之妻女同様心得可申旨等之被 仰渡下も有之義、乍去、於当家八並々之妻女の如ク二八不相成、对 公迎不敬又八不自由等之義有之候而八不相濟事二候、夫故二之丸建広ケ可申地所無之二付、不得止事、表向取囲二漸二并申族二而、是八甚不好事二候、奥方之為二表向之間処を奥向之用二立候而八俗二女郎張り<sup>×口</sup>与申もの二而所謂牝鳥之晨二候故、如何共表向之方を取込申八不好義二候処、只今之困ひ方二而手狭二候八、猶も表向之間所困込申様二との義八不相当、弥以御守殿附之女共江為驕申致方二而不可然候、如何二表向間広二取込候込も仮住居与申もの二而 なき時八広狭二不拘、不服申立候事故、其趣意申入候処、其方共少し而会得參不申哉二存候、又普請等之儀、時節柄入費を厭不申出哉杯与之義も不穩、元<sup>ら</sup>筋合之立候事二候へ八、入費之遠慮もいたし不申事二候、二ノ丸八何レも如承知建広ケ可申場処も無之、当時之奥向取込建直し候者、夫二而地処出来申もの二而も無之候、本丸等住居之心附も有之候へ共、此義八先年何廉之折故、丹後守江尋見申事有之、所詮六ヶ敷趣等同人申聞候事も有之、其上、何歟指支之筋共も有之事二候、然し、公迎書上之城図二八本丸を芳春院丸、松坂を玉泉院丸与誤指出置申事二候へ共、是八往昔之義、其上御狩身之御住居二候へ八、可也并し候哉与存候、竹沢・金谷等之義八当主之居所二八六ヶ敷、二ノ丸焼失与歟非常二なくて八不相成事与存候、予二之丸二居、奥方迄別郭住居与申茂先以如何なる義、所詮致仕之上ならて八金谷之住居八難相成事二候、又筑前守政事向又八示談等之事茂并へ兼候、相談見習与相成候而八弥以部屋住も永き 且八予も隠居を嫌申様二茂相当り、彼是不可然候、偕亦我等老煤此迄政事久々手馴候事、方今之時務与申、今暫杯与申義も一理有之様二候へ共、当時之形成いつ迄見合穩二可相成との見込八於其方共茂有之間敷、左候得八、 なき事二而無際限義二存候、将又只今国政相譲り候而八、是迄之仕向改申様二而手崩れ二も可相成、諸役を始町在迄も心服如何等之義八甚不束之義、其為補佐之臣有之義、筑前守心得違等之義八年寄共并其方共二幾重共可致諫言義、是執政之職分与存候、我等在世二候間、彼是も立候へ共、没し候与存候へ八、論なき事二候、然処致仕二候得八、存命丈ケ宜敷歟、筑前守不行届義八心得方等乍不及教諭いたし可申候、将又松雲公之例杯申候へ共、是八人々之質二而、論し可申義乍恐 松雲公八御三歳より之御家督二而、殊二御齡茂八旬余二被為成、御健質故、御晩年迄御治世被為執候事、偏二御秀才御学問も被為在、文武兼備之御義二候へ八、三州之政事杯八御苦勞も薄き 二付、 御長寿与奉恐察事二候、右二我等を引当候而八、誠二恐怖之至赤面之事二而不学文盲 短才、殊更能濟之上八尚以不得手且八定 も過候事、加之二先年之大病後足部等次第二不自由二而武術も懈怠勝之義、藩中之人望も粗、筑前守江歸し居可申哉二も存候、町在二至而八懸味之者多候故、代替杯之義八不好哉二候へ共、是八因 共可申、且又其方共之内二も只今致仕候而八時務二恐怖等之世評可有之哉与之見込之者もあり、又其懸念八無之事との見込之者も有之事、何レ未然之義二候へ共、此時節引込候八、善悪八如何あれ、世評を受不申事八有之間敷候、名利八兎も角も此方一分之悪評二候へ八、尤請覚悟二候、前件之意味得与思慮も く、不束に致仕を止メ候而八姑息

二茂可相当歟、今度京師表首尾能相濟、帰国之上八、功成り名遂て身退候与申義、此辺之事与存候間、此処無類之機会与存候、扨又家も五旬二及ひ候ハ、隱居之義ハ昨今之事二八曾而無之、幼年家督之砌<sup>ら</sup>之心願幸二嫡子も出生、弥以其念慮二有之処、近来異船一件殊二此兩三年弥増不穩二付、其番二而致仕申出候事も如何、一日々々見合扣居申内 切迫与相成候へ共、当時二而八追々年も行、且八此末十年を待共、来穩無覚束二付、いつまで与申 なき事旁今度決心申出候事二候、

どちらも「御用方手留附録」所収のもので、〔史料3〕は文久3年3月晦日の〔史料4〕は4月17日条である。「御用方手留」は、金沢城代を勤めた奥村栄通の日記・記録で、「目録」、「本文」、「附録」で構成されている。これらは金沢市立玉川図書館奥村文庫に栄通自筆の原本が残され、写本が同館加越能文庫に残されている。このうち「目録」は、内容について、項目立てしているもので、「附録」は、藩主と藩士たちの間で交わされた往復書簡等が収められている。ただし、引用した上記は、原本が残されていない部分であり、加越能文庫の写本に拠っている。

両者は溶姫入国直前のものである。〔史料3〕では、栄通が斉泰の「御親翰」を拝領し、その「御親翰」に対して意見を求められたもので、「御親翰」部分を抜き出したものである。〔史料4〕も同様のものであるが、家老たちの意見を徴したうえで斉泰がその考えを示したものである。

双方とも斉泰の正直な心情を吐露したものであり、興味深い内容となっている。

## ②斉泰の心情

まず、〔史料3〕によれば、斉泰は、文久3年当時、脚気の容子が思わしくない状況であったことがわかる。以前、九死に一生を得る状況で、その後回復はしたものの、足先の麻痺も全治していない状況であった。とくに天保13年5、6月頃に藩医等より薬を処方されており<sup>(27)</sup>、九死に一生を得たとは、そのときのものをさすものであろうか。とすれば、20年以上完治していないことになる。こうした体調の問題、そして齢五旬、すなわち50歳を越え(文久3年当時53歳)、筑前守=世子慶寧も成長したので(文久3年当時34歳)、家督を相続させ、自分は隠居するつもりだったという。しかし、英国軍艦の神奈川渡来、それともなう溶姫下国という環境下で国政を今譲ることに躊躇されたというのである。

さて、この斉泰の「御親翰」より、溶姫の下国にあたっては、いくつかの課題があったことが見て取れる。そのなかの1つが金沢城広式の広さであった。江戸本郷の前田家上屋敷に存した「御守殿」と比較すると、斉泰からみれば女性たちの生活空間は広過ぎるのであった。斉泰同母の妹厚姫が嫁した会津藩の屋敷「和田倉御広式」程度の広さが丁度よいという。「公義人之義、是迄自由二暮候部屋より見候へハ、雲泥之違与申もの二候得者」などとおるように、本郷の「御守殿」の広さが当たり前になっていて、十分な「地所」のない金沢城とは「雲泥の差」という状態であって、溶姫の下国に際しては、このような点が課題となり、工夫が求められたのである。後述のように、溶姫1人が来るのではなく、溶姫付の女性達も多く同行しているのであるから、むしろ余計に気がかりとなったというのである。斉泰は、この女性たちに手を焼いていたようで、「御守殿女中之義ハ公義人、中々六ヶ敷」などとおるように、溶姫自身というよりは、むしろ「公義人」、すなわち、幕府の「御威光」を背負っている溶姫附の女性達が不満を申し立てる恐れがあるとともに、斉泰が幕府との関係にそのことに心を砕いている様子が伺える。

そうしたこともあってか、狭い「地所」で溶姫を迎え、彼女が金沢城広式に住居を構えるに際しては、「口向」の補理を行うとともに、斉泰自身も「奥向之座敷」を溶姫に差し出し、表向きのエリアを女性のための生活空間にとりこもうとしたのである。

〔史料4〕でも〔史料3〕同様、溶姫の居所について苦慮する斉泰の姿が伺える。奥方のため表向の箇所を奥向きに組み替えるのを俗に「女郎張り」と呼び、決して好まれるものではなかった。新たに二ノ丸御殿で建て直すこともできず、金谷・竹沢などで住まいを新築できる状態ではなかった。もともと、御殿のうち、御居間廻りも広式（奥向）も狭いことから、かねてから本丸などへ移すことも斉泰は考えていたようであり、栄通には先々代にあたり、金沢城代であった奥村栄実（1792～1843）に尋ねたことがあったという。栄実からは難しいとの返答であったという。

広さという面で金谷や竹沢にという考えもないではなかったが、この両者は隠居所という意識が斉泰のなかにも強く印象付けられており、これは却下せざるを得なかった。また、自分は二ノ丸、溶姫が別郭という考え方もできるが、それも現実的ではないと結論づけている。

こうして、斉泰は、溶姫の居所について、熟考のうえ、狭いながらも二ノ丸御殿内に「御守殿」を設置することにしたのである。

〔史料3〕〔史料4〕の文面にもあるように、斉泰は自らの部屋の一部を溶姫に提供し、「補理」を行いつつ、城内の表向のエリアまで、女性たちの空間とすることで、御附の人々の批判をかわそうとした様子がうかがえる。表向の部屋も女性たちの生活空間に取り込んだことは、赤井伝右衛門や松平康正、奥村栄通も記している。

#### 〔史料5〕

二ノ丸御広式御奥、姫君様御住居所二相成候二付而八、余程之御模様、中納言様御居間向等、不残御守殿江被成進、御表松之間・唐子之御間・牡丹之間・表御舞台・御楽屋等、御広式江御取込、中奥御広式ト相成、是迄之二之御広式八御守殿ト相成、不一形御混雑ナリ、御模様等中納言様御直命ナリ、御補理方御絵図等御直被遊候而、予江御渡シナリ、（「見聞袋群斗記草稿」2）

#### 〔史料6〕

今般 姫君様御国江被為 入候二付、松之間より萩ノ間辺御次江御取込二相成、今日<sup>レ</sup>席檜ノ間二相建候、  
（加越能文庫「松平康正公私日記」文久3年3月晦日条）

#### 〔史料7〕

一、来月三日、 姫君様江戸表 御発輿、同廿七日二御丸御広式江被為入候二付、松之間等御取込、御補理二相成候二付、今日より表方席先年之通檜垣之間二相建、其外席二も御城方・御附方・学校方八実検之間之内三囲二相成、海防方八芙蓉之間後口、勝手方八柳之間、留書所続二候、右八御城方二而御横目等僉義伺之上二候事、  
（奥村文庫「御用方手留」文久3年3月晦日条）

〔史料5〕によると、斉泰＝中納言様の直接の命により、その御居間等を溶姫に提供したこと、従来の御広式と称していた部分が「御守殿」エリアとして機能するようになり、新たに取り込んだ表向きのエリア、すなわち、松の間・唐子の間、牡丹の間、表舞台・楽屋を広式として取り込み、「中奥広式」と称したことが記される。

〔史料6〕は、元治元年、慶寧退京の責を取らされ、自害を命ぜられた松平康正（大弐）の日記である。これは、前田家編輯方による写本ではあるが、康正自筆のものの写本であると朱書きされる。これによると、松ノ間から萩ノ間のあたりが女性達の「御次」として取り込まれたのだとし、家老としての席が「檜ノ間」になったとしている。「檜ノ間」は「檜垣ノ間」の誤りであろう。

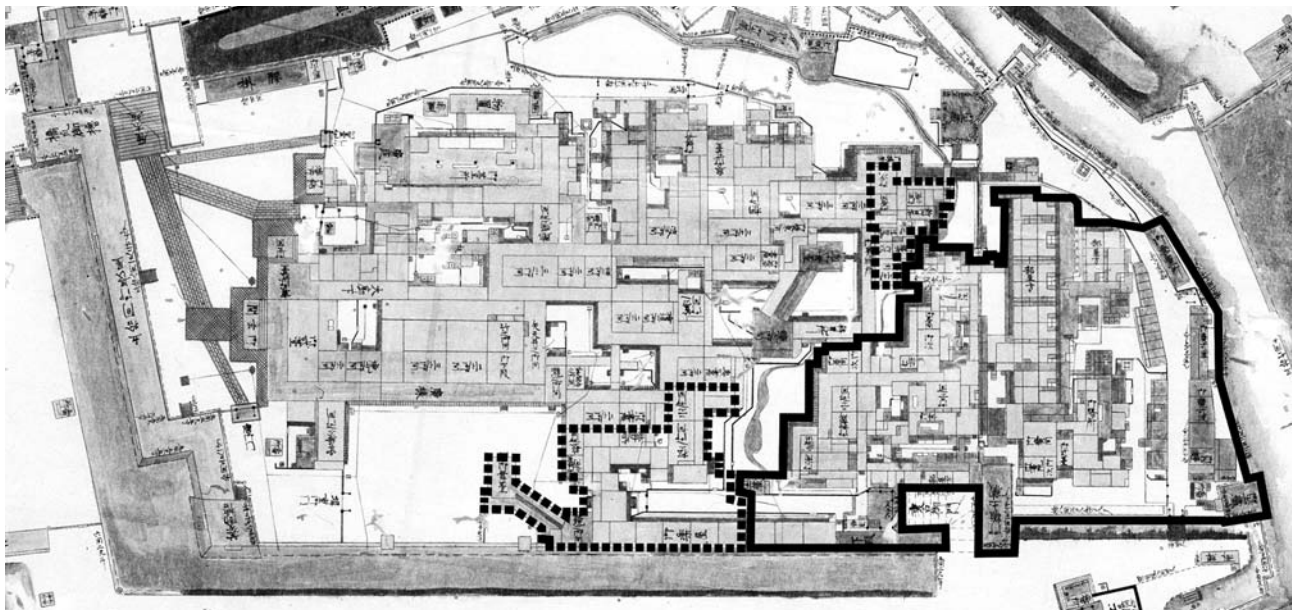
本来、表向は、諸儀礼がおこなわれ、登城した藩士の詰場所や執務を行う空間であり、とくに、藩主が在国している年の元日の儀礼が厳粛に行われるエリアであった。あわせて、領内外からの客人の

接待の場であり、藩士たちにとってみると、家督相続や加増の申し渡しなど人生儀礼のうえで欠かせないエリアでもあった。そうした表部分の一部が広式として女性達の生活空間となってしまうと、そうした役割を行う代替の部屋が必要となった。

〔史料7〕は前掲「御用方手留」にみえる内容である。ここにみえるのは、おそらく年寄が関わる部屋の機能のこととみられるが、

表方席	檜垣の間
御城方・御附方・学校方	実検の間
海防方	芙蓉の間後ろ
勝手方	柳の間、留書所続き

とあるように、溶姫をはじめとする女性達の生活空間は、表能舞台や御楽屋などをはじめ、御殿の実に3割ないし4割となったことで、儀礼等の空間としての表向の場は圧迫され、縮小を余儀なくされた。それにともない、各部屋の機能も変更された。下の図は、横山隆昭氏蔵「御城中壘分碁絵図」をベースに、前田育徳会蔵「御城内外御建物図 御広式廻」にみえる奥向の範囲を実線で示したうえ、能舞台や楽屋、松の間そして、斉泰の「御居間」を取り込んだという記述に基づき、文久3年の金沢城の「御守殿」等女性たちの空間を破線で推測してみた。斉泰の「御居間」すなわち「奥向之座敷」をどこに比定すべきかなど細かいところで今後検討すべき点もあり、少し広く想定はしたが1つのメルクマールにはなりえよう。概していかに大きなエリアが新たに女性たちの生活空間として取り入れられたかが分かるであろう。



文久3年の女性達の生活空間（横山隆昭氏蔵「御城中壘分碁絵図」に加筆）

おわりに

文久2年の参勤交代制度緩和政策によって、藩主正室の領国下向が認められ、加賀藩では、斉泰正室溶姫が初めて加賀に赴くことになった。そのため国許では、その対応に追われた。溶姫の御座所については、金沢城二ノ丸御殿の広式とし、迎え入れるために、表向のエリアや藩主斉泰の御居間をも女性たちの生活空間として充てることで対応しようとした。溶姫の居住空間は、あらためて「御守殿」と称することが触れられた。溶姫に付き従う多くの女性達の生活空間をも確保しなくてはならなかった。こうして、「御守殿」を中心とした女性達の空間は、大きく膨張することになった。

「御守殿」をはじめとする女性たちの空間を設けるにあたっては、大きな普請がおこなわれた形跡は見当たらない。おそらく、従来のものを生かしつつ、最小限手を加えたにすぎないという印象である。

溶姫御国入りにあたっての斉泰の「御親翰」には、溶姫の御座所をどこに設けるべきか、かなり以前から考えていたことがわかるが、一方で幕府を標榜した溶姫御付きの女性たちに気をつかうなど幕府との関係に苦悩する藩主斉泰の姿が浮き彫りにされている。しかし、この政策は、元治元年にもとに戻され、1年半ほど在国した溶姫は、再び江戸に居住することになった。参勤交代の緩和政策が、2, 3年でもとにもどったことで、諸藩とも動揺を隠しきれなかったというが、ますます幕府への信頼と司令塔としての求心力を失うことになったのである<sup>(28)</sup>。

[註]

- (1) 『続徳川実紀』第四篇 文久2年間8月22日条
- (2) 参勤交代の緩和・復活に対しては、岸本覚「安政・文久期の政治改革と諸藩」(『講座明治維新』第2巻 有志社 2011年)などがある。
- (3) 野村昭子『赤門は知っている』(叢文社 2007年)、「十三代藩主斉泰公の正室 溶姫の輿入れとその生涯」(『金沢都市民俗文化研究所研究報告書』平成19年度 2008年)
- (4) 溶姫のよみについては、国立公文書館所蔵の「江戸幕府日記」(文化10年4月17日条、請求番号160-0136、同館デジタルアーカイブ)によれば、「溶姫君様」と仮名がふられているから、小稿では、これに従っておきたい。
- (5) 「官私随筆」(『加賀藩史料』第13編 文政10年12月7日条)
- (6) 「御用方手留」『加賀藩史料』幕末篇 上編 文久2年9月3日条)
- (7) 金沢市立玉川図書館加越能文庫「諸事留帳」9(請求番号16.41-211) 文久2年9月8日条。なお、「諸事留帳」は、加越能文庫に自筆の原本(請求番号16.41-211)と前田家編輯方による写本(請求番号16.41-212)がある。
- (8) 加越能文庫「藤田求馬日記」(請求番号16.42-71)
- (9) 畑尚子『徳川政権下の奥女中』(岩波書店 2009年)。加越能文庫には、在国する溶姫が、外出する際を想定した帳面が残されているが(「姫君様御城外へ御出之節御行列帳」請求番号16.15-112)、それによれば、実際溶姫が外出する場合には、御用人衆・御用達衆、御家老はじめ、御手廻や割場付小者にいたる記す約200人の行列をしたてていくことになっていたようである。参勤交代の行列を彷彿とさせるものであった。なお溶姫は、元治元年白山の参詣を行っているが、こうした行列で赴いたかは未検討である。
- (10) 加越能文庫「姫君様御供一件」(請求番号16.15-106)
- (11) 前掲加越能文庫「諸事留帳」10(請求番号16.41-211)、加越能文庫「鈔録合集」38(請求番号16.28-98) 文久3年3月14日条
- (12) 「溶姫君様御引越二付加賀中納言拜金願」(国立公文書館蔵「御勝手帳」請求番号181-0100、同館デジタルアーカイブによる)
- (13) 加越能文庫「姫君様御着輿之節御供落シ絵図」(請求番号16.15-110)のうちの1枚
- (14) 畑氏前掲書
- (15) 「姫君様御入国四品帳并御道中等」(加越能文庫 請求番号16.15-107)
- (16) 「御用方手留」(『加賀藩史料』藩末篇 上巻、文久3年3月19日条)
- (17) 「御用方手留」(『加賀藩史料』藩末篇 上巻、文久3年3月22日条)
- (18) 『国史大辞典』 ごしゅでん項 村井益男氏執筆
- (19) 『続徳川実紀』、「御用方手留」、「御家老方手留」(『加賀藩史料』藩末篇 上巻 安政3年2月2日条)
- (20) 畑氏前掲書
- (21) 「御用方手留」(『加賀藩史料』幕末篇 上巻 安政3年2月2日条)
- (22) 加越能文庫架蔵 請求番号は16.38-2
- (23) 加越能文庫「先祖由緒并一類付帳」
- (24) 「見聞袋群斗記」(『加賀藩史料』幕末篇 上巻 文久3年4月23日条)
- (25) 加越能文庫「岡部御用留」29(請求番号 16.63-101)
- (26) 『加賀藩史料』藩末篇上巻 元治元年3月19日に所収される。
- (27) 池田仁子氏のご教示による。本誌「近世後期加賀藩の医者と金沢城内での医療」参照。
- (28) 山本博文『参勤交代』(講談社現代新書 1998年)、丸山雍成『参勤交代』(吉川弘文館 2007年)



表 溶姫下向に付き従った人々

☆加越能文庫「姫君様御入国四品帳并御道中触等」(請求番号16.15-107)による。なお、ゴチック\*印は、畑論文と重複する人物を示す。

a. 溶姫下国に従った加賀藩士	
職名	人名
	横山蔵人
	沢田与三右衛門
御道中奉行相兼	小竹千左衛門
	富田矢次兵衛
御道中奉行并御行列奉行相兼	物頭兼間番
	生駒権兵衛
	御番頭
	河合斎宮
	御横目
	大地新八郎
	会所奉行
	玉川良之助
	割場奉行
	深尾織之助
	御用達
	中泉七左衛門
	御用達
	松波忠左衛門
	御用達加入
	青山弥太郎
	清水良之助
	蜂谷長左衛門
	渡辺勘三郎
	小沢玄左衛門
	御守殿番
	芝山松三郎
	高崎久之助
	渡辺久米太郎
	同加入
	松田友蔵
	井上多門
	御大小将
	中良左衛門
	浅香辰三郎
宿割并御宿持相兼	同
	神戸金三郎
	岡嶋甚七
	吉野善八郎
	堀勘太郎
	岡島豊之進
	大島鍋吉
	稲葉助五郎
歩御供拾貳人	
	岡田永次郎
	服部貞之進
	真田左近
	戸田雄太郎
	同加入
	神戸直次郎
	中村善左衛門
	御馬医
	佐野清太夫
	銜医者
	藤井方朔
	大津道順
	吉田淳庵
	新番
	坪内与三之介
	同御雇
	沢田久米五郎
	中弥太郎
歩御供六人	年寄中席執筆、御算用者新番代相兼
	高橋荘兵衛
	新番代御算用者
	小川玄之作
	永井幾次郎
	御附御用人衆執筆役、算用者小頭並
	宇野洪平
	同御算用者
	中村右平
	高橋音三郎
	馬渡所御用方与力
	杉江伝兵衛
御筒押手先相兼	
	高橋重三郎
	御歩横目
	大津玄吉郎平
	同加入
	勝尾是太郎
	御先供御歩
	清水丈太郎
	五十嵐良次郎
	舟木治三郎
	安田儀一
	同加入
	長谷川直次郎
	木島建六
	山岸鍋吉
	御鎖口番
	白井覚太郎
	利倉新助
	大場右左衛門
	松井辰丞

b. 溶姫下国に従った幕臣・女性たち	
役職	公儀人名
御用人	石尾秀四郎
御用人	波多野鍋之助
御ヒ御医師	津軽良春院老
御用達	岡村金之助
御医師	吉田玄琇老
御用達手伝添番独御侍(御先へ発足)	武井莊三郎
侍(女中附添)	富山木大夫
侍(女中附添)	小野貞次郎
	杉江利左衛門
	高橋鏝太郎
	大岡斧太郎
	上藤年寄
	岩倉*
御年寄	浜山*
	磯山*
中年寄	榎浦*
	薦山*
	富川
御中臈	おさや
	おちせ
	おあ井*
	おわか*
	おみわ
	おりう
御小姓	おこや
表使	龜野*
	豊田*
	綾瀬
御右筆	おしめ
	おとせ
	おやま
御次	おいま
	おりか
	おこさ
	おいろ*
	おちま
	おとい
呉服之間	おたい*
	おふゆ
御三之間	おかゐ*
	おかせ*
	おもせ
	おくの
	おさく
御末頭	おいく*
	おいせ*
御使番頭	ぶき
御中居	梅や
	礎
御使番	八重垣*
	空蟬*
小間遣介	さか木
御半下	芝舟*
	軒橋
	紅梅*
	夕宵
	梅ヶ枝*
	柳*
	蓮
	浦風
	寿*
	山吹
	八重きり
	小萩
	瀧川
	ちとせ
	勝次

(次頁に続く)

		村田鎌五郎
		石橋宗次郎
		中野純左衛門
		山崎伝太郎
		中村安太郎
		加藤与三次郎
		鈴木喜十郎
		杉本安太郎
	同加入	石浦鎌之助
		吉竹次郎左衛門
	御幕才許	沖波治
	御供小払、御算用者	宇野左太郎
		吉本弥太郎
	江戸御広式、御鎖口番	井上鍛左衛門
	御料理人	山内五左衛門
		青木新三郎
		大場勇次郎
		吉田六三郎
	坊主小頭並	高村久清

※翻刻史料中、現在に照らし合わせて卑称・賤称かと思われる箇所があるが、小稿では原史料の通り掲載している。それは歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

## 金沢城二ノ丸からの移築遺構について

—中村神社拝殿および尾山神社東神門—

正 見 泰

はじめに

中村神社（金沢市中村町）拝殿は、卯辰山の旧招魂社の拝殿を昭和40年頃に移築したもので、金沢城の旧二ノ丸能舞台であったとする伝承<sup>(1)</sup>は、昔から広く知られている。しかし、この伝承を、具体的に検証した試みはほとんどみられなかった<sup>(2)</sup>。また、金沢城二ノ丸には、時期によっては能舞台が2つあったことがすでに知られている<sup>(3)</sup>が、そのいずれの能舞台であったかを特定する研究も見られなかった。そこで、金沢城調査研究所では、平成14・21・22年に金沢城調査研究建造物専門委員（中村利則、河田克博、麓和善、増田達男、吉田純一）の指導の下、中村神社拝殿の現地調査を実施した。なお、過去に、福井工業大学吉田純一研究室による詳細な実測調査が行われていることから、研究所の現地調査は、主要な部材の計測と加工痕等の観察に留めた。

また、尾山神社（金沢市尾山町）東神門も、旧招魂社から同じ頃に移築された唐門で、明治期に旧招魂社に移築された金沢城二ノ丸の唐門とされている<sup>(1)</sup>。金沢城二ノ丸には、やはり2つの唐門があり、一つは、二ノ丸の西側にあつて唐門と呼ばれていたが、実際には櫓門形式の数寄屋唐門<sup>(4)</sup>であり、もう一つは東側の五十間長屋と御殿の間、表式台脇にあつた唐門形式の小型の門（以下、「表の唐門」とする）である。したがって、尾山神社東神門は、2つの唐門うち形式・規模から「表の唐門」と考えられているが、こちらも具体的に検証した研究はほとんど見られない。

本稿では、文献史料に見られる旧金沢城二ノ丸の能舞台および唐門に関する記述と、現状の遺構とを比較した結果を中心に、金沢城二ノ丸から移築されたとされる遺構について、研究所の調査研究により現在までに明らかとなったことについてまとめる。

### 1. 『御造営方日並記』による考察

#### (1) 『日並記』に見る文化度二ノ丸能舞台の記述

『御造営方日並記』<sup>(5)</sup>（以下、『日並記』とする）は、文化度の二ノ丸再建工事を担当した御造営奉行を務めた高畠厚定によって書かれた職務日記である。現存するものは、厚定の嫡孫の定辟によって明治期に前田家に献上され、現在は金沢市立玉川図書館の所有となった文化6年正月～7年6月の計15冊である。私的記録ではあるが、御造営奉行自身による職務日記であり、また、著者の厚定の

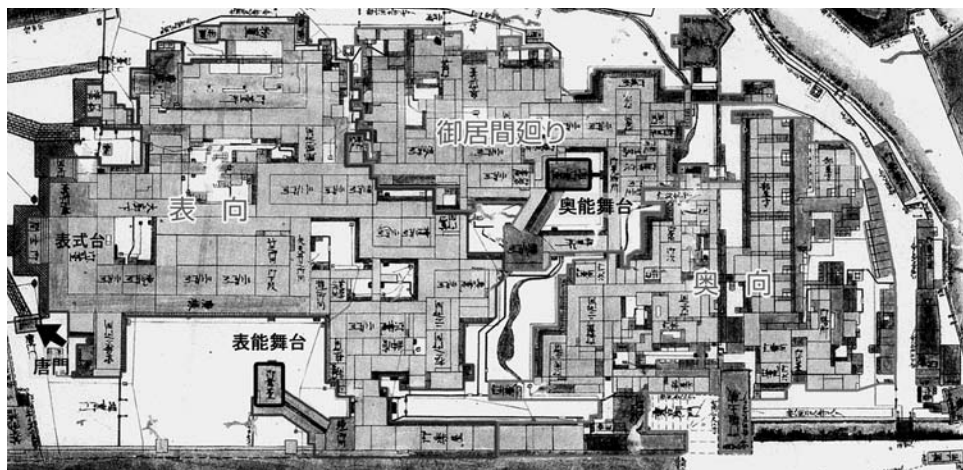


図1 文化大火後の金沢城二ノ丸御殿（元絵図は、個人蔵、『よみがえる金沢城2』より）

経歴、献上された経緯を考慮すれば、『日並記』の記述の信頼性は高いと考えられている<sup>(6)</sup>。

『日並記』の中では、能舞台を指す言葉として、「御舞台」が使われる。そして、単に「御舞台」とする場合のほか、表・奥を冠して、2つあった二ノ丸能舞台を、「表御舞台」・「奥御舞台」に区別する記述も見られる<sup>(3)</sup>。

そこで、「御舞台」等の言葉が、それぞれ使われている時期についてまとめると表1のようになった。この3種類の言葉のうち、単なる「御舞台」は、日並記の冒頭近くの1月21日から使われ始めており、ほぼ全期間にわたって使用されている。次いで、5月4日に「奥御舞台」がはじめて登場し、文化6年6月16日以降は、「御舞台」・「奥御舞台」・「表御舞台」の3つが混在しているが、特に同年12月20日以降は、「表御舞台」が大部分を占めるようになる。

これらの3つのうち「奥御舞台」は、ほかの2つに比べ圧倒的に使用箇所が少なく、『日並記』全体で5箇所しか使われていない<sup>(7)</sup>。しかも、その内容は、文化6年5月4日の記事では、「奥御舞台」で「御祝能」を、次の同年12月2日も「御能」を行うとするものであり、工事に直接関わることはない。また、続く9・10日の2箇所は、いずれも「奥御舞台のとおり」とあって、「表御舞台」の工事を「奥御舞台のとおり」行うと言う趣旨である。最後の文化7年6月18日の記事は、安宅石が余ったので、それまで奥能舞台の白洲に敷いていた河石を安宅石に置き換えると言う内容で、二ノ丸工事に関する記述ではあるが、能舞台の建築本体についての工事ではなく、すでに工事が完了していた奥能舞台の外構に対する手直しに過ぎない。

そこで、奥能舞台の工事に関する記述の多くは、全期間通して見られる単なる「御舞台」と記されている能舞台の記述の中に含まれていると考え、単なる「御舞台」が、奥能舞台を指すのか、表能舞台を指すのかを特定することを試みた。

## (2) 「表御舞台」の建設過程

ところで、「奥御舞台」が初めて使われた5月4日の記事は、二ノ丸御居間廻りが完成し、藩主が仮住まいから引き移ったこと<sup>(8)</sup>を祝う能が「奥御舞台」で行われたとしている。すなわち、5月4日の時点で奥能舞台は竣工済みもしくは、ほぼ完成していたと推定できる。一方、文化6年2月29日に「御舞台建揚」と記されているが、同年12月朔日にも再び「御舞台建揚」と記される。また、12月以降は、ほとんどが「表御舞台」と明記されるようになってきていることから、文化6年2月29日に建揚った「御舞台」は奥能舞台であり、12月朔日に建揚った「御舞台」は表能舞台であったと考えられる。

さらに、「表御舞台」と明記された箇所は38箇所に及び、表能舞台の工事に関する工程の大部分を具体的に知ることができる。このことに着目して、能舞台の建設過程を整理すれば、単に「御舞台」と記された能舞台が、奥能舞台であるのか、表能舞台であるのか判別できると考えた。

「建揚前」の文化6年6月16日から9月2日には、表能舞台に関する打ち合わせ等の内容に、「柱」、「屋根」等の言葉が使われ、躯体等に関係する工事の打ち合わせが行われている。ところが、文化6年9月2日には、「表御舞台」の欄間彫物の絵形が決定されており、内外装工事に関することであっ

表1 『日並記』に記述される3種類の「御舞台」の各期間・箇所数

言葉の別	期	間	箇所	
単なる「御舞台」	文化6年1月21日	～	文化7年6月16日	38
「奥御舞台」等	文化6年5月4日、12月2日・9日・10日、文化7年6月18日			5
「表御舞台」	文化6年6月16日	～	文化7年6月22日	38

ても、細工に時間が掛かる「欄間」等の彫物や金具の絵形については、「建揚前」に決定されることも分かった。

一方、「建揚後」の文化6年12月9日から翌年6月22日では、表能舞台に関する打ち合わせ等の内容に、「破風」、「懸魚」、「金具」、「欄間」、「高欄」等の言葉が使われており、内外装に関する工事が行われていたことが分かる。

### (3) 「表」と「奥」の判別と相違点

前述したように、内外装に属す工事であっても、細工に時間が掛かる「欄間」等の彫物の絵形は、「建揚前」に決定され、表能舞台の欄間絵形の決定は文化6年9月に行われていたが判明していることから、文化6年1月16日と25日の「御舞台」の欄間の絵形は、2月29日に建揚となる奥能舞台の欄間彫物の絵形を指していると断定することができる。

次に、「建揚後」も、内外装に関する工事が行われていることから、「金具」、「破風」、「懸魚」、「掛戸」等の言葉が使われ、奥能舞台の建揚後となる文化6年3月～文化6年5月の単なる「御舞台」とは、奥能舞台を指すものと考えられる(【資料編】参照)。

続く、文化6年6月以降のうち、10月2日は、表能舞台の建揚前ではあるが、能舞台と竹ノ間との縁の高さの対比を問題としているから、竹ノ間に対面する表能舞台のことと分かる。このことから、奥能舞台と表能舞台では、奥能舞台が先に工事に着手し竣工し、これと平行して表向きの設計が詰められ、引き続き表能舞台の工事に着手していたことが窺える。したがって、表能舞台が建揚後となる12月以降は、単なる「御舞台」の多くは表能舞台を指すものと考えられる。

一方、文化6年6月9日の能舞台の床下に潜り込めるように、羽目板を外せる箇所を何箇所設けるかを指示した記述は、順当に考えれば建揚前に決めておく方がよいと思われる。しかし、竣工後の後工事によって設けることも不可能ではなく、建揚前の「表」とも竣工済みの「奥」のどちらの能舞台に関するかが判別し兼ねる。また、文化7年4月27日・6月16日も同様で、表能舞台の可能性が強いと考えるが、奥能舞台の可能性も皆無とは言えない。

なお、前述したように『日並記』の記述から、表能舞台の工事は、奥能舞台に多くの点で準拠していたことが分かったので、両舞台の具体的な違いを把握することは難しい<sup>(9)</sup>。ところが唯一、欄間彫物の絵形についてだけは、前述した文化6年1月25日に「御舞台」、すなわちここでは奥能舞台は「三方雲水龍」に、これに対して、同年9月2日に「表御舞台」は「四方共欄間彫物も鶴」に決定したとしており、「表」と「奥」の能舞台で全く別の題材であったことが『日並記』に記録されている。

## 2. 『金沢城二ノ丸御殿御次内巨細絵図』と現地調査による考察

### (1) 『金沢城二ノ丸御殿御次内巨細絵図』とは

『金沢城二ノ丸御殿御次内巨細絵図』(以下、『巨細絵図』とする)は、江戸後期(文化6年以降)の金沢城二ノ丸の御居間廻り・奥向きを詳細に描いた、金沢市立玉川図書館蔵の絵図である。ほかの多くの加賀藩で作成された「建物等色分図」<sup>(10)</sup>と同様に、床材の種別により塗り分けられている。本図に描かれた二ノ丸能舞台は、奥能舞台だけであるが、『日並記』以上に細かい部材寸法等が書き込まれており、より具体的な奥能舞台の仕様を伝えている(図6参照)。



図2 内側から見た拝殿西側  
欄間は、『日並記』では三方とあるが、四方共に、真ん中に御紋（梅鉢）の入った墓股、左右に雲龍が彫られている。



図3 北西隅の柱（西面）  
吉田氏が以前指摘した橋掛かり取付きの痕

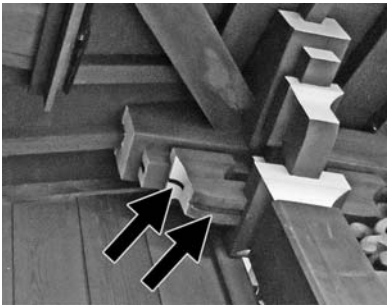


図4 北西隅の柱上（北西側）  
本調査で発見した斗組下部の溝

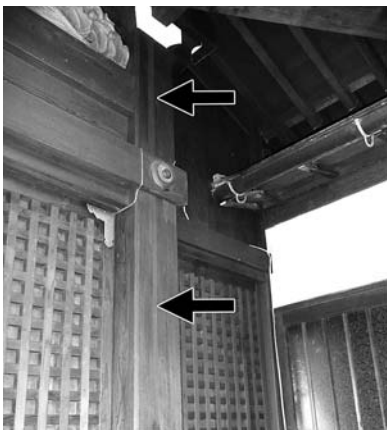


図5 北東隅の柱（東面）  
本調査で発見した仕切り板等が存在したことを示す痕跡

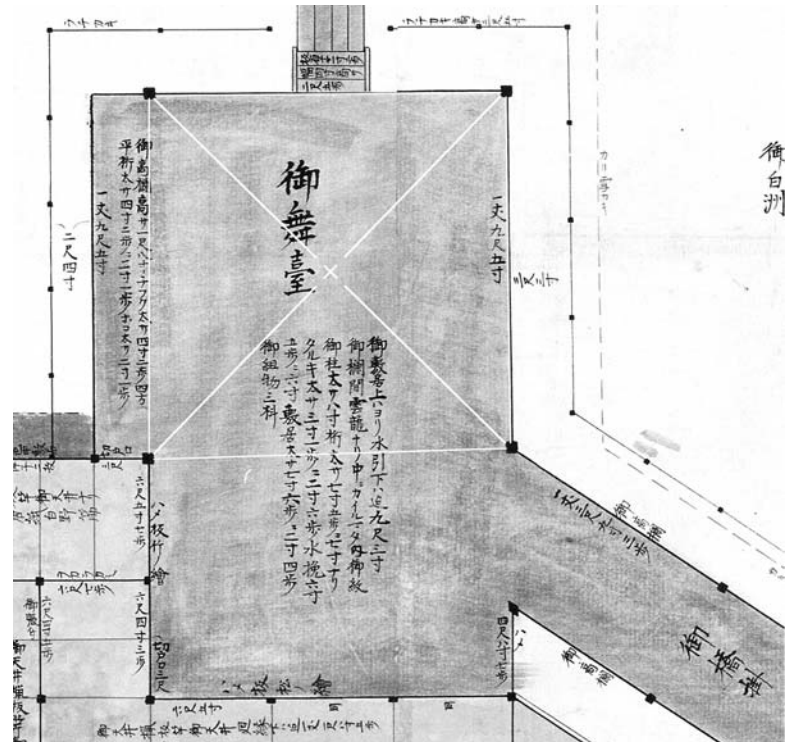


図6 『巨細絵図』の奥能舞台付近

現在の中村神社拝殿は、図の上（正面）に相当する側を南に向けて建っていると推測される。なお、図中の白線は、中村神社拝殿の身舎部分となっていると推定される範囲を示すため加筆している。

## (2) 現地調査の結果

まず、中村神社拝殿の躯体の特徴として、正面・側面・背面とも欄間が通っており、各面中間の2本の柱は欄間下の水引で止まっている。すなわち、各面に柱間装置をはめ込んで柱間3間のように見せ掛けてはいるが、前身建物は、主柱である隅柱4本のみで、各面1間の柱間で造られていたことが分かる(図2)。

また、前身建物の痕跡の観察では、吉田純一氏が指摘した橋掛かりの取り付けいた痕跡とされた「西北隅の柱には、斜め後方に建物が続いていた痕跡」(図3)と、本調査で発見した北西柱(シテ柱)上の北側組物肘木等の下方にだけ板を嵌めたと見られる溝(図4)<sup>(11)</sup>と、同じく本調査で発見した北東隅の柱(笛柱)東・北面に仕切り板等が設けられていた痕跡(図5)<sup>(12)</sup>が残っていることと併せて、このような特徴・痕跡から前身が能舞台であることはほぼ間違いがないと判断する。

ところで、前出の『巨細絵図』には奥能舞台しか記載されていないが、欄間彫物の絵形を「雲龍ナリ中ニカイルマタ〔墓股〕内御紋」としており(図6)、前出の『日並記』の記述である「三方雲水龍」が裏付けられたうえ、さらに、その雲龍の彫物の中に墓股があり、墓股の内側には梅鉢の御紋が入っていることが記される。そして、中村神社拝殿の欄間彫物は、四方とも雲龍に墓股内御紋(図2)であり、これらの史料の奥能舞台の記述と矛盾しない。

したがって、これまでの伝承のとおり、金沢城の旧二ノ丸能舞台であったとすれば、2つの能舞台の欄間絵形の違いにより、中村神社拝殿は奥能舞台であったことが濃厚となった。

## (3) 仕様の比較

そこで、次に、中村神社拝殿の各部材の寸法の計測を行い、『巨細絵図』に記された奥能舞台の各部材の寸法等の仕様(図6)と比較し、その結果を表2にまとめた。

敷居上端から水引下端までの柱の高さを除く、寸法等はほぼ近似しており、誤差および経年変化の範囲内と考えられる。加えて、その他の所見として、

- ・総ての主柱の水引上の内側2方向に、高さ5寸7分、幅1寸8分で、柱幅の心に埋木がされている。
- ・土台(地長押)上端から縁長押下端は5寸7分あり、縁板厚は2寸3分程度である。

表2 中村神社拝殿各部の文献記述と実測値等との比較

部位・部材名	対象寸法	文献記述	実測値		
敷居上端－水引下端	高さ	9尺3寸	7尺7寸2分(水引上端8尺5寸)		
欄間	彫刻	雲龍	←左に同じ		
墓股	彫刻	御紋	←左に同じ		
柱	太さ	8寸	7寸7分～7寸8分		
桁	断面	7寸5歩 $\pm$ 7寸	山形8寸～8寸6分 6寸7分		
垂木	断面	3寸1歩 $\pm$ 2寸6歩	2寸3分 2寸		
水引	断面	6寸5歩 $\pm$ 6寸	6寸8分 6寸5分		
敷居	断面	7寸6歩 $\pm$ 2寸4歩	(縁長押)7寸7分 2寸3分		
組物	形式	三斗	出三斗		
柱間	主柱間	1丈9尺5寸	1丈9尺7寸		
高欄 ※	高さ	1尺8寸	1尺5寸7分	比率	
	地覆	断面	4寸2歩四方	4寸～4寸2分弱	2
	地覆－平桁	間隔	－	4寸3分	2
	平桁	断面	4寸2歩 $\pm$ 2寸1歩	4寸強 2寸1分	1
	平桁－ホコ木	間隔	－	3寸	約1.5
	ホコ木	径	2寸1歩	2寸程度	1

文献の寸法単位「歩」＝「分」

1尺＝0.303017m換算

二ノ丸能舞台の高欄は、地謡座廻りのものである。現在、拝殿の周囲に回るものとの関連は不明

- ・ 2側面の水引、2箇所の中柱上部に貫通したほぞ穴状の穴が有り、現状水引は柱に大入れである。
- ・ 2側面の長押は厚みが薄目（杉材）、正面・背面には厚みが厚目（樺材）で、製作時期が異なる。
- ・ 背面北西隅の主柱の外側2方（西・北面）の埋木がほかの主柱より多い。

が得られた。

また、『巨細絵図』と現状の中村神社拝殿との寸法の大きな相違については、次のように推定した。

・ 桁より上（天井を含め）は、寸法の相異が大であることから、招魂社移築時に新造されたことも考えられる。

・ ワキ柱（南東隅）にあるはずの地謡座廻りの高欄の痕が不明であるのは、招魂社移築時に、主柱は表面を調えるのに薄く削っていることも考えられる。

・ 主柱は、高さに相違があることから、一部を切って寸詰めされていることが考えられる。

・ 柱の水引上部にある埋木は、水引の取り付け方がオリジナルと異なっていることも窺わせる。

### 3. 尾山神社東神門と『日並記』の比較

以上のように、中村神社拝殿の史料との比較検証により十分な成果を上げることができたが、金沢城二ノ丸御殿の表向きには、『巨細絵図』のような細かな仕様を記載した平面図は、いまのところ確認されていない。そこで、尾山神社東神門については、『日並記』の記述との比較を試みた。

#### （1）『日並記』に見る二ノ丸唐門

金沢城の城内には、前出の二ノ丸の2つの唐門のほか、東ノ丸附段と東ノ丸の境に東ノ丸唐門も存在した。しかし、この城門も、数寄屋唐門と同様に名称は唐門だが、実際には櫓門である<sup>(4)</sup>ので、尾山神社東神門の前身建物とは考えがたい。したがって、「表の唐門」だけを検証の対象とした。

『日並記』には、文化6年2月26日に、最初の唐門の記述が見られる。その後、同年11月までは記述はなく、12月以降に頻繁に記述されるようになる。

そこで、記述内容を詳細に検討すると、文化6年2月26日の一節は、藩主による二ノ丸の現場巡回を記述したものである。そして、奥向きから御居間廻り、表向きと順を追って巡回しており、記述の順から判断すれば、当該唐門は二ノ丸御殿に入る前の箇所で書かれていることから、玉泉院丸から二ノ丸御殿への経路上にある数寄屋唐門のことと考えられる（【資料編】参照）。

一方、この外の12月以降に記載されている唐門は、先の2つの能舞台の工事状況についての検証により、文化6年12月には、御居間廻りの工事が終わり、表向きの工事が本格化した時期であることが判明したので、12月以降の記述は、表向きにあって工事が行われた唐門のことと考えられる。すなわち、「表の唐門」のことと考えられ、実際に、文化7年5月2日の記述のように、「表御式台脇唐門」と位置（図1）が特定できる表現も見られる。

表3 『日並記』に記述される「表の唐門」の各記述内容・箇所

内容の別	箇所	
仮囲い	文化6年12月11日・文化7年3月4日	
計画・設計	文化7年2月16日・5月9日・5月14日・5月15日	
門下唐敷石	文化7年5月22日・6月2日・6月11日・6月23日	
柱下の惣盤	文化7年6月9日・6月11日・6月21日	
欄間の彫物	文化7年6月14日・6月23日	
建揚	文化7年6月12日・6月13日・6月14日・6月15日	
その他	費用関係	文化7年3月11日・5月2日・5月21日・6月2日・6月6日（3件）・6月8日・6月9日（2件）・6月13日（2件）・6月20日（2件）・6月23日
	作業関係	文化7年5月14日（2件）・6月2日・6月14日・6月16日



『日並記』には、表3に示すように「表の唐門」に関する記述は39件見られた。能舞台に比べて規模が小さい割には記述件数が多く、それなりの建築物として扱われてたことを窺わせる。しかし、『日並記』には、「表の唐門」の再建方針について、文化7年2月16日の「是迄有之候様成御門ニ相成候而者、却テ思召ニ不応候間、至テ輕、只今之困同様ニ致置可申候、…（中略）…御入用不少義ニも候」の記述が見られ、以前のような門にはせず、仮復旧のような軽易な門にして経費節減を試みようとした節が窺われ、コストコントロールを厳にした結果、記述件数が増大したとも考えられる。

## （2）彫物

「表の唐門」の彫物について、『日並記』によれば、文化7年6月14日の「高八龍二つ、下夕波二可被 仰付旨、」の記述から、「表の唐門」の彫物は、二段になっており、上段が龍が2題、下段が波であり、同年6月23日の「唐御門掘〔彫〕物四枚ニ而八百目請負出来可為致旨」から、彫刻が4枚に分割されていたことも判明する。さらに続いて、「助四郎・八郎兵衛下札ニ付承届」とし、入札を行って町人助四郎・八郎兵衛が落札したことが記されており、当該彫物は、入札によって経費節減が図られたことが分かる。

このことを、現在の尾山神社東神門で検証してみると、彫物は、二段になっており、上段は大瓶束を挟んで雲龍が2枚、下段が暮股を挟んで波が2枚であり（図7）、『日並記』の記述された絵形・枚数と一致する。また、これらの彫物の職人については、解体修理でも銘は発見されていない<sup>(13)</sup>が、前出の『日並記』の記述からは、入札によって町人が彫って納品されたため、憚って銘が入れられていなかったことが推定される。

## （3）飭金具・石材

『日並記』の文化7年6月2日では、「表の唐門」で使用する金具について「唐御門内之方金具詮義之上、扉・破風トモ金具なし」と記し、内側の扉・破風部分の金具を省略しようと考えたことが、また同月13日には「唐御門左右懸塀六葉御釘隠損所繕り」、「同断、御釘隠古物渡直シ繕り」と記し、釘隠に以前の物を修繕して流用したことが分かり、前述したように、実際に経費節減が図られたことが窺えた。

また、石材についても、文化7年6月11日の「御柱下惣盤、詮義之上、坪野黒石御有物を以為致候筈ニ付」および「門下唐敷石等、戸室山ニ而出来ニ付、」の記述から、柱下の惣盤〔礎盤カ〕は坪野黒石、門下唐敷石は戸室石で予定されてことが判る。しかし、柱下の惣盤の場合は、新材を用意するのではなく在庫品の坪野石<sup>(14)</sup>を使い、その加工も普請方の職人が行うことで、門下唐敷石の場合は、戸室山から搬出する造営方の人員不足を、普請方の小者を借りることで、それぞれ、普請方に応援を頼んで経費節減を図ろうとした節も記されている。

これらのことを、現在の尾山神社東神門で検証してみると、表側の破風板、扉の表側には、飭金具が付けられているのに対して、内側には全く無い。また、表側の柱上には組物があるが、内側の柱の上にはなく、上部の表側では彫物が入っている部分も、内側は板で塞ぐだけで簡略化されている。

一方、石材は、敷石こそ古い戸室石であるが、4本の柱下は礎盤ではなく礎石となっている。しか



図7 現状の表側上部の彫物



図8 現状の礎石(矢印)及び敷石

し、表側の柱の礎石は八角形で、柱脚の鋳金具が現在のものとは異なった痕跡も見られ、石の種類は判断しがたいが、内側の礎石となっている新材の戸室石（赤）とは明らかに異なり、黒色系の古い石が使われる（図8）。このように、敷石や表側の礎石には、『日並記』の記述との関連性を窺わせる。

よって、尾山神社東神門は、金沢城二ノ丸の「表の唐門」にほぼ比定し得ることを示せたと考える。

## まとめ

以上、これまでの研究所の現地調査によって、中村神社拝殿は、能舞台を前身としていることが窺える躯体の特徴・加工痕が改めて確認された。さらに、『日並記』・『巨細絵図』の記述と照合することで、金沢城の旧二ノ丸能舞台であるとすれば、奥能舞台であったことを明らかにした。一方、尾山神社東神門についても、『日並記』に記述された彫物画題等と照合し、文化大火後に再建された表式台脇の唐門の仕様との矛盾は少なく、記述に見られる経費節減が図られていた節も確認できた。

また、中村神社拝殿については、現地調査により計測した主要な部材寸法も、一部の高さ以外は、『巨細絵図』に記された寸法にかなり近似した数値であったことを明らかにしたが、今後は、奥能舞台の遺構であることを確定するために、福井工業大学が以前行った実測調査結果の検討などが必須であり、卯辰山の招魂社当時の調査を含めたより詳細な検証を進める必要があると考えている。

最後に、ご指導いただきました金沢城調査研究建造物専門委員の先生方、調査にご協力いただきました中村神社・尾山神社の関係者の方に感謝申し上げます。

## [註]

引用文中の〔 〕内は筆者による註書で、[ ]内は翻刻本<sup>(5)</sup>にある註書である。

(1) 森 栄松『金沢城』（北国出版 1970,改訂5版1980年 p.65-75「二の丸のやかた」）など

(2) 少数の検証事例である、吉田純一「二、金沢城の現存建物」（平井聖・吉田純一『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』至文堂 pp.236-238 1997年）は、橋掛かりの取り付け痕跡を指摘し、金沢城二ノ丸能舞台であった「確認はないが、可能性は強い」とした。しかし、この指摘は二ノ丸能舞台を表能舞台に限定した論考であった。このように、これまでは中村神社拝殿を、表・奥の特定をしないか、表能舞台と推定されており、奥能舞台に具体的に比定するのは筆者の本稿が初である。

(3) 濱岡伸也「金沢城絵図の年代比定について」『市史かなざわ 第8号』（金沢市 2002年）では、2つの能舞台を、表の能舞台（本稿の「表能舞台」）・奥の能舞台（同「奥能舞台」）とした（図1）。

なお、能舞台の数・位置による金沢城二ノ丸御殿絵図の年代比定する手法は、田中徳英「金沢城二の丸御殿の用途による部屋の構成」『金沢城研究 第3号』（2005年）4頁および『加賀藩御大工の研究』（桂書房 2008年）151頁では明記されていないのであるが、すでに、この濱岡論文によって検証・確立されていたことを申し添える。

(4) 金沢城の城門の名称・形状については、石川県立図書館蔵の『加州金澤御城来因略記』によった。

なお、『加州金澤御城来因略記』については、拙稿の「『造作辨圖解 上下』と『加州金澤御城来因略記』 - 金沢城石川門・河北門整備の根拠史料について - 」『金沢城研究 第6号』（2008年 pp.93-102）および、「『加州金沢御城来因略記』の基礎的検証 - 3種類の金沢城土橋門立面をめぐって - 」（2008年度日本建築学会大会学術講演(中国)梗概集F2）を参照。

(5) 本稿では、金沢城史料叢書1・2『御造営方日並記』上・下巻（石川県教育委員会 2004・2005年）の翻刻によった。なお本来、文化5年8月～12月を記した1冊も存在し、16冊組であったとされる。

(6) 木越隆三・石野友康による『日並記』上巻「解説」（pp.388～407）

(7) このほか文化7年5月18日には、「表御舞台」と対比して、奥能舞台を「御奥」と省略したと考えられる表現が2箇所存在する。

なお、「奥御舞台」等としたのは、文化6年12月10日に、「御奥舞台」と表記されているため。

- (8) 『日並記』上巻の解説pp.390-393によれば、「中奥付近〔御居間廻りに相当カ〕」のみ完成し、4月26日に仮住まいしていた本多邸から引越しが行われた。
- (9) 文化7年5月18日に、脇座付近は「表」と「奥」では異なるとしているが、具体的な相異は不明である。
- (10) 金沢城研究調査室「金沢城全域絵図の分類と編年 - 金沢城絵図調査報告 - 」『金沢城研究 第2号』(2004年) 参照のこと
- (11) 橋掛かり屋根と後座の側面上部との間にできる隙間を塞ぐ板が、嵌められていた形跡と考える。
- (12) 図5の『巨細絵図』の左下隅の柱には、「折戸口」と「ハメ板」が取り付けられており、この痕跡ではないかと考える。
- (13) 『尾山神社誌』(尾山神社々務所 1973年)「第六章 建造物」pp.97・98
- (14) 坪野石は、金沢市郊外の坪野で産出する黒色の石(溶結凝灰岩)で、硬く加工しづらいとされる。
- なお、石材調達については、一部は白峰旬氏による指摘がすでにある(『金沢城研究 第6号』参照)。

【資料編】 引用文に関する註書のうち、[ ]は翻刻本<sup>(5)</sup>にある註、〔 〕は筆者が加えた註

『御造営方日並記』の能舞台に関する部分

文化6年

1月12日

・御舞台

「一、金沢大工出切、旧臘相返、遠所大工も多分出候所、追々御難御土蔵・御舞台・御三ノ間・慧照院御部屋等二未百四拾人不足之旨、無拋相聞候故、右人高新入承届候事、  
鶴来大工  
宿才川々除町菅野周庵方  
清七  
右先達而聞届済九人之内呑人罷出ル事、」

1月16日

・御舞台

「一、乱間絵形入 御覧候様、井上庄右衛門へ申渡事、  
御舞台高三方ノ彫もの、是又絵図上申答之事、  
右閑屋氏より申来、井上庄右衛門夫々早速指出候様申渡候事、」

1月22日

・御舞台

「一、式刃五分 御舞台惣盤天はね脇伐柱穴居合等  
右直段極、令割印事、」

・御舞台

「一、油煙稜図形 . . . (中略) . . .  
一、御舞台根太引絵図  
一、御仏間之内櫃等之図  
ノ右拾通り井上庄右衛門より指出事、」

1月25日

・御舞台

「一、御舞台乱間三方雲水龍二相候通事、」

・御舞台

「一、御舞台根太尾引、絵図伺之通之事、  
一、右板敷打不申、根太配御覧可有之旨之事、」

1月28日

・御舞台(2箇所)

「一、今日御次、三浦氏被罷出奉り、左之通、  
一、御橋掛大堂備伺之通り被仰出、  
一、御舞台瓶釣配、奉伺候所、今二ツ増申儀并板敷ト瓶与之間地より瓶迄之間、何寸与申義記可指上候間、仰遣、  
. . . (中略) . . .  
一、御舞台居座ノ高水桁之義八、追而可被仰出旨、人見吉左衛門申聞之事、」

1月晦日

・御舞台

「一、御舞台瓶配、絵図を以奉伺候所、今壱ツ相増都合拾ニシテ絵図相調、重而可奉伺旨被仰出、」

2月朔日

・御舞台

「一、今日伺之品左之通、  
. . . (中略) . . .  
一、御舞台瓶配り、重而絵図入御覧申所、伺之通被仰出、  
一、御対面所・同御次御納戸構之次御縁側共、御豊大紋縁被 仰付旨、  
右品々井上庄右衛門御次二而、閑屋氏より被申渡、大紋縁之儀八、金谷佐大夫江も申談、江戸表詮義有之様申談候事、」

2月2日

・御舞台

「一、御舞台之水桁四方共二被 仰付旨、閑屋氏、井上庄右衛門へ被申渡候事、」

2月28日

・御舞台

「一、御舞台明廿九日より建揚旨、井上清左衛門申聞、御次江八閑屋氏申上、御城代江八自分御達申事、」

・御舞台

「一、百八拾四勾式分五厘 能登松六分板五十五坪  
一、六拾五勾 御舞台等天はね脇伐、石屋与三右衛門  
・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・  
右令割印事、

2月29日

・御舞台

「一、五人棟梁、八拾六人大工、卷人穴ヨリ、四拾五人手伝、  
右御舞台建揚二付、三步為御酒代被下候事、

4月6日

・御舞台

「一、七拾五勾五分 越前石流二尺二三尺五寸、小竹屋善兵衛  
・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・  
一、五百五拾目 御舞台高欄金具三十九、白銀屋吉助  
右令割印事、

4月9日

・御舞台

「一、御舞台掛戸絵図を以奉伺候所、伺之通被仰出、障子骨八随分細ク、幅ウ広いたし候様ニ  
被 仰出候事、

5月4日

奥御舞台

「一、今般御引移御祝能、奥御舞台ニ而有之、御前ニモ被遊拜見可被仰付、御造営方御歩  
並以上八、両日共拜見可被 仰付、肝煎以下者一日充拜見可被 仰付、御白洲狭ク故、  
一日三百人之図ニ而書出候様、関屋氏被申聞候事、  
但、御能御日限八、六日、七日之事、

・御舞台〔全くの同文が2つ、重複カ〕

「一、巻貫目 御舞台等破風胴板金具、飭屋安兵衛中勘  
一、巻貫目 巳四月荒物中勘、かはや五兵衛  
右令奥印事、

5月10日

・御舞台

「一、百四拾二勾八分 赤銅色無地御引手百ニッ代、高島や庄左衛門、  
一、式百六拾三勾 御舞台高欄金具本勘、白かねや吉助、  
・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・  
一、右令奥印候事、

5月14日

・御舞台〔六百?(八カ)拾目〕

「一、六百?拾目 御舞台破風金具本勘銀、飭屋安兵衛渡り  
・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・  
右、拾口分令奥印事、

5月17日

・御舞台

「一、百六拾五勾 御舞台懸魚、金溜塗手間本勘  
一、四百四拾壹勾 鷹栖腰石等本勘、石屋清兵衛等  
右致奥印候事、

6月9日

・御舞台

「一、御舞台床カ下ハメハツシ之所、今五ヶ所可申付旨被 仰出、絵図を以委曲井上庄右  
衛門江申渡置候事、

6月16日

表御舞台

「一、表御舞台御橋懸之ヒズミ、笛柱与ワキ柱与間三つ割壹分可被 仰、且又御橋懸中柱者、  
七間之内式本ニ可被 仰付旨被 仰出之事、

6月20日

表御舞台

「 覚  
一、菱御檜  
・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・  
右御作事方  
一、実検ノ御間  
一、表御舞台  
一、橋爪五正建御殿  
右町方手合  
右御普請ヶ所指続相始候間、夫々可申渡候事、  
巳  
六月廿日 御造営方  
御作事奉行衆中

9月2日

表御舞台(2箇所)

「一、竹の御間・虎ノ御間を初、惣而上長押可有之ヶ所之分、勿論上長押可被 仰付旨、  
一、表御舞台絵図、窺之通り、四方共欄間彫物も鶴可被 仰付候奈、あしらい取合、二、  
三通り絵図相調可奉伺旨、  
・ ・ ・ (中略) ・ ・ ・  
一、表御舞台統之御間御屋根之義、両様絵図を以相伺候所、絵図朱引張懸之通、御書物所  
線上、御廊下折曲ヶ候様、伺之通被 仰付旨、  
右九ヶ条被 仰出等之儀、江守要人・井上庄右衛門・西田勘蔵・谷川齋斎江夫々申渡置  
候事、

10月2日

・御舞台

「一、御舞台与竹の御間御椽高サ与対様、然八右御椽下長押、広椽より御畳境二ヶ所ニ而、七  
寸余高キ分、御装束間御廊下与境ノ間与二ヶ所ニ而、割合段違之趣、御作事奉行申聞さ

れ、紙面・絵図も指出之事、

12月朔日

・御舞台

「一、今日御舞台建揚、如例御酒等被下趣等、御次・御城代へ御達申、御作事奉行等も、夫々如例申談候事、

12月2日

・御舞台

「一、御舞台蛙俣、内作事より図渡、太右衛門・久右衛門手合へ引渡旨、村田三郎兵衛申間事、

奥御舞台

「一、明三日御能有之、同役不残拜見被 仰付旨、寺田弥左衛門を以被 仰出、依人見吉左衛門迄、御作事奉行・内作事奉行・御作事御横目拜見被 仰付候様二仕度旨、内分申達ル所、其思召二候へ共、奥御舞台見物所狭、人数多而者指支候故、御能初り、其様子見計候上之事と申聞有之事、

12月5日

・御舞台

「一、式百五十八匁八厘 川石九百代  
・・・(中略)・・・  
一、四百九拾八匁五分壹厘 御舞台建前御酒等  
一、三百目 大豆砂利四升持届  
〆七口致奥印候事、

・御舞台

「一、四貫貳百目 御舞台唐破風等金具代  
一、拾貫七百八拾五匁 同断檜等惣金具  
・・・(中略)・・・  
右令割印事、

12月7日

・御舞台

「一、五十式匁五分 大中唐油紙拾枚代  
一、貳貫目 御式台前造作図渡  
一、百八拾目 御舞台蛙俣四枚、御紋ハッ図渡  
一、式拾八匁 巳十一月、田舎間下表廿枚代  
右令割印事、

12月9日

表御舞台

奥御舞台

「一、表御舞台鬼懸魚之彫物并破風八双金具等、奥御舞台之通二被 仰付候哉、且復鏡之御間中敷居之处、遠州狭間二可被 仰付哉之旨、閑屋氏より可被相問答之事、

12月10日

表御舞台

「一、四貫五百目 竹の御間懸鴨居造作図渡手間料  
・・・(中略)・・・  
一、三百五拾目 表御舞台道成寺鑲等代銀  
右夫々令割印事、

・御舞台

「一、町方大工御舞台懸能とや小兵衛煩出、加療養、藤田道乙見届、八十嶋文内見届、相返候旨、且又右小兵衛術途中難見放、セかれ庄助義、為看病指添罷帰度旨申聞、承届候事、

・御舞台(2箇所)

奥御舞台

「一、御舞台遠州狭間之義、伺之通、其外御舞台金具之義、都テ御奥舞台之通り与被 仰出、夫々御作事奉行長谷川三九郎・大西久左衛門へ申渡置候事、

12月15日

・御舞台

「一、式百八拾目 六葉御釘隠致出来三十五、飭屋市兵衛  
・・・(中略)・・・  
一、三百五拾目 御舞台道成寺鑲等、久保や助左衛門  
・・・(中略)・・・  
右遂奥印候事、

12月16日

・御舞台

「一、百四拾五匁 御膳所御流越前石二而作立、御縁下鶴川石を以て作立等、石屋与兵衛等  
一、壹貫百四拾七匁五分 御舞台境御間等、柿葺手間、高道や小右衛門等  
・・・(中略)・・・  
右令割印事、

12月17日

・御舞台[越前介は岸駒]

「一、今日八つ八歩頃、御普請所 御順見可被遊旨被 仰出、夫々申談候所、七時過捨垣之御間御杉戸より御出被遊、御小書院向、御舞台、夫より竹之御間返、所々 御順見、御大小将溜口より、御戻り、柳ノ御間へ被為入候、越前介等繪御覽被遊、七半時前、御次口より御入被遊候事、  
但、無程同役共、御用之旨二而、加藤氏被罷出候所、何も出精故、格別果敢取候旨被 仰出、難有義、御請八明日何も罷出候旨、閑屋氏申談之事、

12月20日

表御舞台(2箇所)

「一、拾五貫三百廿二匁九分八厘 表御舞台式板等捨、大坂より分、木屋藤右衛門  
・・・(中略)・・・  
一、百六拾五匁八分八厘 表御舞台建揚日用等・御酒等代  
一、式百廿五匁 菱櫓等足代取払図渡  
右令割印事、

12月21日

表御舞台

「一、表御舞台前仮囲絵図壹枚、重而内作事奉行被指出二付、御城代方へ御達申事、

12月27日

表御舞台

「一、竹ノ御間・虎ノ御間・御小書院屋根葺、鬼箱棟共  
．．．（中略）．．．  
一、表御舞台・鏡之御間・御楽屋建継共  
．．．（中略）．．．  
右之通二御座候事、  
十二月廿四日

表御舞台

「一、壹貫五百廿九匁六分 御臺新床品々代銀本勘、豊肝煎加入九郎兵衛  
．．．（中略）．．．  
一、壹貫目 表御舞台破風御金具新出来中勘 飭や安兵衛  
．．．（中略）．．．  
右令奥印事、

表御舞台

「一、壹貫六百目 表御舞台破風金具八枚・御紋二つ、下地銅二仕上、金滅金、唐草  
打出シ彫二仕、新出来代銀、飭や安兵衛図、買手与力入帳之表  
．．．（中略）．．．  
右飭屋安兵衛直段書、買手与力より指出也、

文化7年

2月晦日

表御舞台

「一、菱櫓足代并表御舞台前残木しらへ 明日より取懸候様、内作事奉行江申談ル事、」

3月4日

表御舞台

「一、表御舞台高欄金具代、五百五拾目之内、為中勘三百目請取度旨、松永善兵衛申聞候段、  
原左衛門申聞二付、直段極并切手指出候様、申談候事、

3月5日

御舞台

「一、大御広間前御舞台辺芥捨之義、一兩日中より日用先三拾人計充可被懸渡旨、中村武左衛  
門江申談置候事、

表御舞台

「一、五百五拾目 表御舞台高欄金具直段極、買手与力渡り  
右令割印事、

3月9日

表御舞台

「一、四百四十三匁八分 表御式台破風金具等本勘、のとや新助  
．．．（中略）．．．  
一、三百目 表御舞台高欄窓金具代中勘、白かねや高尾吉助  
．．．（中略）．．．  
右令奥印事、

4月23日

表御舞台

「一、三貫目 裏御式台銅屋ね下地品々図渡、大工義八等  
一、壹匁三分 同断軒口御銅包卷間直段、節屋与三兵衛  
一、貳百五拾目 表御舞台御懸魚鬼等図渡、棟取三郎右衛門等  
．．．（中略）．．．  
右令割印事、

4月27日

御舞台

「一、飯田外記見廻之事、  
町方大工知気寺屋  
伊左衛門  
右御舞台於丁場致怪我、今并昌軒診察、山瀬専右衛門見届、忍テ相勤ル由申聞之事、」

4月28日

表御舞台

「一、表御舞台御欄間彫之義、町方棟取共此間願之趣有之候二付、承届条、早速手間料図指  
出候様、尤直段次第可申渡義二候条、内作事奉行中江今日申談置候事、

5月3日

表御舞台

御舞台

「一、表御舞台御欄間八枚二而壹貫八百目二町方棟取共江請負申渡、出来八御舞台雑作出来  
迄二彫上可申旨、申聞候事、

5月7日

表御舞台

「一、五疋建御殿・表御舞台図帳、御作事奉行中添紙面二而旧臘廿六日被指出、加奥書御達  
申候事、  
但、倉儀之趣有之、延引二相成候段書加、御達申候事、

5月14日

表御舞台

「一、表御舞台鏡ノ御間破風金具出来、買手より指出、遂見分、内作事へ引渡候様申談候事、」

5月16日

表御舞台

「一、表御舞台・五疋建御殿図帳御渡二付、例之通振札二而御作事奉行へ相渡候事、」

5月17日

表御舞台

「壹枚二付  
一、貳匁壹分 鷹物板石 長三尺幅/壹尺五寸/厚二寸五分/石や七左衛門  
．．．（中略）．．．  
一、三貫八百目 表御舞台はめ板彫八枚共両面彫、棟梁大工共

・・・(中略)・・・  
右令割印事、

5月18日

表御舞台

「一、表御舞台御床下釣瓶、御奥之通ニ可相心得候へ共、先達而申談置候得共、猶更絵図指出候、且又同所脇座之所御奥与違有之候ニ付、絵図両様西田勘藏指出候間、御伺可被成候事、

表御舞台

「一、七百目 竹ノ御間御欄間二枚堀手間料、棟梁助四郎等

本勘

一、六百目 表御舞台破風金具御紋二つ新出来、飭や安兵衛

・・・(中略)・・・

右令奥印事、

御舞台

「一、前条有之御舞台切戸口後廊下、屋根妻之留り紙図二枚奉伺候處、唐垣鳥井形ニ被仰付旨、被 仰出、夫々申談也

5月20日

表御舞台

「一、表御舞台松ノ絵図下絵直候之分与被 仰出、狩野墨川江其段申渡候事、

5月24日

表御舞台

「一、百貫目 石灰 表御舞御用 [台脱カ]

・・・(中略)・・・

右夫々令割印事、

5月27日

表御舞台

「一、表御舞台裏廊下御舞台はめ板ノ仕廻、未愈義治定不仕候ニ付、檀ヶ原杉板ニ而鉄打ニ仕可然旨、金谷[以下、本文空白]

6月3日

表御舞台

「一、表御舞台雪垣仕形、関屋氏より被申上筈之事、

6月11日

表御舞台

「一、表御舞台雪隠、杉板四々六・梅四々六之内、何レ相用可申哉与内作事より申聞ニ付、梅小節之分、被用候様申談遣事、

6月12日

表御舞台

「一、表御舞台松ノ絵具、墨川より九百四拾目之図書指出、右絵具於町方、遂愈義候處、墨川下図ニ付、承届、取懸候様ニ申渡候事、

6月13日

表御舞台(2箇所)

[台脱]

「一、表御舞・五疋建御殿等、御造管懸り御扶持方大工等増歩、左之通指遣候旨、別紙御作事奉行中へ相渡候事、

一、一作増歩拾人

御扶持方大工

松波清兵衛

・・・(中略)・・・

右表御舞台・五疋建御殿等御普請方、格別入精相勤ニ付、右之通指遣候事、

午六月十三日

御造管方

御作事奉行衆中

6月14日

表御舞台

「一、九百四拾目 表御舞台等絵具代、墨川渡  
右狩野墨川断次第、可相渡旨、町会所江印章切手指遣事、

6月15日

表御舞台

「一、表御舞台高欄金具三拾九全出来、買手より指出ニ付見届、内作事江可相渡旨申渡事、

6月16日

御舞台

「一、五匁五分 越前石五寸・六寸壱間持届直段、能美や喜兵衛

・・・(中略)・・・

一、七百八拾目 御舞台雪垣等七拾三枚出来、取付共図渡、松任や作蔵

・・・(中略)・・・

右令割印事、

6月17日

表御舞台

「一、表御舞台鏡之御間与御楽屋境御襖、白地白粉野筋唐紙地御有合ニ付、右ニ而上張可申談哉之旨、関弥左衛門被申聞候ニ付、具通与申談候事、

6月18日

奥御舞台

「一、五疋建御殿空地ニ有之為掘出置候安宅石、大躰見図り、式升五合計有之ニ付、奥御舞台白洲江為敷、只今迄之河石、竹御間空地之方へ相渡シ可然旨、関屋氏へ申談置候事、

6月19日

表御舞台

「一、式百五拾目 表御舞台高欄金具本勘、高尾吉助

一、五貫目 八幡村・蓮台寺村土瓦中勘代

右令奥印事、

6月22日

表御舞台

「一、表御舞台後懸魚之義、如何可相心得哉之旨、内作事方より申聞候二付、懸魚不及金溜、惣黒塗御紋迄金溜可被申渡旨、関弥左衛門江申渡事、」

『御造営方日並記』の唐門に係る部分

文化6年

2月26日

〔御 約所は御俟約所カ〕

「一、今日七時過、金谷より 御辰ニ鼠多御門より御入被遊、夫より唐門通り、御広式御門より同所御式台江御上り被遊、御書院・御膳所部屋方等御覧、夫より広段橋御末、御三ノ間御二階・御対面所并御二階、夫より 貞琳院様御居間、御広式御居間、色止之御間、折上之御間・御寝所・御用之御間御居間、御次より御庭江御出被遊、御土蔵之内、御馬場之内、夫より御居間へ御上り被遊、奥小將溜より奥御式台、御膳所、夫より御居間書院、御次、波ノ間御廊下より御近習頭席等、夫より柳ノ御間、桧垣御間、御台所不残、夫より柳ノ御間御廊下より御所辺裏御式台御出被遊、橋爪より番所御門等御覧被遊、橋爪より石川御門より御辰被遊候事、但、高畠本役御用、残四人、紅葉橋へ罷出ル、刀八御広式御門ニ指置事、」

12月11日

「一、唐門之所仮囲絵図、御作事所ヨリ指出之事、」

文化7年

2月16日

〔筑前介は、岸岱〕

「一、唐御門之儀者、若仮ニ申付候様成會議ニ而、是迄有之候様成御門ニ相成候而者、却テ思召ニ不心候間、至テ輕、只今之囲同様ニ致置可申候、右之通ニ相成候而も御入用不少義ニも候者、やはり去年凶之通可被仰付候、右之通、被 仰出候条、被得其意、月々御入用等遂會議可被申聞候、將又仕残候之分、先御屋ねを先与致仕候而も、瀧之御間御杉戸八一筆ニ而無之不相成候間、是八迫リ込候而、筑前介早ク帰候様、遂註義可被申候事、」

3月4日

〔堀〕

「一、唐御門跡板拵損不滿之旨、河合兵九郎申聞候二付、早速御修復有之候様、小堀左内へ申談候事、」

3月11日

「一、先達而内作事へ談置候唐御門等御在物引減方付之帳面巻冊、今日指出候二付、御用筆筭之内江入置候間、御披見可被成候事、」

5月2日

「一、表御式台脇唐門被仰付旨、被仰渡候二付、為承知御作事奉行・内作事奉行ニ申談、且右御門絵図并御図り帳、早速相しらへ被指出候様、浅加作左衛門へ申談ル事、」

5月9日

「一、唐門御絵図平妻二枚、内作事方より指出之事、」

5月14日

「一、唐門絵図、関屋より被相伺候事、」  
「一、唐門等之木拵、明十五日為取懸可被申旨、金谷左大夫へ申談ル事、」  
「一、前月廿五日、拙者共手合拜領物御請紙面并御用所両通、前月廿八日之日附ニ而今日指出候事、」

唐門并左右懸堀主付/御扶持方大工

牧 用助

棟梁

久平

堀重門并左右懸堀主付/御扶持方大工

吉田左六

棟梁

五郎三郎

右内作事奉行より書出事、

5月15日

「一、関屋氏より唐御門絵図を奉伺候所、宜分ニ被 仰付、彫毛伺之通与被 仰出二付、御城代江も御達被申、御入用も少々入増之義御達置候由、且又九栄御杉戸下絵今六、七枚至テ輕ク調候様、被仰出候二付、唐門之義、御作事奉行へ申談、九栄下絵之義八、祐益へ申渡候事、」

5月21日

「一、唐門并同所左右懸堀・実検御間脇懸堀・堀重門、五足建御殿から堀入口御図帳、御作事より指出之事、」

5月22日

「一、唐御門下臥石唐敷、御普請奉行手合ニ而直段遂義可被申聞様、上木金左衛門呼出申談、則御絵図相渡置、近々可申聞旨申聞候、且又裏御式台前敷石直シ之儀も被手合ニ而、註義有之、骨折代等之義、可被申聞旨、同人江申談置候事、」

6月2日

「一、唐御門内之方金具詮義之上、扉・破風トモ金具なし申談、其段関屋氏より被申上之旨、」

「一、拾五貫目 町方渡り諸職人手間料等

・・・(中略)・・・

一、五百目 実検御間堀堀重門御入用中勘

一、壹貫五百目 唐御門同断

・・・(中略)・・・

右令奥印事、」

「一、唐御門下唐敷石伐出并臥渡、同所表御敷台前迄取続之歩三石、伐出持届共、暨裏御式台前歩三石、臥替之儀、都テ御普請奉行手合ニ而為致申旨二付、委曲上木金左衛門・後藤小十郎江申談、明日より右御用為取懸可被申旨、申談候事、但、右御入用、都而壹貫目ニ相極ル、猶更追而図帳指出可申旨、申談候事、」

6月6日

「一、八分 鷹栖樋石巻間二寸二八寸、巻間切手間、能美や喜兵衛

・・・(中略)・・・

一、八百八拾五匁 唐御門惣金具十五枚、新出来手間



- 一、四拾目 唐御門海鼠かね、台輪金共同断、釜や四郎兵衛
- 一、五拾目 同唐戸散金具、目形沓貫目二付、右同人

右令割印事、

6月8日 「一、唐御門御入用拾貫目、何時二而も渡方不指支旨、御城代より被仰聞事、」

6月9日 「一、唐御門御入用銀、惣様廿七貫目余り図高之内、去々年来御召上等、御材木御有物代引残テ、拾九貫五百目計分、御城方より可被相渡管二付、右拾九貫目余御かね八、御算用別立二相立候様、御作事奉行・内作事奉行并手先御算用者江も申渡置候事、」  
 「一、四拾目 唐御門惣盤石数四つ、能美や喜平  
 ・・・・(中略)・・・  
 一、拾六匁五分 唐御門上屋家根手間、釣瓶や庄助  
 ・・・・(中略)・・・  
 右令割印事、」

6月11日 「一、唐御門御柱下惣盤、詮義之上、坪野黒石御有物を以爲致候管二付、於内作事、作料遂々議候所、格別高直二付、右惣盤御普請奉行申談、彼手合二而出来之管二候、尤別二御入用懸不申事、」  
 「一、唐御門下唐敷石等、戸室山二而出来二付、明十二日より板石釣出候役小者廿人二候所、不足二付、御普請奉行手合御平生方渡之内廿人、明十三日より引足召仕候趣、御城代江御達申置候旨、御普請奉行紙面指出候事、」

6月12日 「一、当十五日唐門建揚之旨、關弥左衛門申聞之事、」

6月13日 「一、五匁 鷹栖井炉裏石、外法大サ二尺二、二尺五寸、深サ八寸、厚サ二寸五分、四枚合、壱口二付直段、石屋七左衛門  
 ・・・・(中略)・・・  
 一、五拾目 唐御門左右懸堀六葉御釘隠損所繕り、飭や安兵衛、数十二代  
 一、四拾目 同断、御釘隠古物渡直シ繕り、数六ツ、同人  
 右令割印事、」  
 「一、当十五日、唐門建揚并右二付、如例御酒被下、早ク仕廻候段、今日關屋氏より被申上、御城代江も御達被申事、」

6月14日 [揚]  
 「一、明十五日唐御門建物二付、同日より来月十日頃迄、右御門往來留之義、今日御城代方江御達申、御聞届二付、爲承知御作事奉行・内作事奉行・御歩横目江申渡置事、」  
 「一、明十五日唐御門御建揚二付、諸職人等御酒被下、仕廻刻限等、前々之振二夫々可被申渡旨、御作事奉行江申談、且又、爲承知前条之趣、御歩横目等江も申渡候事、但、本文之趣、町肝煎江も申渡候様、御算用者へ申渡事、」  
 「一、唐御門彫絵図三通指出奉伺之処、高八龍二つ、下夕波二可被 仰付旨、被 仰出、御作事奉行へ申渡事、」

6月15日 「一、今日唐門御建揚二付、八半時仕廻、如例御酒等被下候事、」

6月16日 [網カ]  
 「一、表御玄關彫之内、先頃以來鳩巢拵、次第よこれ出来二付、かな網懸候様、内作事奉行へ申談候、且唐御門彫之義も同様可被相心得旨、申談候事、但、網目壱寸五分二申談、且本文之趣、關屋氏より被申上候管之事、」

6月20日 「一、拾七匁 堀重門御柱根割惣盤二つ二付直段、能美屋喜兵衛渡  
 ・・・・(中略)・・・  
 一、六匁三分 唐御門 紋散金具壱つ直段、飭や安兵衛  
 一、貳匁壱分 右同断散金具、同人図、小金具也  
 一、三百拾匁 竹御間御白洲御地盛等図り渡、日用才許和助等直段極  
 右令割印事、」

6月21日 「一、唐御門御柱根惣盤面之義、如何可相心得哉之旨、後藤小十郎罷出申聞候二付、唐櫃面二取候様申渡、且又御玄關左右之唐敷石、先日砂留取附候節、取除候分直シ之儀也、御普請奉行手合二而、今度一集二爲致候様、右小十郎江申渡置候事、」

6月23日 [彫]  
 「一、唐門掘物四枚二而八百目請負出来可爲致旨、助四郎・八郎兵衛下札二付承届、申渡、且又七月廿日切、限日相極候事、」  
 「一、明廿四日より唐御門下唐敷石臥渡爲取懸候旨、上木左衛門罷出申聞候事、」  
 「一、拾貫目 唐御門御入用御造管方銀之内、金谷佐大夫等切手壱通竹ノ御間等、御欄間彫六枚直段極〔以下、空白〕」

## 大聖寺藩士高橋家旧蔵の金沢城絵図について

庄 田 孝 輔

今回紹介する金沢城絵図は、金沢市立玉川図書館が所蔵する大聖寺藩士高橋家旧蔵の文書群の一つである。高橋家は、由緒帳によると、大聖寺藩3代藩主前田利直のときに、大聖寺藩に召し抱えられ、歴代80石で馬廻組に属していた。この絵図は、67×78.5cmを測り、外堀内の郭と金谷出丸を描く。石垣を灰色、土居を茶色、堀を水色で着色し、墨書にて注記を行い、「金沢御城図絵」と題がついている。（以下本書では「金沢御城図絵」とする。）【図1】

本絵図を理解するにあたって参考となる研究に、木越隆三氏が『金沢城研究』2、3号<sup>[註]</sup>にまとめたものがある。木越氏は金沢城全体を書いた絵図について、(1)幕用図、(2)藩用図、(3)軍学関係図(縄張図)、(4)景観案内図(鳥瞰図、細見図)の4つに区分している。木越氏の分類によれば、「金沢御城図絵」は、藩用図のうち建物を書かない地割図に該当し、必要に応じて写されたものとなる。藩用図が軍学関係図(縄張図)に転換する途中段階のものと推定される。このタイプの絵図はすでにいくつか確認されており、金谷出丸に馬場、馬屋を描き、新丸に「古作事」「津田玄蕃上ヶ屋敷」と書くのが特徴的である。同様のものが「加州金沢城之図」(66×80cm 石川県立図書館蔵)【図2】、「宝暦13年金沢城図」(74.6×80.6cm 富山県立図書館蔵)【図3】と2点確認でき、これら2点と比較しながら、「金沢御城図絵」について紹介することとしたい。

以上3点の絵図は、まず絵図の大きさがほぼ同じであり、石垣、土居、堀の描き方、描写範囲はおおむね同一である。ただ「金沢御城図絵」では、二ノ丸内堀の底が省略されていること、二ノ丸と新丸の間の堀が空堀となっていること、松原屋敷前の外堀が描かれていないこと、百間堀の堀幅が広いなど細かい描写に差違が認められる。

この3点の絵図の文字情報を比較すると、「本丸」「東丸」「二之丸」「芳春院丸」「河北門」「鶴丸」「津田玄蕃上ヶ屋敷」「御寄合所」「古作事」「大手」「御宮屋敷」「玉泉院丸」「金屋門」については、一部で異字体が含まれるが、共通して記載されている。しかし「金沢御城図絵」では、「七十間長屋」と書くべきところを「七十間長」となっており、「屋」の字が省略されている。同様に「御数寄屋々敷」を「空キヤ屋敷」と書いている。また、金谷出丸の「馬場」を「厩」と書いており、その西側にある「厩」をほかの2枚の絵図では2棟描いているが、1棟で描いている。ただ、この絵図では西丁口門を「北之丸御門」と記載している。「西丁門」「会所門」と書く事例は散見されるが、「北之丸門」と表記した類例はなく、単なる誤記なのか、そのように呼ばれていたことがあるのか、今後の検討が必要である。

この絵図の作成時期について、直接知る手がかりはないが、「宝暦13年金沢城図」は、宝暦13(1763)年に越中砺波郡の十村が作成した絵図であり、同様に江戸後期の作図と推定される。

最後に、「金沢御城図絵」は、江戸後期に地割図を元に作成された城内の縄張を示した絵図を書き写したものであり、同じ原図を元に書き写されたものと推測されるが、ほかの2点の絵図と比べると全体的に粗雑なものとなっている。今回紹介した3点以外にも藩用図から軍学関係図(縄張図)に転換する課程にある絵図はいくつもあり、その成立過程や分類は今後の調査・研究の課題である。

〔註〕

金沢城調査研究室「金沢城全域絵図の分類と編年-金沢城絵図調査報告 -」『金沢城研究』2号 2004

木越隆三「金沢城の地割図と二の丸御殿絵図-金沢城絵図調査報告 -」『金沢城研究』3号 2005

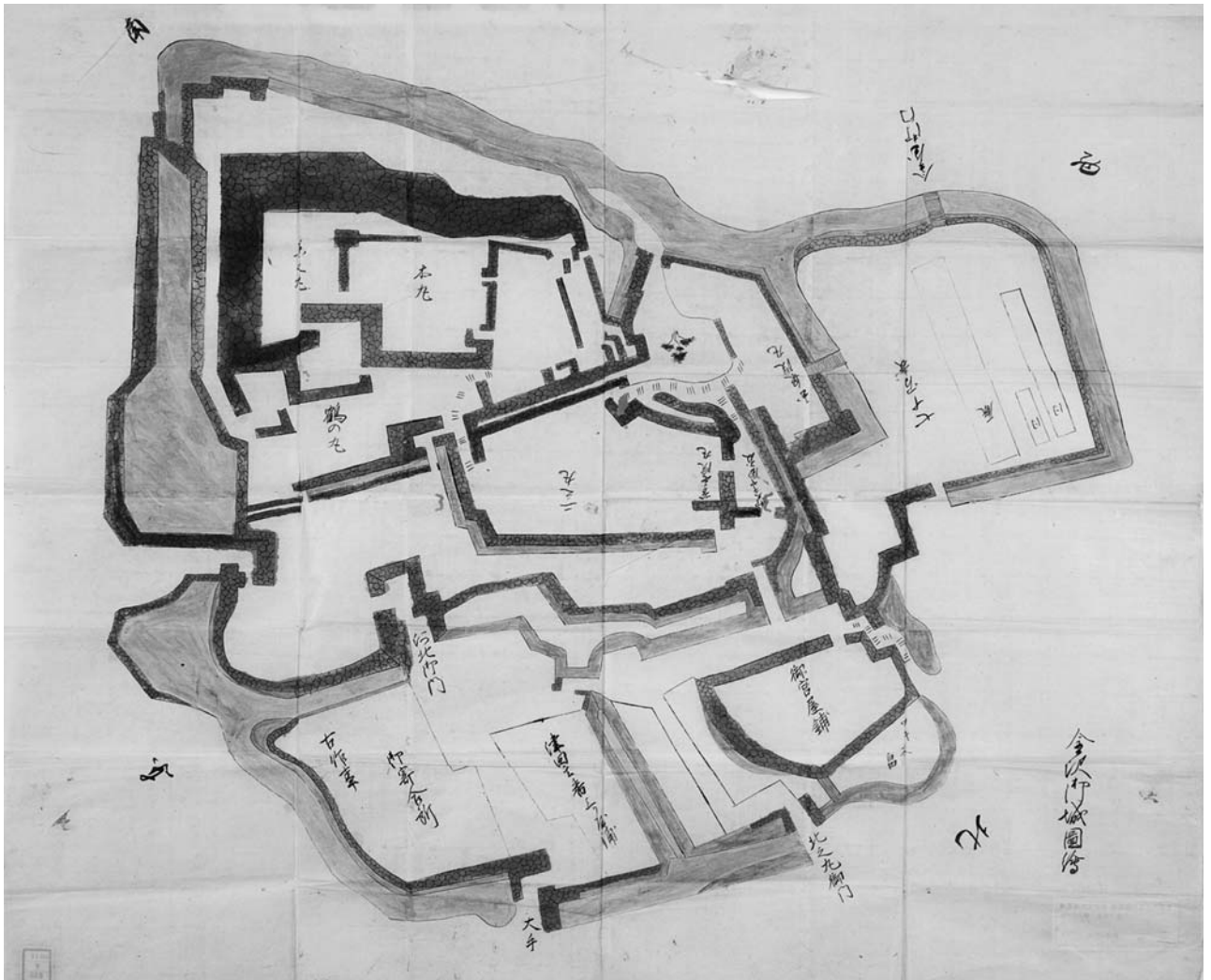


図1 「金沢御城図」 (大聖寺藩士高橋家旧蔵)  
(67×78.5cm 金沢市立玉川図書館蔵)

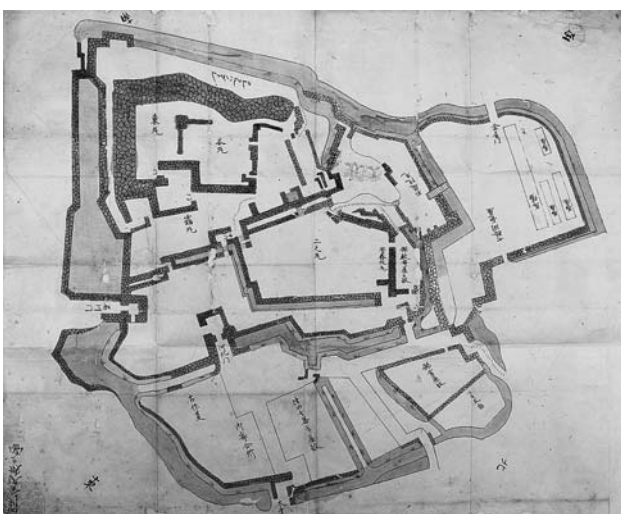


図2 「加州金沢城之図」  
(66×80cm 石川県立図書館蔵)

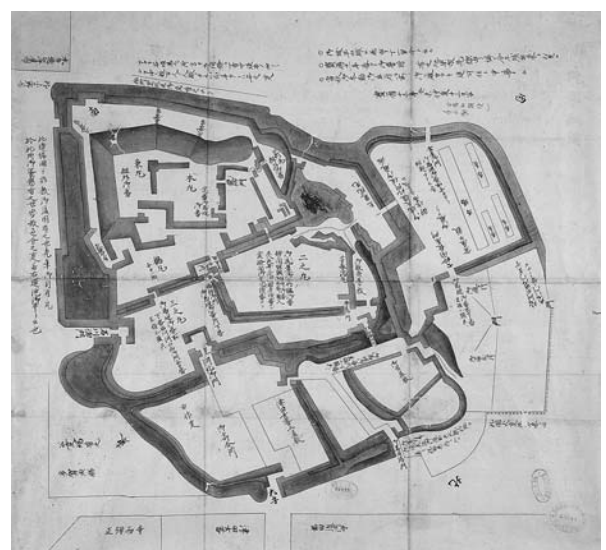


図3 「宝暦13年金沢城図」  
(74.6×80.6cm 富山県立図書館蔵)

## 「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」 (二)

木 越 隆 三

### 凡 例

- 一、本誌10号に掲載した加越能文庫蔵「御屋敷方跡々格仕勤来候品之帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)の後半部を10号に続き、ここに載せる。本書の内容は、万治年間から宝永年間における武家屋敷関係の法令抄録と実例解説である。本書は普請会所御屋敷方に属したことのある藩士が、万治以来の武家屋敷関係法令を拾い出し、箇条ごとの法令来歴や運用実態を屋敷渡しの実例なども交えて172項にわたり説明しており、屋敷方事務の覚書として編まれたものと理解される。対象となったのは城下町金沢の拝領地・地子地・百姓地(相対請地)であり、御用地への転用手続きなども載る。城下町における武家屋敷管理の実態を知るうえで重要であることから翻刻したが、分量が多いので2回に分け、10号で76項目まで、本号で77項目から172項目までを掲載した。
- 一、翻刻にあたって表紙等の翻刻は略し、冒頭の目次は一覧表に示し本文末に掲げた。項目ごとの要点を編者のほうで追記し便宜を図ったので参照されたい。
- 一、史料原文は172項目にわたり、それぞれ表題を付し表題の上に朱書の番号が示される。漢数字で書かれたこの朱書番号は( )を付し算用数字で表した。
- 一、本文の翻刻にあたり、正字・旧字は常用漢字に直し、助詞などに使用された変体仮名(茂而者与)や片仮名(二、へ)は平仮名に直し、ゝなどの合字も「より」と平仮名に直しできるだけ平易な表記に改めた。但し、「江」はそのままにし、「者」は文脈の意味をとり「は」「はば」と明確に読めるときは平仮名にし、明確でないときは「者」のままにした。また読みやすくするため適宜、読点を入れた。人名・地名、難解語句については右傍に( )を付し注記をほどこした。校訂注は[ ]で示した。

#### (77) 御馬捕小頭居屋敷歩数之事

寛文拾年年寄中紙面

御馬捕小頭居屋敷、足軽小頭同事、向後七拾歩可被下旨被 仰出候間、可被得其意候、恐惶謹言、

戌七月廿四日

(庸礼) 奥村因幡 判  
 (孝貞) 前田対馬 判  
 (忠次) 横山左衛門 判  
 (連頼) 長九郎左衛門判  
 (政長) 本多安房 判

荒木善太夫殿  
 武部四郎兵衛殿  
 高山勘兵衛殿

#### (78) 掃除坊主小頭并御小人小頭居屋舗歩数之事

寛文拾年年寄中紙面

一、七拾歩 掃除坊主頭  
 一、五拾歩 御小人小頭

右被下屋敷歩数、先年 御定書に載就不申候、令僉議相究候条、跡々より如被下候、弥紙面之通可被相渡候、以上、

戌七月廿八日

奥村因幡 判  
前田対馬 判  
横山左衛門 判  
長九郎左衛門 判  
本多安房 判

荒木善太夫殿  
武部四郎兵衛殿  
高山勘兵衛殿

右掃除坊主と有之候得共、小頭と申名目にて歩数七拾歩、前々より相渡申候、

(79) 百人扶持被下候者屋舗之事

貞享元年年寄中紙面

百人扶持被下候者屋舗歩数之義、各以書付窺之候処、伊勢監物義は知行高五百石馬をも持申図を以、百人扶持被下候得は、例に不被成候間五百石之当歩数可被相渡候、向後百人扶持にて被 召出者在之候者、其時々可相窺旨被 仰出候条、可被得其意候、恐惶謹言、

甲子八月十八日

(孝貞)  
前田佐渡 判  
(時成)  
奥村伊予 判  
(庸礼)  
奥村壹岐 判  
(政長)  
本多安房 判

菊地九右衛門殿  
北川八郎左衛門殿  
奥村市右衛門殿

(80) 貳拾人扶持被下候者屋舗之事

貞享元年年寄中紙面

井出松翠に被下御屋敷歩数之義、各書付を以相窺之候処、 御定之歩数無相違様、可被相渡旨、被 仰出候条、可被得其意候、恐々謹言、

甲子八月廿九日

前田佐渡 判  
奥村伊予 判  
奥村壹岐 判  
本多安房 判

菊地九右衛門殿  
北川八郎左衛門殿  
奥村市右衛門殿

右松翠屋舗歩数之義に付、先々御普請奉行より書付を以相窺候と在之候、右紙面之留相見へ不申候、貳拾人扶持被下候者屋敷歩数 御定無御座候に付、年寄中江先々奉行相違候処、百貳拾歩相渡可申旨、貞享元年申渡候に付、松翠貳拾人扶持之歩高百貳拾歩相渡可申旨極置申候、

(81) 検校屋舗拝領仕事

一、檢校当歩数 御定無御座候得共、寛文四年板津檢校御屋鋪拝領仕候時分、歩数貳百拾九歩三寸拝領仕旨、御屋鋪請取帳書記名印御座候、此外御屋敷拝領仕品相知不申候、

(82) 松山勾当屋敷歩数之事

貞享三年年寄中紙面

松山勾当に被下候居屋敷歩数之義相窺候処、身代にて大躰相計可渡之旨被 仰出候条、町医師並百七拾歩可被相渡候、以上、

丙寅十月十日

前田佐渡  
奥村伊予  
奥村壹岐  
本多安房

菊地九右衛門殿  
北川八郎左衛門殿  
奥村市右衛門殿

(83) 御馬方御用屋鋪之事

延宝四年年寄中紙面

御馬方之内、人より御馬御預被成候に付、居屋鋪知行当之外御馬方為御用屋敷百五拾歩宛可渡旨被 仰出候条可被得其意候、向後御馬方之者共屋敷拝領仕候刻、奥村伊予・横山志摩方江可被及案内候、為其如斯御座候、恐々謹言、

九月十二日

横山左衛門 判  
奥村因幡 判  
前田対馬 判  
本多安房 判

野村伊兵衛殿  
高山勘兵衛殿  
武部四郎兵衛殿

右紙面之趣に御座候得共、御馬方之者共御屋敷奉願候得は年寄中江奉窺候、何時分より年寄中江奉窺候哉相知不申候、近例は

原太郎左衛門貞享元年御屋鋪所拝領仕候時分、年寄中江奉窺、可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、右御馬御預被遊御厩屋敷百五拾歩請取置、已後御馬方御用相勤不申候得八、右御厩屋敷差上申候、近例は

金子十郎左衛門義、御馬方御用相勤不申候に付請取置候御厩屋敷、元禄拾六年差上申候、

(84) 御鷹師江御鷹部屋并外架屋敷被下候事

寛文五年年寄中紙面

御鷹師居屋敷 御定歩数之外、為鷹部屋并外架屋敷拾歩宛向後増被下候間、得其意可被相渡候、恐々謹言、

巳三月八日

奥村因幡 判  
今枝民部 判  
奥村河内 判

山本久左衛門殿  
武部四郎兵衛殿  
高山勘兵衛殿

(85) 拾人扶持被下候者屋鋪歩数之事

一、富山周慶御屋敷奉願候時分、拾人扶持被下候歩数御定無御座候に付、歩数七拾歩相渡可申哉と先御普請奉行年寄中江相達候処、其通に可仕旨元禄八年年寄中申渡候に付、御屋敷所年寄中江奉窺可被下旨被 仰出、歩数七拾歩、元禄拾年打渡申候、

(86) 組外御書物役之者居屋敷之事

貞享元年先々御普請奉行覚書

組外にて御書物役人々六人扶持、御切米三拾俵被下人々歩数、跡々百七拾歩相渡候処、井出松翠屋鋪歩数之義に付御年寄中色々御兪議之上、跡々百七拾歩相渡候義誤候条、人々被下物高御算用場申談、米詰を以如 御定歩数可相渡由被仰渡候に付、三拾俵六人扶持被下候米之義、御算用場江相尋候処、五拾壹俵余之旨申来に付、則重て御年寄衆江申達候処、 御定に無相違様に可相心得旨御月番寺岐殿被仰渡、向後百貳拾歩に相究候、以上、

十月廿二日

奉 菊地九左衛門

(87) 硯屋・鞆師御屋鋪被下事

延宝四年年寄中紙面

覚

鞆師 九蔵  
利屋 次郎九郎

右兩人 公義御用相勤候に付居屋鋪地子銀御用捨被成候間、可被得其意候、以上、

辰 七月十九日

前田对馬 判

奥村因幡 判

横山左衛門 判

本多安房 判

野村伊兵衛殿  
武部四郎兵衛殿  
高山勘兵衛殿

右之趣に付、硯屋・鞆師其外御用相勤候町人御屋敷拝領仕度旨願書付、町奉行奥書仕年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、取次年寄中迄上之可被下由被 仰出、右書付年寄中裏書仕申渡、前々地子地に罷在候者、地子銀取立不申候、当り歩数 御定無御座候、

(88) 観音神事役者御屋敷被下事

一、観音神事相勤候役者御屋鋪被下候、

此儀 御定又は年寄中申渡候紙面等も無御座、万治三年御屋敷渡帳に観音神事役者伝右衛門・次郎八・権兵衛御屋鋪被下旨、書記在之候、

(89) 才川・浅野川馬場近所に罷在候博勞屋鋪之事

一、才川馬場近所に罷有候博勞共、先年より壱人に御屋鋪八拾歩宛被下置候内、五拾歩八居屋敷、三拾歩八厩地被下候、親死去仕、せかれ博勞相勤候得は親跡屋敷居成に拝領仕度旨、願書付町奉行奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、取次年寄中江上之可被下旨被仰出由、右書付年寄中裏書を以申渡候得八、御普請方役所にて御屋敷請取帳に判形為仕候、前々より屋鋪打渡申義無御座候、

右、博勞屋敷願書付、取次申義、被仰出、又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候近例は、

中西理右衛門・斎藤五郎兵衛親病死仕、せかれ親同事に御家中馬乗役相勤申に付、親跡屋敷拝領仕度旨、願書付上之、元禄拾三年跡屋鋪、前々之通拝領仕候、白楽権兵衛先年御屋敷被下候時分、御屋鋪御定写帳に歩数覚書付札御座候、左に記、

付札

博勞白楽渡屋鋪之覚

八拾歩博勞・白楽渡り屋鋪歩数、最前白楽権兵衛に被下刻、御寄合所御相談にて相究旨、権兵衛願書付留へ奥書、御寄合所に有之写之面

壬戌八月廿四日

浅野川馬場近所に罷有候博勞屋敷、先年一繩屋敷に請取置申旨にて、死去仕代人之義、町奉行方にて入替、其趣博勞共願書付、町奉行添紙面仕、前々より御普請方役所江指越候得は、見届相返申候、

此儀何時分より一繩に相渡置候哉、子細相知不申候、

(90) 兩年収納不仕已前御屋鋪願書付取次申間敷事

寛文九年寄合所書出

一、親跡目兄弟被仰付、知行高より居屋鋪歩数不足仕候共、兩年不致収納候、以前屋敷拝領仕度旨、書付取次申間敷候、然共何とそ兄弟一所に罷有義難成断候は、其趣組頭奥書に記、取次可被上候事、

一、親兄弟に懸り罷在候者、被召出候は、右同断之事、

一、射手・異風・与力・御鷹飼・御歩行・小算用之者、右同断之事、

一、新参被召出候面々、他国者は勿論、御国之者にてても親兄弟に懸り居不申ものは被召出、其身勝手次第、居屋敷可被下事、

一、親兄弟有之候ても其屋敷一所に罷有義難成、浪人之内より別家に罷有候は、其身断次第、御屋敷可被下之事、

酉二月十一日 寄合所書出

右之趣に御座候得共、兩年収納不仕候ても人々御屋敷願書付、夫々頭支配中より年寄中宛所にて奥書仕、御普請方役所江指越候得は、取次年寄中迄上之申候、此義重て年寄中申渡候哉、僉議之品相知不申候、

(91) 町医者御屋敷拝領仕事

<sup>(元)</sup>  
寛文九年年寄中紙面

一、町医者之内御屋敷被下者、致死去候者、屋敷為上可被申候、其せかれ親に不劣、療治能仕候者、其通申上、重て其屋敷可被下候、若其せかれ不心懸にて療治然と不仕候は勿論、御屋敷被下間敷候条、可被得其意候、町奉行申談、切々改可被申候、恐々謹言、

閏八月十七日

今枝民部 判



奥村因幡 判  
奥村河内 判  
前田対馬 判

津田次郎左衛門殿  
近藤新左衛門殿  
久津見忠兵衛殿

右之趣に御座候得共町奉行申談、前々御普請奉行相改申義無御座候、死去仕候節は町奉行より屋敷之義申越候、

(92) 町医師之類御家中之面々より知行遣置候ても御屋敷拝領仕事

一、町医師御屋敷奉願書付、町奉行奥書仕、御普請方役所江指越候得は前々取次上ケ申候、但、御家中面々より知行遣置候ても町医師と申名目にて、町奉行奥書仕指越候得は、書付取次年寄中迄上之申候、先々御普請奉行覚書、左に記、

元禄元年先々御普請奉行覚書

町鍼科高桑玄春御屋鋪拝領願書付候処に、玄春儀は安房殿より御知行被遣置旨町奉行中奥書に有之候に付、安房殿御家来に極候得は、御屋敷拝領難成首尾に存候に付、僉議仕候処、縦御知行被遣置候ても、町鍼科に御合力かた入と申ものに候得は、苦ケ間敷と何も奉存に付、右之品御月番伊予殿江申上候処、成程願之通拝領相調可申義と被仰、書付御取次被成候、

九月廿四日

奉  
杉江平丞

(93) 親跡屋敷居成に奉願事

一、御屋敷奉願可被下旨被 仰出、未所拝領不仕内、親屋鋪上之家も御座候間、居成拝領仕度旨願書付、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江出候得は、縦令式百石当り之御屋敷百石被下者にてても、前々書付請取置所之義、相渡可申哉と先々御普請奉行年寄中迄紙面上之可被下旨被 仰出旨、右之紙面、年寄中裏書を以申渡候得は、当り歩打渡、余歩請地に申付候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

貞享四年和角兵助御屋敷奉願、可被下旨被 仰出、未所拝領不仕内、親和角平右衛門病死仕、屋敷指上、家有之候に付、右之趣にて拝領仕、当歩打渡余歩請地に申付候、

(94) 御屋鋪不奉願内兄弟之内居屋敷指上者在之、右屋敷拝領仕度旨願書付取次申事

一、御屋敷不奉願内、兄弟之内居屋鋪指上候家も御座候間、拝領仕度旨、御屋敷願書付に其趣書加、夫々頭支配中奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、縦令式百石当り之御屋鋪百石被下者にてても、前々取次年寄中迄、上之可被下由被 仰出旨、右書付年寄中裏書を以申渡候得は、当り歩打渡、余歩請地に申付候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候、近例は、

中村善兵衛被 召出、御知行式百石被下置、御屋鋪不奉願内、兄五兵衛御加増被下、居屋敷不仕に付、屋鋪指上申候、家も有之に付、右之趣にて拝領仕当歩打渡、余歩請地に申付候、

(95) 祖父代御加増被下増歩奉願置子孫代所拝領仕事

一、祖父代御加増被下、増歩之御屋敷奉願可被下旨被 仰出所、拝領不仕、子孫代所奉願候得は、祖

父奉願置候書付を以拝領仕候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より拝領仕来候近例は、  
和田故次郎兵衛御加増被下、増歩之御屋奉願可被下旨被 仰出所、<sup>(敷脱)</sup> 拝領不仕、病死仕、跡目被 仰付、  
せかれ代にも拝領不仕、元禄拾年和田権五郎所拝領仕時分、祖父奉願置候書付を以拝領仕候、

(96) 親代御加増被下増歩御屋敷不奉願せかれ代奉願事

一、御加増被下、増歩之御屋敷不奉願、せかれ代に増歩御屋鋪拝領仕度旨願書付、夫々頭支配奥書仕、  
年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、取次年寄中迄上之申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候近例は、  
三嶋彦右衛門御加増被下、増歩御屋敷不奉願、延宝九年せかれ安左衛門代、右之趣にて拝領仕  
候、

(97) 地子地又は百姓地に罷在候者、居成に拝領仕度旨奉願事

一、御知行又は御切米等被下置候者、地子地又は百姓地に罷有候者、居成に拝領仕度由願書付、夫々  
頭支配中奥書仕年寄中宛所にて御普請方役所江指越候へ八、取次年寄中迄上之申候、

此儀被 仰出又者年寄中申渡紙面等も無御座、前々より取次来申候、  
右、地子地に罷在候者居成に拝領仕候得は、地子銀引申候、百姓地に罷有候者居成に拝領仕候  
得は、御算用場江申遣、替歩地子米代銀地子銀之内を以百姓江相渡申候、此義何時分より仕来候  
哉相知不申 候、右両品近例は、

御馬役原平左衛門地子地に罷在、居成に拝領仕度旨奉願可被下旨被 仰出、天和三年打渡申候、  
村上助左衛門組附与力遠田吟八郎、百姓地に罷有居成に拝領仕度旨奉願、可被下由被 仰出、元禄拾  
二年屋敷打渡申候、

(98) 御書物役御徒御屋敷拝領仕事

一、御書物役御徒之分は、御屋敷拝領仕度由願書、御徒頭奥書仕、年寄中宛所にて御普請方役所江指越  
候得は、取次年寄中迄上之可被下旨被 仰出候得は、御徒組屋敷願所無構、何方にても所之義、年  
寄中迄紙面上之可被下旨被 仰出候得は、屋敷打渡申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候、御書物役御徒之分は、  
組頭屋敷人数之外之由、御徒頭より申越候紙面、左に記、

御徒頭より之紙面年号相知不申候、

覚

村金左衛門組  
山本佐五左衛門  
嶋三郎左衛門  
松原万五郎

寺西故左平次組  
山本孫八郎  
田屋次郎大夫

不破平左衛門組  
熊内治左衛門

脇田七兵衛組  
瀧伊左衛門

神尾孫九郎組  
半藤元右衛門  
東郷市郎左衛門  
藤田畏兵衛

赤尾助左衛門組  
原田甚内  
三輪伝助  
古市作丞

ノ拾三人

右御徒書写役、拙子共組願屋鋪人数之外に御座候故、未御屋敷拝領不仕者書記進候、此内願書付上不申者も御座候、先望次第御渡可被成候、以上、

四月六日

赤尾助左衛門 判

村金左衛門 判

神尾孫九郎 判

脇田七兵衛 判

在江戸  
不破平左衛門

#### 御普請会所

(99) 御持方足輕居屋敷願様并手替足輕居屋敷願書付之事

一、御持方足輕居屋敷奉願候時分、場所を見立、差支申義無之哉之旨、願所絵図に記、夫々頭、御普請方役所江罷出相尋候に付、御算用場江申談支申義無之候得は、其趣右頭江申遣、可奉願旨申越、所之義相渡可申哉之旨、先々御普請奉行、右願所之絵図に添紙面を以、年寄中迄奉窺可被下旨被仰出候由、年寄中紙面を以申渡候、前廉御屋敷願書付、先々御普請奉行取次申義無御座候、

一、大組足輕頭并御持弓・御持筒足輕頭、手替足輕居屋敷、組屋敷にて奉願請取置申候、右頭替り候ても屋鋪指上不申候、

御先弓・御先筒足輕頭、手替足輕居屋敷拝領為仕度旨願書付、年寄中宛所にて、御普請方役所江指越候得は、取次上之申候、右手替足輕之義、頭替候得は屋敷差上申候、

御郡奉行被下足輕居屋敷、先年拝領仕置、右御奉行替り候ても足輕附渡に被成候に付、屋敷之義も附渡に仕度旨、代り御奉行御普請方役所江相断候得は、其趣紙面を以年寄中江相達、前々其通に仕候、先年木梨助三郎代服部宇右衛門御郡奉行被 仰付候時分、被下足輕居屋敷、附渡仕候時分、先々御普請奉行年寄中江相達候紙面末に記、改作御奉行被下足輕居屋鋪、拝領為仕度旨願書付、年寄中宛所にて御普請方役所江指越候得は、取次上之申候、右被下足輕之義、御奉行替候得は屋鋪差上申候、

右足輕共御屋敷拝領為仕度旨、願書付取次候義、被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より取次来申候、

天和三年先々御普請奉行紙面

加州郡御奉行之内、木梨助三郎為代服部宇右衛門被 仰付候、就夫助三郎被下足輕五人共、宇右衛門方江請取申候、此者共居屋敷之義も宇右衛門方江居成相渡可申義と奉存候に付、窺申候、以上、

四月廿八日

奥村市右衛門

北川八郎左衛門

本多安房殿  
前田佐渡殿  
奥村伊予殿  
奥村壱岐殿

(100) 御屋鋪奉願可被下旨被 仰出、所拝領不仕せかれ代親奉願置候書付用候事

一、親代御屋鋪奉願可被下旨被 仰出候得は、知行当御屋鋪先後之帳に名記置申候、未所拝領不仕死去仕、跡目被 仰付、せかれ代所拝領仕度旨夫々頭支配より紙面指越、親奉願置候書付を用、先後之帳名書替置申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

伴七兵衛紙面年号相知不申候

吉田故染右衛門跡目、今般無相違、養子三大夫に被 仰付候、然は屋鋪之義、故染右衛門願書付にて三大夫に相渡申御格も候は、相応之屋敷御座候時分、被仰下候様仕度存候、為其如斯御座候、以上、

十月八日

伴七兵衛

御普請会所

右紙面之趣、先御普請奉行承届、故染右衛門願書付を用、先後之帳に吉田三大夫と名記替置申候、

(101) 先知之内隠居知に被下候者隠居屋鋪不被下事

一、先知之内を隠居知に被下候者、隠居屋敷拝領仕度由、願書付出候共、取次申間敷旨年寄中申渡候、先々御普請奉行覚書、左に記、

延宝四年先々御普請奉行覚書

今枝真齋老隠居屋敷拝領有度書付、御寄合所迄申上候処、真齋老先知之内、隠居知に被下置候故、別に隠居屋鋪望、書付御取次難成事に候間、此旨私共より委細真齋老江申入、右書付返進可仕旨、十二日之御寄合に左衛門殿御月番にて被仰渡に付、真齋老家来御普請会所江呼寄、委細申渡、右書付返進申候、向後ケ様之並之書付、取次申間敷旨被仰渡候、

延宝四年九月十四日

(102) 父子一所に御屋鋪奉願事

一、縦令親知行三百石、せかれ式百石被下置候者、父子一所に御屋敷拝領仕度旨にて五百歩屋敷在之、奉願候得は、五百歩当り御屋鋪奉願置候人々江触遣、望不申候得は父子一所に打渡可申哉と、年寄中迄奉窺可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、五百歩当り之人々、望不申候ても父子当り歩高三百歩、式百歩と分先願之者江触遣申義無御座候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

大河原助右衛門上地歩数五百拾七歩四尺在之候処に、大野智名御扶持方当り歩高式百歩せかれ彦惣御扶持方当り歩高四百歩に付、右上地父子当りに不足仕候得共、拝領仕度旨奉願候に付、父子一所に相渡可申哉之旨、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、延宝六年彦惣へ四百歩、残て百拾七歩四尺智名へ相渡申候、

(103) 居屋敷先願を越相渡申事

一、居屋敷御用地に被 召上候者并遠所より金沢江引越候者、御屋敷奉願可被下旨、被 仰出候得八、先願を越相渡申候、其外御屋鋪可被下旨被 仰出候者之内、先々を越相渡候様仕度旨、夫々頭支配より年寄中江相達、先願を越相渡可申旨、年寄中先々御普請奉行江申渡候得八、帳面に記置、相応之明屋敷、一番に触遣申候、

右居屋敷御用地に被 召上候者、替屋敷先願無構可相渡由、年寄中申渡候趣、先々御普請奉行覚書、左に記、

貞享三年先之御普請奉行覚書

御屋敷に相渡り候替屋敷之義は、向後日付先後之無構可相渡之旨、青木孫十郎屋敷之義に付、御月番伊予殿被仰渡候、

四月十六日

奉  
北川八郎左衛門

貞享四年先之御普請奉行覚書

一、野々村仲右衛門上ケ屋敷之義、今月九日御寄合所江罷出、五百歩当り之拝領人、稲垣三郎兵衛一人就在之、其段江戸江申遣候処、望無之由申越候、右屋敷從 御城遠所にて候間、小身之面々、御屋敷拝領人多ク御座候間、割屋敷に可仕候哉之旨御月番佐渡殿迄窺候得八、則割屋敷に仕、小身之面々江相渡可然之旨被仰渡候処、坂井幽閑屋敷無之、仲右衛門家買請、御留守中御屋敷借り罷在、御帰城被遊、拝領仕度旨願候段、御月番迄幽閑方より被申上候処、幽閑は及八拾歳、屋敷願申義、先後構候ては、何時御屋敷拝領可在義も難知候間、先後無構拝領可成義候様に被思召候間、先々屋敷望人々、仲右衛門屋敷不及相触旨佐渡殿仰渡候、及八拾歳、右幽閑躰之者、是より後御屋敷願候者、是已後幽閑並之格にも被仰付、可然候哉と因幡殿江佐渡殿被仰候得は、此方江しかと被仰渡八無之、重てケ様の節御窺可申事、

丁卯五月十六日

奉  
駒井勝大夫

一、御表小將稲葉官兵衛義、毎日 御城江罷出候に付、先後無構、御屋敷相渡候様に年寄中江相達申旨、支配中より紙面を以申越候、且又鈴木藤八御屋鋪拝領仕候節、御預御厩地等有之候間、先後之無構、早速相渡候様に年寄中江相達申旨、御馬奉行中より紙面を以申越候に付、右両人共、先後無構屋敷所年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、元禄拾年藤八、同拾五年官兵衛屋敷、先御普請奉行打渡申候、

(104) 居屋敷御用地に指上替地被下候事

一、居屋鋪御用地に指上、替地之義、人々書上、夫々頭支配奥書仕、御普請方役所江指越申義も在之、又は人々書立、替地相渡可申旨、年寄中紙面を以申渡候義も御座候、右紙面御普請方役所に請取置、先屋鋪歩数無構、知行当り之屋鋪奉願所之義相渡可申哉と先々御普請奉行紙面を以、年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、

一、三之一被下置候者、居屋敷御用地に指上候歟、又は何とそ子細在之替屋敷仕候者、親知行当り之歩数相渡可申義と先々御普請奉行、年寄中江上置申勤仕帳に書載申扣、左に記、

先之御普請奉行動仕帳之内

一、親跡目三之一被下置候者、居屋敷御用地に被 召上歟、又は自分何とそ子細御座候て、屋鋪替仕候得は、替地被下候時分、唯今之知行当りに無構、親知行之歩数相渡申候並も御座候事、

一、横山故山城守・奥村伊予居屋敷御用地に指上、替地被下候時分、先屋鋪歩数打渡申候、

此儀先屋鋪歩数可被下旨被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も相見へ不申、僉議之品相知不申候、

(105) 宝永弍年屋敷指上替地被下候事

一、永原左京屋鋪并本堂形辺人々居屋鋪、宝永貳年指上、替地之義、夫々頭より直に奉願候人々、先屋敷歩数余歩請地之子細、玉井勘解由方より御普請方役所江相尋申候人々、替地在来候、余歩をも被下候、引料をも可被下旨申渡候由、勘解由紙面を以申渡候紙面之写、左に記、

宝永貳年玉井勘解由紙面

年寄中組并支配

- |   |           |
|---|-----------|
| 一、笠舞領百姓地之内<br>下屋敷替地歩高                     | 永原左京願地    |
| 一、北川喜兵衛上地<br>唯今迄之屋敷余歩之子細未相知不申候、追て可申渡候、    | 村田縫殿右衛門願地 |
| 一、堀七左衛門上地<br>御奥小將支配方                      | 武藤半右衛門願地  |
| 一、小塚善左衛門上地<br>御大小將組并支配                    | 鈴木清大夫願地   |
| 一、長瀬新八郎上地                                 | 葭田貞右衛門願地  |
| 一、御鷹部屋跡<br>此願地吉丞知行当り不足に候条、御引足可被下事、        | 平井吉丞願地    |
| 一、富田小平太上地<br>八太郎儀、有来候余歩をも被下候事、<br>御馬廻組并支配 | 杉山八太郎願地   |
| 一、熊谷久大夫上地<br>図書儀、有来候余歩をも被下候事、             | 葛巻図書願地    |
| 一、津田甚左衛門上地                                | 一色主膳願地    |
| 一、三吉助左衛門 上地<br>高橋又兵衛                      | 奥村主計願地    |
| 一、笹嶋内之進上地                                 | 羽田帯刀願地    |
| 一、御鷹部屋跡并<br>御鷹匠上地引合                       | 一色覚右衛門願地  |
| 一、久徳又四郎上地<br>定番御馬廻組                       | 笠間与七郎願地   |
| 一、礪野三説上地<br>組外                            | 今村市六郎願地   |
| 一、松崎清三郎上地                                 | 山口武大夫願地   |
| 一、中川清六郎上地<br>御厩方                          | 山口源大夫願地   |
| 一、永田作左衛門上地<br>大橋長兵衛 組<br>中村市郎左衛門          | 高橋小太郎願地   |
| 一、笠間孫平次上地                                 | 羽田伝左衛門願地  |

右人々替地願之通被下之候、引料をも可被下旨申渡候条、可被得其意候、以上、

六月廿五日

玉井勘解由 印

茨木左大夫殿

生駒万兵衛殿  
津田政大夫殿  
山崎主税殿

右引料銀御普請方役所より相渡不申候、

(106) 地子屋敷御用地に罷成替地被下事

一、地子地御用地に罷成候得は、替地年寄中江相達不申候人々歩数書立、町はつれにて、百姓地相渡可申旨、御普請方場印之紙面を以御算用場江申遣、屋敷請取申時分、御屋敷方役人も出シ不申、其所之地子肝煎罷出、百姓方より請取、人々江相渡申候、地子銀之儀八、其近所百姓相對下シ類地之並を以、百姓方江地子銀取立申候、

但、苗字在之者并下屋敷在之面々之家来屋鋪、御用地に罷成候ても前々より替地相渡不申候、僉議之品相知不申候、

此儀、先々御普請奉行前々より仕来申候、

右之通仕来候処、元禄拾弍年茶臼山崩出、土下に罷成并川筋川除為御用、相立候地子地之内に山伏頭乾貞寺罷有候、承応三年已前之寺庵は、町端地子明地之内、相渡可申旨 御定御座候、乾貞寺承応三年已前之寺に付、町端明地替地相極并地子人共、替地明地之内にて相極、今度之替地之儀は、各別に御座候由、先御普請奉行僉議仕、人々替地右之所相渡可申哉之旨、年寄中迄紙面を以、奉窺可被下旨、被 仰出候由、右紙面年寄中裏書を以申渡候、乾貞寺屋鋪先御普請奉行罷出、先屋敷之歩数打渡申候、地子人共屋敷之義八、苗字在之者并下屋敷在之面々之家来屋敷共に、御屋敷方役人共罷出、人々先屋敷之歩数図りを以、屋敷取恪恰相極、其上にて右奉行罷出見分仕、替地地子肝煎江相渡、肝煎方より地子人共江相渡申候、

(107) 病気に付、居屋敷指上、遠所にて替地被下者之事

延宝弍年年寄中紙面

一、御馬廻之内村瀬左近就病者、当分御奉公難相勤候、御城下に罷在、火之用心も氣遣に存候間、唯今之屋鋪指上、石黒小右衛門上ヶ屋鋪拝領仕度候旨、叔父富永小右衛門就願、則達 御聽候処、右屋敷替可被下旨被 仰出候条、被得其意、被相渡之、唯今之屋鋪可被取上候、恐々謹言、

寅 十二月廿五日

奥村因幡 判

前田対馬 判

横山左衛門 判

本多安房 判

武部四郎兵衛殿  
高山勘兵衛殿  
野村伊兵衛殿

(108) 大屋鋪割屋敷に仕相渡申事

一、大屋鋪にて相應之拝領人も無御座屋敷八、割屋敷に仕、相渡可申哉之旨、絵図を以年寄中迄奉伺被 仰出候得は、割屋鋪に仕候、

此儀、先々御普請奉行前々より仕来候、何時分より割屋敷仕来候哉、相知不申候、

(109) 一屋舗兩人江割屋敷に仕相渡申時分余歩請地に為仕様之事

一、一屋敷兩人江割屋敷に仕相渡申時分、余歩御座候得は、両方江<sup>(等)</sup>当分に為致請地申候、乍然式拾歩より内之余歩に御座候得八、壹人に為請申候、子細八式拾歩より内之余歩、<sup>(等)</sup>当分に仕候得は、拾歩より内に罷成申候、拾歩より内之余歩は、其屋敷に附ケ、前々より地子銀取立不申候に付、右之通に仕来候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉、相知不申候、

(110) 小屋舗を合、一屋敷に仕并道附替申事

一、小屋敷を合一屋敷に仕、歩数相応之者江触遣、拝領仕度由願候得は所之義、紙面年寄中迄奉伺、可被下旨被 仰出、御屋敷打渡申候、且又中通道在之候得は、附替相渡申義も御座候、此儀先々<sup>(之)</sup>御普請奉行前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、

右之趣に付、元禄拾四年永原藤七郎、御鷹師六人、上ケ地拝領仕候時分、中通之道附替打渡申候、

(111) 隣屋敷と申談及断拝領屋敷割直申事

一、御屋舗拝領仕置候者両方共家作無之、互に屋敷なり悪敷候間、割直申度由願書付、夫々頭添紙面、御普請奉行宛所にて指越候得は、年寄中江相達、御普請奉行罷出、割直申義も御座候、近例八、

元禄三年那古屋市之助・芝田久丞家類焼仕、互に家作無之、屋敷なりも悪敷にて割直申度由、及断人々頭より申越、其趣年寄中江相達、先々御普請奉行罷出、屋敷割直相渡申候、

(112) 子細有之居屋敷居住難仕、替地奉願被下、跡屋舗重て渡屋敷に仕事

一、子細有之居屋敷居住難仕、替地被下者之跡屋舗、歩数相応之者拝領仕度旨奉願候得は、所之義、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、

此儀、先々御普請奉行前々より仕来候近例は、

井上久太郎・井上久兵衛一所に御屋敷拝領仕罷在候処、井水無之旨にて延宝五年に屋舗替仕候、跡屋舗同六年に井上七之助拝領仕候、

(113) 拝領屋舗之外請地之分取上候事

年寄中紙面拾一ヶ條之内年号相知不申候、

一、拝領地之余請込在之屋敷、一屋舗に可罷成候者、取上可被申候、又請込一屋敷より少分にても隣に今度渡り屋舗在之、其歩数不足候は余地之請込取上、一屋舗にたし候て渡可申事、

閏十二月廿六日

奥村因幡 判

前田对馬 判

湯治  
津田玄蕃  
在江戸  
今枝民部

横山式部殿

多賀左近殿

熊谷久右衛門殿

津田二郎左衛門殿



岡田重右衛門殿

右之趣に付、御算用者高柳故吉左衛門上地八拾九步式尺五寸在之、御算用者小頭桐山吉兵衛拝領仕度旨奉願候、吉兵衛知行当り歩百式拾歩に付、三拾歩三尺五寸不足仕、隣水上十郎兵衛居屋敷之内請地七拾歩在之、不足分右請地之内を以引足、吉兵衛当り百式拾歩相渡可申哉之旨、先々御普請奉行・年寄中迄奉窺、相渡可申旨被<sup>(之)</sup>仰出元禄五年に打渡申候、

(114) 御加増被下者居屋鋪不足歩被下候事

一、御加増被下候者、居屋敷之内に請地在之、知行当り不足歩、右請地引足拝領仕度旨、又は隣屋敷請地有之、相對を以納得仕、請地指上可申旨、隣之者申候得は、不足分右上地引足拝領仕度旨願書付、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江差越候得は、取次年寄中迄上之申候、又は御加増に付、居屋敷不足分拝領仕度旨、前廉願書付上之可被下旨被<sup>(之)</sup>仰出、重て右不足分居屋敷之内、請地又は隣之上地引足、拝領仕度旨、御普請方役所江相断候へ八、不足分引足相渡可申哉之旨、所之義先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被<sup>(之)</sup>仰出候由、右書付并紙面、年寄裏書を以申渡候得は、居屋敷之内請地引足相渡申義は、前々より御普請奉行罷出相渡不申、請地之歩高を以、不足分指引仕、於御普請方役所、御屋敷請取帳判形為仕候、隣上地引足相渡申時分八罷出、引足歩迄打渡、有来候居屋敷之分相改申義無御座候、

右打渡不申義并打渡申義、被<sup>(之)</sup>仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候右両品近例は、

土師清大夫御加増被下、不足歩居屋敷之内請地在之、貞享五年拝領仕候時分打渡不申、於普請方役所御屋鋪請取帳に判形為仕候、

水野次郎右衛門御加増被下、不足歩後隣丹羽織部・津田次郎左衛門請地之内を以、貞享三年引足<sup>(之)</sup>拝領仕候時分、先々御普請奉行罷出、引足分打渡申候、

(115) 明屋敷畠請仕、先年より居屋敷之内江囲込置候屋敷取上渡屋敷に仕事

一、惣て明屋敷畠請に為仕候時分、家作之義八勿論、四つ目垣之外、慥成垣も仕間鋪旨、畠請書付文言に為相調、居屋敷続之明地隣之者畠請仕候者、囲込不申様に可仕旨、前々より地子肝煎共にも急度申渡置候処、先年より居屋敷続之明地隣之者、畠請に仕、居屋敷之内江囲込置候、屋敷取上、渡屋鋪に仕義も御座候、

此儀被<sup>(之)</sup>仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、近例は、

永田新兵衛上地、井上源左衛門畠請に仕、居屋敷之内江囲込置候処に天和三年に右上地取上、御算用者中田市郎左衛門江相渡申候、

(116) 知行当りより広屋鋪地形悪敷分余歩請地為仕候事

寄合所にて相極拾四ヶ条之内年号相知不申候、

一、被下屋鋪余歩多ク御座候共、悪敷所之分は為請込可申事、

右之趣に付、地形悪敷屋敷、歩数相応之者江触遣、望申者無御座候得は、縦令御知行式百石当り之御屋鋪、百石被下者江も触遣、拝領仕度旨申候得は、其趣先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被<sup>(之)</sup>仰出候得は打渡、余歩請地に為仕候近例は、

中黒道随上地、天和元年藤田平兵衛拝領仕候時分、歩数千式百五拾八歩三尺之内、平兵衛知行当り歩高六百歩拝領仕、残て六百五拾八歩三尺請地に仕候、先々御普請奉行平兵衛方江遣候紙面

之写、左に記、

天和元年先之御普請奉行紙面

御自分替屋敷御願之通、去暮被 仰出、則今日打渡申候、此屋敷貴様江打渡可申哉と窺書付上ケ不申候以前に、去年十一月十日於 御城、奥村伊予殿御月番之時分、屋敷委細之義申上候処、勿論歩数千式百歩余大屋舗に候得共、右歩数之内四百八拾歩余八大穴にて、所により深サ三間計も有之旨に候得は、脇江渡屋舗に罷成義にて無之候間、中黒道随上ケ屋敷之分、不残御自分以来迄之本請込に可申談旨、御年寄中御四人共に御相談にて拙子共江被仰渡候、其御心得可被成候、以上、

辛酉二月十六日

野村伊兵衛 判

高山勘兵衛 判

菊地九右衛門不有合

藤田平兵衛様

(117) 剣術稽古所并御鉄炮張請地之事

一、御屋敷当り歩数より広候ても、剣術稽古所に仕度候間、当歩数之外余歩請地に奉願候、并御鉄炮張居屋敷当歩之外、細工所六拾歩相渡候、外に中打場仕度由にて余歩請地に奉願候得は、歩数百歩より上之余歩にても承届、其趣書記、所之義相渡可申哉之旨、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、屋敷打渡申候、

此儀先々御普請奉行、前々より仕来候近例は、

剣術稽古所御断申上、寛文七年山崎伊兵衛歩数百歩請地仕候、御鉄炮張大橋久丞、元禄十三年御屋敷拝領仕候時分、当歩之外六拾歩、細工所七拾歩請地仕候、

(118) 上屋舗御用地被 召上、下屋敷之内に請地在之、則上屋敷之替地に拝領仕事、又は請地在之候ても外にて替地拝領仕事

一、横山故山城守并奥村伊予上屋敷御用地に被 召上、替地拝領仕候時分、山城守下屋敷之内請地不残拝領仕、不足分別所にて拝領仕候、伊予替地拝領仕候時分、下屋敷之内請地御座候得共、替地別所にて拝領仕候、

(119) 下屋舗之内与力上ケ地在之請地仕事

一、与力屋敷、先年寄親下屋敷之内にて居屋敷拝領仕罷有候者、小立野・泉野両所与力町之内江引越申跡屋敷他之者拝領仕候得は、下屋敷之内江入込申に付請地に仕度旨、書付御普請方役所江出候得八、其趣年寄中江相達、請地に為仕候、

此義前々より請地為仕候近例は、

前田万之助下屋敷之内与力上地在之、請地に仕度旨、元禄貳年万之助奉願、其趣年寄中江相達、歩数六百七拾三步五尺六寸請地に為仕候、

(120) 侍町之中明屋敷有之請地仕事

一、侍町之中に明屋敷在之、隣屋敷之者当分畠請に仕置、数年請取人も無御座、本請地に仕度旨、相断候得は、為請込申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より請地に為仕候、何時分より仕来候哉相知不申候、近例は、

多賀予市右衛門隣久田故金左衛門上地歩数式百八拾式歩三尺御座候、御屋鋪拝領可仕相応之人々江触遣、請取不申候に付、元禄四年予市右衛門請地に為仕候、

(121) 地子地続に明屋敷在之地子地に申付事

一、地子町之中并同続に明屋鋪在之、歩数相応之者江触遣、請取不申屋敷、又は川端等に空地有之、地子屋敷願申者御座候得は、地子地に申付義も御座候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、何時分より仕来候哉相知不申候、右両品近例八、

木ノ新保町之内定番御馬廻吉田七左衛門上地、元禄四年地子地に申付候、

香林坊橋之辺堀端之空地、元禄四年地子地に申付候、

(122) 川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者請地在之、屋敷之内崩申旨及断候得は請地之地子銀引申事

一、川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者、請地在之屋敷之内崩申旨及断候得は、御屋敷方役人差遣見分為仕、崩候歩数之図を以請地之地子銀引申候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

玉泉寺後悪水通之端に罷有候定番足輕小頭佐藤権兵衛并野田寺町かけ縁に罷有候日蓮宗高岸寺居屋敷之内、請地在之候処に、元禄拾貳年右兩人居屋敷之内崩候に付、請地之地子銀引申度旨地子肝煎方江兩人共に及断申旨、右肝煎御普請方役所江相断候に付、御屋敷方役人差遣、見分為仕候処に、請地の歩数より多崩申に付、兩屋敷共に請地不残地子銀引申候、

(123) 川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩、居住難仕旨相断候得は地子銀引申事

一、川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩、居住難仕旨、地子肝煎書付を以、御普請方役所江相断候得八、御屋鋪方役人差遣、見分為仕、居住難仕躰に候得八、其趣町奉行中江申遣、地子銀引申候、替地相渡申義八無御座候、

此儀被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、

小立野かけ原町川端之地子家壱軒、元禄十六年七月三日之洪水にて流、居屋敷崩、家作難仕旨、地子肝煎書付を以御普請方役所江相断、御屋鋪方役人差遣、見分為仕候処に居住難仕躰に付、其趣町奉行中江申遣、地子銀引申候、

(124) 百歩より上之余歩為致請地不申、又は請地に為仕申義在之事

先之御普請奉行勤仕帳之内

一、屋鋪当歩之外、余歩百歩より内は請地に申渡、百歩より上は為致請地申間鋪候、

此儀、寛文拾年年寄中先々御普請奉行江申渡候、乍然百歩より上にてても、品により跡々為致請地申候、近例は、

恒川又助御屋敷拝領仕候時分、屋鋪前口狭、門口等難附御座候得共、余歩有之候間、拝領仕度旨奉願候に付、当歩之外余歩請地に為仕相渡可申哉之旨、先々御普請奉行紙面を以年寄中迄奉窺、可被下旨被 仰出、又助当歩之外歩数百三拾九歩四尺請地に為仕、貞享貳年に打渡申候、津田玄蕃下屋敷替地、南広岡村領百姓地之内被下屋敷打渡申時分、地なり悪敷、空地歩数百三歩式尺八寸出来仕、田畠にも難成百姓迷惑仕旨に付、先御普請奉行僉議仕、元禄拾四年右歩数玄蕃請地に為仕候、

(125) 屋鋪替之事

寛文拾一年寄合所書出

一、向後御家中面々居屋鋪何とそ居住難仕断在之、指上申度旨申者於在之は、其断承届、尤之品に候者其節替屋敷可被下之、但私之義にて断難立事は、向後取次被申間敷事、

三月十六日

寄合所書出

右之通に付、居屋敷之内崩候歟、何とそ居住難仕申立有之、屋敷替仕度旨願書付、夫々頭支配中より年寄中宛所にて、御普請方役所江書付指越候得は、私共并御普請方御横目罷出見分仕、居住難仕様子見届、其趣絵図に記、私共奥書仕、右願書付相添、年寄中迄上之申候、右之品に付留帳之写、左に記、

延宝七年留帳之内

御小將前田六之丞・堀半右衛門替屋敷仕度願之書付、御添書被成被下候に付、私共も格之通、罷出見届申段加奥書持参仕、御老中江委細申上候処、跡々悪屋敷、或井水無之と御断申上、替屋鋪仕人々之跡屋鋪、其分にて明屋敷成、在之者なく候、左候者私共僉議不詰に成可申候、向後替屋敷仕人々跡屋鋪、以来迄御屋敷拝領人請取申間敷に究候旨、拙子共慥申上候は、書付御上ケ可被成候、左様に無之におゐて八、自今以後替屋敷之書付、御前江御上ケ難被成旨被仰聞候、御訟訴申上、替屋敷仕候衆之跡屋鋪、已後迄請取人有之間敷段、私共慥請合申義は不被成候、兎角是已後替屋敷之義は先不調格に成申候、数度御老中之御前江罷出、是跡之義も様子申上候得共、不罷成候、此上は了簡無御座候、則書付致返進候、以上、

二月廿八日

野村伊兵衛

高山勘兵衛

武部四郎兵衛

半田五郎左衛門様

平岡五左衛門様

青木主計様

右之趣に付、私之義にて屋敷替仕度旨書付取次不申候、乍然竹中伊兵衛先年屋鋪替願申節、年寄中申聞候は、伊兵衛義は一僕、其上御用をも相勤、毎年江戸江罷越、当地御用所江も毎日罷出申者に候得は格別候間、屋敷替之書付取次可申旨先々御普請奉行江申渡候に付、其砌取次上之、替屋敷被下候、

(126) 御鷹匠替屋鋪并御鷹匠跡屋鋪他組江相渡申事

一、御鷹匠屋敷上ケ地御座候ても他組江相渡不申、与力屋敷同事に、所之義不及奉窺、相渡可申旨奥村壱岐・前田備前先々御普請奉行江申渡候、

右御鷹匠屋鋪不及奉窺相渡可申由に候得共、子細有之、当歩数より広屋敷拝領仕度旨奉願候得は、相渡申義も御座候、先々御普請奉行覚書、左に記、

元禄元年先之御普請奉行覚書

御鷹匠清水与兵衛唯今迄之居屋鋪、前口四間奥江拾八間余有之、御鷹外架可仕様無御座候、其上鶴しゝ被仰付候時分八、御鷹三居しゝ仕に付、二居別所に指置難義仕候、然所今度黒田弥兵衛・同甚助別所にて御屋敷致拝領、只今迄之居屋敷指上申候、此兩人元屋敷に八、幸御鷹部屋三軒御座候間、此屋敷拝領仕、唯今迄之居屋敷指上申度旨書付若御年寄衆迄出候、御鷹匠町之義は、与力屋鋪同事に一繩にて相渡、外之者拝領不仕所に有之候得は、当秋与力大嶋浅右衛門屋敷、願之格にて御耳に不及立、御年寄衆御了簡にて押御状被下候得は、事済不申義と思召、つかへ申義も無之候哉と前

田備前殿・奥村因幡殿御兩人、杉江平丞江御尋に付、被仰聞候通御尤奉存候、滞申義も無御座候、乍然先年御鷹匠伊藤五助親死去仕候時分、親屋敷には家作有之、其身拝領屋敷、未家作不仕候間、親屋敷拝領仕、其身屋敷指上申度旨奉願候時分は、達御聴可被下旨被仰出候由、御年寄衆御裏書相調事済申候、且又役所張紙に、輕きもの共も向後替屋敷之義不罷成候、但、惣繩之足輕又は御鷹匠などの屋鋪之義は格別に候、如斯在之に付兩様写、因幡殿被仰候は、得御内意候処、与兵衛願之通可被下旨被仰出候、与兵衛当余歩八如何可仕哉と御尋に有之候旨被仰候に付、百歩より内は私共心得を以其屋敷に附、請地申付候、弥兵衛・甚助元屋鋪与兵衛当七拾歩・御鷹部屋三拾歩、以上百歩拝領仕候、外五拾歩八請地に被仰付可然奉存旨申上候処、左候者押御状可被下候、向後達御聴不及申候間、此度被得御内意候段、押御状に八御調被成間敷候旨被仰渡、押被下候に付弥兵衛・甚助先屋鋪与兵衛に相渡入、

十月十二日

奉  
杉江平丞

右押状、左に記、

以上、

黒田弥兵衛元屋敷清水与兵衛に相渡、尤当之余歩は請込被申付、与兵衛只今迄之屋敷可被取上之候、以上、

(元禄元年)  
戊辰十月十四日

前田対馬 判  
前田備前 判  
津田玄蕃 判  
奥村因幡 判

駒井庄大夫殿

菊地九右衛門殿

杉江平丞殿

御鷹匠屋敷之義は他江相渡不申処、元禄十二年先御普請奉行覚書を以年寄中迄相尋候処、他組江も相渡可申旨申渡候覚書、左に記、

元禄十二年先御普請奉行覚書

小立野御鷹部屋跡屋敷并御鷹匠上地共、他江相渡申間敷旨先年各様被仰渡候、弥其通に相心得罷有可申候哉、但相応之人々江相渡可申候哉、

八月廿二日

浅加十郎右衛門

右口上書を以年寄中迄相尋候処、先見合可申旨被申渡候、  
重て元禄拾三年年寄中江先御普請奉行相尋候覚書

覚

- 一、大乘寺跡屋敷
- 一、御鷹部屋跡屋敷・御鷹匠上地
- 一、今枝故伊兵衛上地

右渡屋鋪に可仕哉之旨最前各様迄相伺候処、先見合可申旨被仰渡候、弥渡屋敷に仕候義見合可申候哉、被仰渡次第に奉存候、以上、

十月廿三日

浅加十郎右衛門

元禄十二年先御普請奉行覚書

出雲殿より申来、越後屋敷江罷出候処、被仰渡候趣、先日十郎右衛門申聞候は、大乘寺跡屋鋪、御鷹部屋并御鷹匠上ケ地渡り屋敷に可仕哉之旨に付、御僉議被成候処、渡り屋鋪に四ヶ所共に可仕旨、被仰渡候、

十一月

高木庄兵衛

右之通に付、渡屋敷に仕候、

(127) 同身代之者替屋鋪之事

一、同身代同步敷之屋鋪に罷有候者、才川口或浅野川辺に互之親・兄弟在之、他国詰等仕者、勝手に宜候間、屋鋪替仕度由願書付、夫々頭支配奥書仕、御普請方役所江出候得は取次年寄中上之、可為願之通旨、被 仰出由、右書付年寄中裏書を以申渡候得八打渡不申、兩人共に御普請方役所罷出、御屋敷請取帳に判形仕候、

右書付取次申義被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、先年八書付取次上之候得共、近年八ヶ様之願仕者無御座、先例は、

別所治右衛門・佐藤喜右衛門、同身代居屋敷同步敷に付、互に屋鋪替仕度旨、寛文拾年願書付上之候処に、可為願之通旨被 仰出、屋敷替仕候、

(128) 先祖代居屋鋪売候歟又は屋敷指上候者貸屋鋪之事

延宝四年先之御普請奉行覚書

一、先祖代家屋敷売候面々、子孫代屋敷為致請地可申旨、<sup>(延宝四年)</sup>辰七月対馬殿御月番之節、於 御城被仰渡、<sup>(普請奉行)</sup>武部四郎兵衛承候、

延宝四年八月四日

先祖代々屋敷売候歟、又は上ヶ候て、屋敷所持不仕候者御屋敷願申候ても、書付前々より取次不申候、身代相応之屋敷地子銀出、借り屋敷仕度旨書付、夫々頭支配中奥書仕、御普請方役所江差越候得八、年寄中へ相達貸置申候、右貸屋敷に罷有候者病死仕、跡目兄弟に被下候得は、弟義御屋敷奉願度旨書付、頭奥書仕、指越申候得八、取次年寄中迄上之申候、近例は

寺西十蔵借屋敷に罷有病死仕、跡目兄弟御配分被 仰付、弟寺西孫九郎貞享弍年御屋敷奉願候処、可被下旨被 仰出候、

右借屋敷仕者、御屋敷奉願候ても書付取次申間敷旨、被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々御普請奉行より取次来不申候、僉議之品相知不申候、

(129) 貸屋鋪仕事

一、町医師之内、御屋敷拝領仕罷在候者病死仕、其せかれ親同事に療治仕候間、跡屋敷地子銀出、借罷在申度由、願書付に町奉行奥書仕、御普請方役所江指越候得は、前々貸置申候、

一、町医師之類并狩野三徳・前田大七郎母、ヶ様之類之者、借り屋敷仕度由、夫々支配又は地子肝煎を以御普請方役所江書付指越候得八地子銀為出、前々貸置申候、

一、青山甚五兵衛最前御屋敷拝領仕罷在候処、其已後知行当之御屋敷被下候に付、跡屋敷上之可申候得共、厄介人御座候に付、先屋敷借り置申度由、御普請方役所江相断申に付、地子銀為出、元禄六年より貸置申候、

一、地子肝煎之内屋敷所持不仕者、夫々才許所之内、明屋敷在之候得八、地子銀為出貸置申候、

右四ヶ条其時々先々御普請奉行、年寄中江相達貸来申候、

(130) 御徒組屋敷願置候所之事、

一、御徒組屋敷、先年御徒頭奉願置候所之内、屋敷上ヶ候者在之候得八、御徒之内家相对を以買請、

組屋敷相極申迄、借屋敷に仕度旨、其頭より年寄中江相達、貸置可申旨申渡由、右頭より紙面を以、御普請方役所江申越候得八、貸置申候、右借屋敷に罷有候者病死等仕、屋敷指上、其屋敷同組御徒家買居に仕、借屋敷に仕度旨に候得八是又同格前々貸置申義も御座候、其外御大工并御扶持方大工、町会所支配之者、親時分に右願所之内に御屋敷拝領仕罷在病死仕、跡屋敷上之候得共、御徒組屋敷相極申迄、当分せかれ指置申度旨、夫々支配中より年寄中迄相達、其趣御普請方役所江紙面指越候得八、前々より貸置申候、

御徒組屋敷願所之外、親時分所々にて御屋敷拝領仕罷有病死仕、跡々屋敷之義、せかれ御徒にて当分借り罷在度旨に候得八、右之格を以其通貨置申候、此格に准、元禄拾六年より御徒之外にても親跡屋敷、せかれ御屋敷可被下者に候得八、御屋敷所拝領仕迄当分借屋敷に仕罷有申候、

右、御徒組屋敷六組共、貞享四年御徒頭願上候時分より右之通に仕来候、才川御接来畑近所并新豎町後水溜近所御徒組屋敷、願所に罷在候他組之者、先年類焼之人々居屋敷御徒組屋敷に罷成候時分八、何時にても家壊取可申候間、家作仕度由願候得八、為致其通に申候、又八右願所之内屋敷指上、替地拝領仕度由奉願者八書付上之、可被下旨被 仰出、屋敷相渡申義御座候、両品近例は、

御算用之者藤井小兵衛、才川御接木畑近所御徒組屋鋪願地之内御屋鋪拝領仕罷有、元禄三年類焼にて家作仕様時分、何時にても此所御徒屋敷罷成候は、家壊取可申旨相願、先々御普請奉行承届、其通に仕候、

御算用者河合源助、右同所に罷有、類焼にて居屋敷差上、元禄十四年於別所、御屋鋪拝領仕候、

(131) 卯辰山観音之下御徒屋敷請地在之候ても地子銀取立不申事

元禄元年年寄中紙面

一、長谷観音山之下之内

村金左衛門組

一、同断

不破平左衛門組

右両組御徒居屋敷に可相渡旨被 仰出候、則絵図頭中より可相達候条、朱引之内可被相渡候、以上、

戊辰八月廿九日

津田玄蕃 判

横山筑後 判

奥村因幡 判

奥村伊予 判

前田佐渡 判

本多安房 判

菊池九右衛門殿

駒井勝大夫殿

杉江平之丞殿

元禄元年先之御普請奉行御徒頭へ遣候紙面之留

一、各様御組御徒居屋敷、長谷観音山之下可相渡旨、当八月廿九日御寄合衆より御折紙被下候、左候は右之所に唯今罷在候御両組、御徒居屋敷当步之外、請地在之者八、当年八半地子、来年より地子銀皆引之首尾に御座候間、左様に御心得可被成候、為御案内如斯御座候、以上、

十二月十四日

杉江平丞

菊池九右衛門

駒井勝大夫

村金左衛門様

不破平左衛門様

右之趣に御座候得共、屋敷今以打渡不申候、僉議之品存知〔<sup>(無之カ)</sup>〕候、御徒居屋敷当歩高  
之外請地在之分、其砌より地子銀取立不申候、

(132) 新地之寺庵御停止之事

寛文拾年年寄中紙面

一、新地之寺庵、従跡々雖為 御停止、重て承応三年弥可相守之旨被 仰出候上は、地子地に在之候  
寺庵御用地に被 召上候歟又は居屋敷等に被下候共、向後承応三年より已来之寺庵八、地子屋敷に  
も差置申間敷旨被 仰出候、可被得其趣候、恐々謹言、

戌 八月十九日

前田対馬 判  
奥村因幡 判  
横山左衛門 判  
長九郎左衛門 判  
本多安房 判

御普請奉行

延宝貳年年寄中紙面

覚

一、先年如被 仰出候、承応三年以前出来之寺庵之屋敷、御用地に被 召上候歟又は被下屋敷に相渡  
候者、其替地町端之地子明地之内を以請させ可被申候、向後百姓地八為請被申間敷候事、  
一、古来より金沢に罷有、中頃御領国之内、又は他国江罷越、其已後金沢江立帰、先規を申立、寺屋鋪  
望候共、為請被申間敷候事、  
一、御領国之内跡々に罷有、其所勝手悪敷旨にて金沢へ罷出請地望候共、又為請被申間鋪事、

寅八月廿四日

奥村因幡 判  
前田対馬 判  
横山左衛門 判  
本多安房 判

武部四郎兵衛殿  
高山勘兵衛殿  
野村伊兵衛殿

年寄中紙面拾巻ヶ条之内年号相知不申候

一、惣構より内侍屋敷并町屋に交り在之寺庵方之分、泉野にて替地被下候間被打渡、何も取上可被申  
候、

但、本願寺宗旨寺々之儀八、其儘可被指置候事、

右之通に御座候得共、本願寺宗旨之外、侍屋鋪并町屋に交有之寺庵、所々に御座候、

(133) 地子町之中に罷有庵之事

元禄三年先々御普請奉行・町奉行江遣候紙面之留

一、地子町之内出家道心居来候者八、格別新規に家作仕候歟家を買罷越候者八指置申間敷旨地子肝煎  
共江先頃申渡候に付、実否御聞被成度由、弥其通に御座候間、左様御心得可被成候、寺号在之出家八  
勿論之義御座候、且又地子方地論等之義は可承届候間、此方江も可申聞旨申渡置候、以上、

十二月四日

戸田清大夫



江守平左衛門様

和田小右衛門様

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、元禄三年より改来申候、

(134) 町屋居屋敷境論仕屋敷取上様之事

一、元禄三年類焼之所屋敷相改申時分、横安江町地子地之後、本町と屋敷境に空地有之、相改置候処、前通りに罷有候地子人たはこ屋六兵衛・塩屋治兵衛、右空地請地に仕度旨、才許之地子肝煎江相断申内、同続に罷在候地子人田上屋又三郎、右空地又三郎居屋敷之内に候由申候に付、相断申旨、六兵衛・治兵衛書付・絵図相添、御普請方役所宛所にて、地子肝煎奥書仕出之候に付、又三郎手前遂吟味候処、弥空地に相極候、先々御普請奉行(之)僉議仕、又三郎申分(非)悲義に付、向後縮之ために候間、又三郎居屋敷取上可申旨、右肝煎に申付候段、元禄三年九月晦日、町奉行中江紙面を以申遣候、右又三郎義、銀見にて御隠密御用相勤、手支に罷成候間、其通に指置申度旨大銀奉行より詫申に付、其通に仕度旨、同年十一月十八日、町奉行中より紙面を以申越候に付、取上置候又三郎屋敷前口壱間通減、残所に又三郎指置可申旨、肝煎并又三郎御普請方役所江呼寄申渡、其趣町奉行中江紙面を以申遣候、右、減候地并空地之所、六兵衛・治兵衛請地に申付候、

一、元禄六年御寺方境内相改候様に被 仰出、宝円寺屋敷門前地共に先々御普請奉行(之)罷出相改候処、門前と本町と屋敷境、本町之地門前地之方江入込在之由、本町之者共申懸、門前之者共聊本町之地入込不申旨にて境論仕候に付、大絵図之面を以本町之方間数等相改候処に、大絵図之面より間数多ク在之候に付、其分伐出可申旨本町之者共へ申渡候処、人々家作へ懸り迷惑仕旨達て相断候に付、右余地本町之者請地に申付、地子銀為出之申候、

(135) 侍并寺庵居屋敷続地子地又は百姓地之家為買継不申事

一、地子地并百姓地続に罷有候侍并寺庵居屋敷鋪続に売家在之、買継申度旨、地子肝煎江申達候得は、御普請方役所江右肝煎相断、先々御普請奉行(之)前々為買継、居屋敷之内江困込申候、

右之品、元禄十六年より御普請方役所江相断候ても貪着不仕候、

一、地子地に罷有居屋敷続百姓買継并百姓地之方より地子地買継申度旨、前々は地子肝煎迄相断、其趣町奉行中江相達為買継候処、元禄三年類焼仕所相改候得は、壱人之屋敷・地子地・百姓地入込、境目難決御座候に付、先々御普請奉行致僉議、元禄三年より互に為買継申間敷由、肝煎共江申渡置候、

(136) 寺屋鋪崩候歟又は子細有之居住難仕替屋鋪奉願候事

一、寺屋鋪かけ縁などに罷在、崩候て居住難仕候得は、替屋敷拝領仕度由願書付、頭寺并寺社奉行奥書仕、御普請方役所江指越候得は、前々取次年寄中迄上之可被下旨被 仰出、願屋敷有歩之通又は先屋敷之歩数、又は先歩数一倍被下義も御座候、右之品左に記、

元禄八年年寄中紙面

覚

一、五千八百四拾三步余

右之歩数石川郡寺地村領之内にて寺屋敷被下候に付、御算用場奉行江申渡候条、屋鋪相渡候刻、各も被罷出、右奉行示談候て可被打渡候、尤只今迄寺地式千百七拾六歩并安房守貸置候分・塔頭屋敷共千四百九拾壱歩余可被取上之候、以上、

乙亥七月廿二日

横山左衛門 印

前田对馬 印

村井出雲 印

長九郎左衛門 煩

江戸前田備前

江戸奥村壹岐

高畠久兵衛殿

高木庄兵衛殿

前田清八殿

右禅宗大乘寺替屋敷被下候時分、先屋敷歩数一倍被下旨、年寄中覚書を以、先御普請奉行江申渡、元禄八年屋敷打渡申候、右覚書左に記、

元禄八年年寄中相渡候覚書

大乘寺唯今迄之寺地 式千百七拾六歩

右歩数一倍にして 四千三百五拾式歩

安房守貸置候時分、塔頭屋舗共 千四百九拾壹歩余

二口

合五千八百四拾三步余被下之候、

日蓮宗法蓮寺上地、浄土宗大円寺拜領仕度旨願書付上之、可被下旨被 仰出候由、右書付年寄中裏書を以先御普請奉行江申渡、元禄十三年屋舗打渡申候、右上地歩数不残拜領仕候、

年寄中紙面年号相知不申候、

開禅寺屋敷之義、長九郎左衛門方より就被申上、替屋敷野田寺町之続にて先屋敷歩数可被下旨被仰出候間、打渡可被申候、以上、

丑十一月廿二日

奥村因幡 判

奥村河内 判

津田次郎左衛門殿

久津見忠兵衛殿

近藤新左衛門殿

右之趣に付先屋敷歩数打渡申候、

(137) 家屋舗立申者引料之事

万治三年御定

家屋敷立申引料之覚

一、六拾石より五拾石迄 式百目

一、百石 式百五拾目

但はした知行有之時は式拾四石迄下江付、式拾五石よりは上江可付、

一、百五拾石 三百目

一、式百石 三百六拾目

一、式百五拾石 四百三拾目

一、三百石 五百目

一、三百五拾石より四百石迄 六百目

一、四百五拾石より六百石迄 七百目

一、六百五拾石より七百石迄	八百貳拾目
一、七百五拾石より八百石迄	九百五拾目
一、八百五拾石より九百石迄	壹貫百拾目
一、九百五拾石より千石迄	壹貫貳百八拾目
一、千五拾石より千三百石迄	壹貫四百七拾目
一、千三百五拾石より千五百石迄	壹貫六百八拾目
一、千五百五拾石より千七百石迄	壹貫九百貳拾目
一、千七百五拾石より千九百石迄	貳貫百八拾目
一、千九百五拾石より貳千石迄	貳貫四百六拾目
一、貳千五拾石より貳千三百石迄	貳貫七百七拾目
一、二千三百五拾石より貳千四百石迄	三貫目
一、貳千四百五拾石より貳千七百石迄	三貫四百六拾目
一、貳千七百五拾石より貳千九百石迄	三貫八百四拾目
一、貳千九百五拾石より三千石迄	四貫貳百四拾目

御切米取

一、九拾俵より八拾俵迄并御茶堂・医師給金銀取	貳百五拾目
一、七拾俵より六拾俵迄	貳百目
一、五拾俵より三拾俵迄、知行五拾石より下歩行並	百五拾目
一、足輕・裁領・餌指・御台所・役懸・板前・御大工・掃除坊主	百目
一、本座御小人・御草履取・御馬捕	七拾目
一、能登・越中・小松より引越申者迄石当に三割半増銀可被下事、	
一、金沢に家屋敷持、能登・越中・小松より引越申者八石当に三ヶ一可被下事	
一、金沢に屋鋪持、番小屋迄在之者は石当に三ヶ二可被下事	
一、与力・又家中にても石之当可被下事	
一、金沢より能登・越中・小松江引越申者八三割半増銀可被下事	

町人

一、役家	前口	壹間に	四拾目
一、同		壹間に	六拾目二階作

右図之通に引料被下候条被得其意、可有裁許候、以上、

御印

万治三年七月十三日

今枝民部  
奥村因幡  
前田対馬

屋鋪御奉行

右引料 御定写帳之上に付札在之候、左に記、

付札

地子家立料 御定

一、五歩より内壹歩に付	三匁宛
一、拾歩より内壹歩に付	貳匁五分宛
一、貳拾歩迄壹歩に付	貳匁宛
一、貳拾歩より上八壹歩に付	壹匁五分宛

右は先年相究申候、以上、

辰 二月十一日

右付札之趣に御座候得共、地子屋敷之分相立候共引料被下間敷事と、年寄中紙面を以、先々御普請奉行江申渡候紙面之写、次之ケ條に記置申候、

(138) 本町筋之内屋敷相立候者引料可被下、地子屋鋪之分は引料不被下候事

年寄中紙面年号相知不申候

一、自然屋敷致不足、本町筋之内於被立は、其町人に引越可被下候、地子屋鋪之分ハ引料被下間鋪事、

(万治元年)  
閏十二月廿六日

(庸礼)  
奥村因幡  
(孝貞)  
前田对馬  
(正忠)  
津田玄蕃  
(近義)  
今枝民部

横山式部殿  
多賀左近殿  
熊谷久右衛門殿  
津田次郎左衛門殿  
岡田十右衛門殿

(139) 遠所江引越罷在候者、病氣罷成御断申上罷歸候者越料不被下候事

一、遠所江引越申者并遠所より御当地江罷歸候者、越料銀被下候 御定御座候得共、病氣に罷成、役儀御断申上罷歸候者には、越料銀不被下候

此儀高崎半九郎小松江引越罷有候処、病氣に罷成役義御断申上罷歸候時分、越料銀不被下候、詮議之品并年号相知不申候、惣て遠所江引越申者又ハ御当地江罷歸候者、越料銀請取申度旨御普請方役所江書付出候得ハ、御普請奉行奥書仕、小払銀之之内相渡申候、越料銀請取可申者にてても書付出不申候得は、御普請方役所にて前々より貪着仕儀無御座候、

右越料銀小払銀之内、御普請奉行奥書を以為請取申義、被 仰出又八年寄中申渡候紙面にも無御座、前々より仕来申候、且又越料銀請取可申者にてても書付出不申候得ハ、其通に仕置候義、僉議之品相知不申候、

(140) 寺庵引料之事

寛文十式年年寄中紙面

一、宝円寺塔頭永昌寺引料之義、達 御聴候処、各図之通銀子拾枚可被下旨被 仰出候間、寺社奉行迄可被相渡候、恐惶謹言、

十二月十六日

(孝貞) 判  
前田对馬  
(庸礼) 判  
奥村因幡  
(忠次) 判  
横山左衛門  
(政長) 判  
本多安房

荒木善大夫殿  
武部四郎兵衛殿  
高山勘兵衛殿

(141) 平足輕より小頭に被 仰付者之類引料被下間鋪事

寛文十年寄合所書出

- 一、平足輕より小頭に被 仰付、屋鋪替仕者手前引料被下間鋪事、
- 一、御長柄小頭より平足輕に罷成者、右同断、
- 一、何者によらず御切米取之分御加増被下、屋敷替仕人々、右同断、  
右之通、寛文拾年戌九月廿日に歩合申渡入、

(142) 互居屋鋪拝領仕罷在候者境論仕時分、罷出改候事

- 一、御徒渡部源七・御算用者服部久平、兩人屋敷境之困、生垣にて中通久平屋敷の方江張出申旨、元禄貳年互に及僉議、夫々支配中より年寄中江相達候処、罷出相改可申旨、先々御普請奉行江年寄中申渡、御徒頭并御普請奉行、其時分御普請方役所相勤候大御小將御横目、且又御算用者小頭罷出、兩方屋敷歩数相改候処、源七当り歩高之外三步余過仕に付、久平屋敷江附置生垣直に仕候、真言宗永久寺・日蓮宗円光寺屋敷境目相知不申候間、境目相立申度旨、元禄拾三年兩寺書付を以相断申旨、寺社奉行中より御普請方役所へ申越候に付、其趣先御普請奉行年寄中江相達候処、罷出、境目相立候様に申渡、御普請奉行并其時分御普請方役所相勤候大御小將御横目・寺社方与力壱人罷出、兩寺屋敷、元禄三年類焼之時分相改申間数を以境目相立申候、

(143) 新道附申事

先之御普請奉行動仕帳之内

- 一、行詰候て道を附可然所、絵図を以各江窺、町御奉行・御横目・御普請奉行罷出、弥遂見分、屋敷を切新道を附申義も御座候事、  
此儀先々御普請奉行、年寄中江書上置申候勤仕帳之内に書記置申候、何時分より極置候哉相知不申候、右之通前々仕候義、留帳等にも見当り不申候、

(144) 道せはき所町奉行申談広仕事

寛文五年町奉行へ遣候紙面之留

- 一、小立野与力町之口、最勝寺後通道事之外せはく往還に成申候間、最勝寺江断申入、則続にて替歩を遣、道広ケ申候条、早速株之通広ケ被申様に道御奉行へ可被仰付候、以上、

七月十八日

御普請会所

町御会所

(145) 侍并町屋居屋敷続道を隔、町家買置道付替、居屋鋪之内江困込申事

- 一、侍居屋敷続道を隔町家買置、道付替、買置候屋敷、居屋敷之内江困込申度旨、人々書付絵図相添、御普請方役所江相断候得八、道付替候ても支無之哉と近所町人共江相尋可申旨肝煎に申付、支申義無之旨に候得は、其趣組合頭方より書付取置、其上御屋敷方役人差遣見分為仕、支不申候得八、道付替為困込申候近例は、

笹嶋助左衛門居屋鋪続道を隔、町屋買置、道付替、居屋敷之内江困込申度旨、元禄十五年書付絵図相添、御普請方役所江相断、道為付替申候、

- 一、町屋居屋敷続道を隔、町家買置、道付替、一困に仕度旨願書付絵図相添、道付替候ても、つかへ無之旨、組合之者共奥書仕其上肝煎奥書仕、御普請方役所江出候得八御屋敷方役人差遣、見分為仕、つかへ不申候得は道付替させ申候近例は、

金屋町藤屋与三右衛門居屋敷続、道を隔、町家買置、道付替、一団に仕度旨書付絵図相添、元禄拾五年御普請方役所江相断、道為付替申候、  
右之趣、被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候、

(146) 屋鋪前通之道拜領地之内を以自分に広ク仕事

奥村因幡紙面年号相知不申候

一、同氏老岐組之内前田万之助下屋敷之前通道、事之外往還つかへ申候に付、内江式尺七寸通三拾五間引入、下屋敷之内を道に用可申候条、此段各江相達度旨万之助申候、老岐病中に付拙者方より如斯候、以上、

(貞享四年)  
三月八日

(惠輝)  
奥村因幡

菊池九右衛門殿  
北川八郎左衛門殿  
奥村市右衛門殿

右之趣、先々御普請奉行承届申候、

(147) 悪水通附申事

一、侍并町屋居屋敷悪水通、前々より有来水下支、水流不申旨、御普請方役所江相断候得八、水筋之者共江申渡、江さらへ為仕候、亦は跡先に悪水通有之中にて支申旨相断候得八、御屋鋪方役人差遣、見分之上にて、右之所外につかへ申儀無之所候得八、屋敷を切、悪水通を附申儀も御座候、  
此儀、被 仰出亦は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候近例は、  
三社宮之辺高島四兵衛居屋敷、悪水通跡先に有之、中程に水通無之に付、居屋敷之内水つかへ申段、紙面を以元禄十三年御普請方役所江相断申に付、御屋鋪方役人指遣、見分為仕候処に、右水つかへ申所、地子地にて外につかへ申儀無之に付屋鋪を切、悪水通を附申候、切申屋敷歩数之分は、地子銀引申候、

(148) 町人共屋敷之内水通附替申事

一、町人共屋敷之内水通有之、屋鋪之中を通り迷惑仕候間、一方江寄堀替申度旨願書付、町奉行添紙面仕、御普請方役所江指越候得八、御屋敷方役人見分為仕、差つかへ申儀も無御座候得は、為替堀申候、  
此儀被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来申候近例は、  
元禄四年大田屋又兵衛と申者、屋敷之内悪水通、屋敷之中を通り迷惑仕候間、入用之儀八自分仕、一方江寄堀替申度旨願書付、町奉行中添紙面にて差越、先御普請奉行承届、見分人遣為堀替申候、

(149) 門口附替申に付断之事

一、元禄三年に不破彦三門口附替申度旨、御普請方役所江彦三罷出相断、先之御普請奉行承届、為附替申候、

此儀被 仰出亦は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より承届置申候大絵図之表人々居屋鋪前通ヲ請、名書記置申に付、門口後之方亦是横江付替候得は、絵図之面相違に付、前々承届置候跡に御座候得共、御普請方役所江相断不申者も有之跡に御座候、

(150) 惣構之竹笋剪あらし不申様に可申付事

万治貳年 御定拾ハケ条之内

一、惣構之竹笋剪あらし不申様切々人を廻、念を入可申付候、竹卷候事は如跡々町夫可申付事、

此儀、寛文元年より町奉行支配罷成候由、御定写帳付札御座候、年寄中申渡候哉、其品相知不申候、付札之写左に記、

付札写

寛文元年より町会所裁許

(151) 惣構之竹御作事奉行江相渡申事

万治貳年 御定拾ハケ条之内

一、惣構之竹御作事奉行切手次第為切可申事

此儀寛文元年より町奉行支配罷成候由、御定写帳に付札御座候、年寄中申渡候哉、其品相知不申候、付札之写、左に記、

付札之写

寛文元年より町会所裁許

(152) 惣構番人屋鋪并土居之事

一、惣構裁許之義寛文元年より町会所支配罷成申候、僉議之品相知不申候、然共土居之義は、御普請方役所より可為支配旨、元禄三年年寄中口上にて先々御普請奉行江申渡候、乍然御普請方役所より土居修理仕義も無御座、今以町奉行修理申付候、重て僉議有之候哉相知不申候、

惣構番人屋鋪元禄三年類焼仕相改候処、堀を埋土居を崩申程御座候に付、間敷改置、帳面に記、右番人共判形為仕置、折々御屋敷方役人指遣吟味為仕、屋敷仕出申躰有之候得は、其分相改為伐出申候、番人代り申時分、於町会所誓紙申付候旨、町奉行中紙面指添、代り人に惣構肝煎相添、御普請方役所江指越候得八、歩数書記置候帳面為致判形申候、家修理仕時分も度々御普請方役所へ可及断候、見分人差遣可申旨右肝煎に申付置候、類焼不仕所も同格に仕置候、

此儀、先々御普請奉行元禄三年より仕来候、

(153) 惣構下苧竹請取申事

一、惣構下苧竹御普請方場印之紙面、町会所宛所にて元禄八年迄請取、御普請方役所并才川・浅野川々除御用に相立候処に、元禄九年より右竹非人小屋并道橋御用に相立候由にて相渡不申候、

(154) 惣構堀端に罷有候人々、石垣仕候時分断之事

一、惣構堀端に罷有候人々、石垣仕候歟又は石垣筑直申度旨、紙面を以御普請方役所江相断候得八、御屋鋪方役人差遣、見分為仕、支申義無御座候得は、其趣返答仕候、石垣出来次第案内可仕旨申談置、重て右役人見分為仕候、

此儀、先々御普請奉行元禄三年より仕来候、

(155) 惣構土居続之町屋、土居堀之上、惣て川并悪水通之上、又は道之方江家仕出申分為切取申事

一、元禄三年類焼仕所、侍屋敷其外町人屋鋪相改申砌、惣構土居并堀之上又は川・悪水通之上江家作仕懸不申様に肝煎共申渡置候、類焼不仕所、先年より仕出置候分八、先只今迄之通仕置、向後仕出不申様、是又其砌申渡置候、仕出申躰に候得八御屋鋪方役人指遣相改、為切取申候、道之方江仕出候家之義は、類焼不仕所も相改為切取申候、

一、惣構堀端に罷在候町人、石垣仕敷又八石垣筑直申度旨、書付絵図相添、町奉行江断、右奉行添紙面仕、書付御普請方役所江指越候得八、御屋鋪方役人指越、肝煎為致相見、見分之上承届、石垣仕候様に町奉行へ返答仕候、出来已後重て見分申付候、

右之趣、惣構之土居并堀之上江懸作仕義相改候は、元禄三年より惣構之土居、御普請奉行支配可仕旨年寄中申渡候に付改来申候、川又は悪水通之上、且又道之方家作仕置候分相改候義、被仰出亦是年寄中申渡候紙面等も無御座候得共、元禄三年より改来申候近例は、

観音町之後、山伏成就院家道之方江仕出申旨、元禄十四年地子肝煎御普請方役所江相断申に付、御屋敷方役人見分為致、仕出申分為切取申候、新町・博労町之家之後、惣構土居之方江仕出候家、并浅野川橋場町之後、惣構堀之上江作懸置候町人之家、元禄三年相改、為切取申候、

浅野川小橋辺用水通之上并宮腰口安江木町辺悪水通之上江作懸置候家、元禄三年相改、為切取申候、

(156) 金沢中道橋之事

万治貳年 御定拾八ヶ條之内

一、金沢中道橋切々見廻、往還さくハリなき様に修理可申付事、

此儀、寛文元年より町奉行支配に罷成候由、御定写帳付札御座候、年寄中申渡候哉、其品相知不申候、付札之写、左に記、

付札写

寛文元年より町会所裁許

(157) 侍并町屋之前道悪敷所、屋鋪主より為作申事

万治貳年 御定拾八ヶ條之内

一、侍・町屋、其外屋鋪主より道悪敷所為作可申候、度々申渡候て作不申候は、(前田孝貞)(奥村庸礼)(津田正志)対馬・因幡・玄蕃・(今枝近義)民部江可相改、但、屋鋪主自分に難成所、堀端土居など八四人江断、割場より役人請取修理可申付事、

此義、寛文元年より町奉行支配罷成候由、御定写帳付札御座候、年寄中申渡候哉其品相知不申候、付札之写、左に記、

付札写

寛文元年より町会所裁許、

(158) 町屋居屋鋪続に空地有之其所江家仕出シ申分為伐取様之事

一、堀川々除町塗師屋久兵衛居屋鋪続空地在之、此所江右久兵衛小屋懸仕候に付、元禄四年先之御普請奉行遂吟味候処、何方江も相断不申、小屋懸仕割場附小者に貸置申由に付、其段才許之地子肝煎、組合頭并久兵衛に書付為仕、右小屋懸、其日之内にこほち取可申候、久兵衛義組合頭并組合之者江預、為引籠置候様に肝煎共申渡候段、町奉行中江紙面を以申遣候紙面之写、左に記、

元禄四年留帳之内

地子肝煎六右衛門才許之内、堀川々除町除師屋久兵衛と申もの隣空地有之、右地に家作仕、割場附小者に貸置申に付吟味仕、右借屋今日中にこほち取候様に肝煎六右衛門・瀬兵衛・七兵衛申渡、久兵衛義は組合頭并組之者共江預、為引籠置候様に申付候、為御案内如此御座候、以上、

辛未九月廿二日

高畠久兵衛

戸田清大夫

津田治兵衛

和田小右衛門様

江守平左衛門様



右之通申遣候処に、町奉行中方にて久兵衛義百日計禁牢申付置、赦免申付候由町奉行中より肝煎を以申越候、

(159) 百姓地拝領屋鋪等打渡置、上ケ屋鋪罷成候得は御算用場江相返申事

一、御用地并拝領屋敷、百姓地請取置候已後御用地御用無之、又は拝領屋敷上ケ屋敷に罷成候得は、百姓方江相返可申旨御普請方場印之紙面、御算用場江遣申候、

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候先例、留帳之内左に記、

元禄七年留帳之内

覚

一、六百五拾六步式尺

右上安江村領之内百姓地、梨木畠為御用請取置候内、前田権之助下屋鋪続右之步数、御用に無之候条、百姓江相返申候、

一、百式拾六步四尺

右中村領百姓地、岡田隼人被下足輕居屋敷并道歩為御用請取置候得共上ケ候に付、百姓江相返シ申候、右両所裁許之十村江其段可被仰渡候、以上、

甲戌五月八日

御普請会所

御算用場

(160) 百姓地拝領屋敷等打渡為替地、其村手寄之山開畠、百姓江相渡申事

一、百姓地拝領屋敷等に請取、為替地其村手寄之山開畠之内百姓江相渡可申旨、御算用場奉行中へ申談、僉議之上を以、縦令百姓地百步請取候所江為替地、山開畠五百三拾式步余又は四百五拾步相渡可申旨、場印之紙面御算用場江遣申義も御座候、

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より仕来候先例、留帳之内左に記、

寛文七年留帳之内

覚

一、式千三百壹步五尺五寸 大衆免村領百姓地、植田

右之歩高、前田主膳下屋敷為御用被 召上、為其替地大衆免村領之内相渡又に付、十村<sup>(御所)</sup>五所村源兵衛并村肝煎七右衛門罷出、相見を以請取、此替地地子肝煎茂右衛門裁許地子之内、卯辰油木山地子壹万式千式百五拾七步四尺六寸之所、折歩ニシテ百姓納得を以替地に相渡候、為其如此御座候、以上、

寛文七年七月三日

御普請会所

御算用場

(161) 明屋鋪隣之者垣仕事

三吉助左衛門方より之紙面年号相知不申候、

一、山田豊左衛門上ケ屋敷、私隣にて不用心に御座候、当分四ツ目垣仕置申度奉存候に付為申断、如此御座候、以上、

申八月廿三日

三吉助左衛門

御普請会所

右之趣被 仰出又は年寄中申渡候紙面等も無御座、先々<sup>(之)</sup>御普請奉行承届、垣為仕候、

(162) 奥村伊予上ケ地之後番所江鋪物并棒相渡申事

一、奥村伊予上ケ地之後番所番人足輕四人指置申候、足輕無之節は割場附小者又は役人相勤申候、番所敷物損シ候得八、御普請方場印之紙面を以御作事方より為請取申候、并櫻木棒式本、場印之紙面を以割場御道具渡奉行より請取、右番人相渡置申候、

(163) 御用之明屋鋪垣修理之事

一、奥村伊予上ケ地其外同統之上ケ地垣損シ申時分、修理申付候様に御普請方場印之紙面を以御作事所江申遣候、

此儀先御普請奉行・年寄中江申達置、御作事所より修理仕候、

(164) 御用地其外所々明屋鋪鳶雁之巢取払申候事

一、所々明屋鋪に有之鳶雁之巢、毎年二月初頃より五月之月末迄役人一人宛掛置為取払申候、巢払申候儀御作事所より請取申候、高木は役人難登候に付三拾人頭江申遣、木登仕者に為取払申候、

(165) 明屋鋪捨子・捨犬等有之事

一、何方にても御用之明屋敷捨子・捨犬等有之候得八、御普請方役所より裁許仕候、其外所々明屋鋪之分八其近所より支配仕可申儀と元禄元年年寄中、先々御普請奉行申渡候、

右之通に付、御用明屋鋪に病犬・死犬在之節八割場江申遣、番人足輕請取附置、御横目中江案内可仕儀と先々御普請奉行僉議仕置候、元禄拾一年本堂形前御用之明屋鋪に男死人有之、番人割場江申遣、足輕式人請取附置捨、使公事場へ申遣、しる人相知不申者に付、非人頭江相渡申候、同十式年右之所に捨子有之、番人足輕式人請取附置候、御算用奉行并町奉行中江申遣、非人小屋江相渡申候、其外所々明屋敷に右之品在之節は、近隣之者支配仕候、則先々御普請奉行江年寄中申渡候趣、覚書左に記、

元禄元年先之御普請奉行覚書

林市郎右衛門家屋鋪共上り申に付、足輕番人此場より申付置候処、大御小將組和田伝八郎、市郎右衛門屋敷願家買請、火之用心縮可申付由書付出、番人入置候に付、場より申渡候足輕番人上ケ申候、然所昨夜門外に捨子仕置由三月廿三日伝八郎方より及案内候処、未此格無之候故、御月番佐渡殿江同日杉江平丞罷越、段々窺候処、伝八郎儀、家買請番人入置候得共、未御屋敷可被下旨被仰出も無之、打渡不申以前之義候得は支配可仕義にて無之候、勿論御普請会所より上ケ地に候ても、支配可仕義にて無之候、捨置候近隣之面々支配可仕義と佐渡殿被仰渡候に付、向後此格と相心得可申候哉と重て御尋申上候処、左様可相心得旨被仰渡候、伝八郎方江右捨子近隣面々支配仕候様に私共方より可申遣由、元禄元年佐渡殿被仰渡候に付、其段申遣候、

三月廿三日

奉

杉江平之丞

宝永弍年本堂形前御用之明地に死犬在之、御普請奉行并御普請方御横目罷出見分仕候処に、疵も無御座病死之程紛無御座候に付、御用地之内損除道之方に為埋置候、其趣年寄中并御横目中へ相達申候、

(166) 地形高キ屋鋪に罷在候者居屋鋪崩往還江出候土取除申事、

一、元禄十四年奥村伊予上ケ地之脇土居修理谷坂往還江崩出申に付、先御普請奉行罷出、見分仕候処、往来之者土下に被成候義も相知不申候に付、先少々土為取除申候、道通之義は、道橋才許亦是割場

より支配之筋と心附申に付、其旨年寄中江相達候処、土取懸り、其上上ケ地之土に候得八、御普請方より取除可申旨申渡候に付、右崩出候所、道橋亦は割場より才許之所に候得は、御普請方より支配仕間鋪義御座候、今般土取除以後ケ様之義出来仕時分、先例にも可罷成と申達候処、向後之例には罷成申間鋪旨申渡候故、右之土御普請方より取除申候、元禄十五年稻垣八郎左衛門居屋鋪崩、往還坂中江土出申に付、取除候様に八郎左衛門方より御普請方役所江紙面を以て案内候に付、御普請方より支配之筋にて無之由返答仕候処、右崩出候土、御普請方より取除候様に年寄中先御普請奉行江申渡候に付、道之儀道橋より支配仕候に付、其所江崩出申土、御普請方より取除申筋にて無之旨申達候得は、去年修理谷坂江崩出候土、御普請方より取除候へ八、今般も其格に相心得可申旨申渡候に付、其砌土取除申義者段々僉議之上、向後之例にも不罷成候間取除可申旨に付、其通に仕候、今般之崩土御普請方より支配仕候得は、改て向後之格に可罷成旨申達候得は、先例之通取除可申候、向後之儀は追て可奉窺旨申渡、其通に取除申候、向後之義奉窺紙面、先御普請奉行紙面年寄中迄上之候処、重て崩申所有之時分可奉窺旨申渡、紙面相返シ不奉窺由に御座候、

(167) 於小松前田故三左衛門下屋鋪上地検地仕候事

延宝四年年寄中紙面

一、於小松前田故三左衛門下屋敷上地之分、各々内壱人御横目同道被罷越、検地候て、歩高都合小松町西村六左衛門可被相渡候、三ノ丸之外町続之分は畠地子に可被申付候、恐惶謹言、

延宝四年八月廿二日

奥村因幡 判

前田対馬 判

本多安房 判

横山左衛門 判

野村伊兵衛殿

高山勘兵衛殿

武部四郎兵衛殿

右之上地、其節之御普請奉行罷越検地仕候、最前於小松、<sup>(前田直之)</sup>三左衛門下屋敷相渡候様子は留帳等相考候得共、其品相知不申候、畠請地子銀之義は御普請方より貪着不仕候、

(168) 御寺方境内相改申事

一、元禄六年御寺方境内相改可申旨被<sup>(之)</sup>仰出候由、年寄中先々御普請奉行へ申渡候、奉行三人之内高岡瑞龍寺江高畠<sup>(普請奉行)</sup>久兵衛罷越候、御普請方役所支配川除見図之者<sup>(金沢)</sup>式人并割場より足輕三人、御作事所より御扶持方大工壱人、御家中より出シ候役人五人召連申候、<sup>(普請奉行)</sup>当所御寺方江は津田治兵衛・戸田清大夫、其砌御普請方役所相勤候御大小将御横目矢部権丞罷出、御屋敷方役人并御作事所より御扶持大工壱人、町絵師壱人召連申候、

右御寺方境内歩数相改絵図に記、年寄中江上之申候、

(169) 御屋鋪方大絵図之面直申候

一、御屋鋪方大絵図之面、御家中之人々名替り、又は渡屋敷間数等違候に付、三四年程に年寄中江相達改申候、夫々頭支配江申遣、交名帳面取置、絵図に記申候、町会所より町絵師請取、絵図為相調申候絵図之面、書付等為相調申為御用、与力又は御算用者・足輕請取申義も御座候、右御用仕廻申迄、私共御横目并御屋敷方役人共附罷在申候、

(170) 御賄被下候事

一、元禄三年類焼之所、先々御普請奉行罷出、<sup>(之)</sup>屋敷相改申に付、右奉行中并其砌御普請方役所相勤候大御小將御横目、且又御屋鋪方役人、割場より請取候足輕又八町絵師、御普請方支配川除見凶人御屋敷方御用に指加申候者共、毎日終日相勤候に付、御賄之義、御用人中江相達、下御台所才許之与力中へ御普請奉行毎日紙面差遣、御用相仕廻申迄一日両度宛御賄被下候、椀折敷等御普請方場印之紙面を以、右才許之与力中より請取申候、其已後も急御用在之御屋敷方役人、毎日終日相勤候時分、又八大絵凶之面間数名替等相改直シ申時分、町絵師朝六ツ時より御普請方役所江罷出、七ツ時迄相勤候に付、附罷有候御屋敷方役人共に時々御用人中江相達御賄被下候、

右之趣被 仰出又八年寄中申渡候紙面等も無御座、元禄三年より仕来候処、同拾一年御絵凶御用御座候時分、絵師共江も御賄差出可申旨先御普請奉行僉議仕、絵師共朝五ツ時御普請方役所江罷出、八ツ時に為仕廻申候、惣て指加申候者共も御賄指止申候、

(171) 御屋鋪方御用之物品々請取申候事

一、墨筆并絵具、其外何にても買上物請取申時分、品々書立、買上相渡候様に御普請方場印之紙面、町会所宛所にて右紙面会所江遣シ、会所割印を取、町会所江遣シ、品々買上相渡候得は、請取申旨重て場印之紙面、町会所へ遣シ候、代銀請払御普請方役所にて貪着不仕候、

一、紙請取申時分、品々上中下書記、御普請方場印之紙面、料紙奉行宛所にて右紙面会所江遣シ、会所割印を取、料紙奉行へ遣シ、紙請取申候、料紙奉行支配に無御座、紙御用候得は町会所江申遣買上、請取申義も御座候、

一、検地竿并水繩之わく・わら・縄、其外箱等御用之時分、品々寸法書立、御普請方場印之紙面、御作事所江遣シ、請取申時分八右場印之紙面、夫々奉行人宛所にて遣シ申候、

右之趣、被 仰出又者年寄中申渡候紙面等も無御座、前々より請取来申候、

(172) 年中打渡申御屋敷帳面に記、翌年正月十六日上之申事

一、年中打渡申候屋鋪并引渡仕候屋敷人々歩高、且又請地不足歩等共に帳面に記、翌年正月十六日年寄中迄上之申候、乍然御作事方御用相勤候町大工之類は帳面に書載不申候、

右帳面先年八年寄中江出印を取、御普請方役所指置申候処、寛文三年より右帳面、年寄中迄上置申候、此儀并御作事方御用相勤候町大工之類、右帳面書載不申候義、僉議之品相知不申候、

「御屋敷方跡々格仕勤来品之帳」 目次

	見出し ( 1 - 76 項まで10号掲載、77項以下は本号掲載)	備考・内容要点
1	御屋鋪願書付取次申事	屋敷拝領願書の年寄中提出手続
2	居屋敷可被下人々(ハ)相応之明屋敷触遣候事	屋敷先後帳登載者へ明屋敷触れ
3	御屋鋪所願事	年寄衆への申請、裏書受理等の先例
4	御屋敷方検地竿之事	屋敷検地の御印竿は尺付だけ
5	御屋鋪打渡申事	拝領屋敷の打渡検地細則(1間6尺)
6	百姓地、居屋敷并下屋敷に願申事	百姓地の武家地転用は算用場相談から
7	百姓地、被下屋鋪等に相渡申時分、道之歩数、百姓方より半分出候儀并道幅広相渡申事(元禄8年8月令)	御用地の道幅2間、減歩は村中と屋敷方と折半
8	御屋敷打渡申時分、道筋を直、水道を附申事	道筋直し側溝付けて御屋敷打渡す
9	百姓地、被下屋敷に相渡候時分請地之事	武家地転用の地取四角につき端地は請地に
10	拾歩より内之余歩、其屋敷に附被下事	拝領地打渡検地10歩以上の余歩、請地
11	拾歩より内にても請地に仕、地子銀出申事	地形悪ければ10歩以下余歩も請地に
12	御屋鋪打渡申時分余歩在之、隣屋敷之者請地望候得は為請申事	打渡検地余歩、隣地への請地容認
13	拝領仕候屋敷打渡不申以前、土砂・材木等入置申度断之事	拝領地引渡し前の資材搬入は可
14	誰上ケ屋敷歩数不残誰江被下候屋敷は、打渡不申、引渡に仕事	打渡さず引渡す拝領地、年寄衆申渡裏書で
15	御屋敷当歩之外余歩請地に仕、拝領仕度旨直に奉願、可被下由被仰出候屋敷は打渡不申、引渡に仕事	当り歩の余歩請地、年寄衆裏書で打渡免除
16	上屋敷歩数不残并家共に被下候得は、打渡不申引渡仕事	普請会所預りの収公屋敷引渡は年寄衆紙面で
17	弟被召出親(新)知被下御屋敷奉願、可被下旨被仰出、兄下屋敷之内拝領仕、下屋鋪之替地別所にて拝領仕事	兄弟分知時の下屋敷の替地
18	三千石以上之面々、下屋鋪被下候事(万治2年令)	3千石以上に下屋敷下付
19	与力屋敷割に可被下事(万治2年令)	寄親知と別に与力屋敷の下付(万治2年令)
20	御持筒頭組附与力屋敷所、其頭より御普請方役所江申越年寄中江相違、不奉願相渡申事、又は其頭より直に奉願可被下旨被仰出打渡申事	組付与力の屋敷拝領手続
21	与力屋鋪小立野・泉野所相極候得共、両所之外にても御屋敷拝領仕并自分拝領屋鋪指上、親屋敷拝領仕事	両与力町以外で与力の拝領地相続
22	与力屋鋪、拾歩劣に相渡申事(寛文5年3月令)	与力の拝領地歩数規定の改定
23	本組与力屋鋪歩数之事(貞享元年8月令)	本組与力も惣与力並に
24	惣与力小立野江引越申事并田井村百姓地統、才川橋向石坂にて与力屋敷相渡申事	惣与力は3年以内に与力町へ
25	馬坂之下田町辺にて与力屋鋪渡不申候事	両与力町以外での居住制限
26	御加増被下候面々下屋敷、不足分被下候事(万治2年令)	拝領地不足歩補充は年寄衆指図次第
27	高知之跡目小身に成、下屋敷取上候事(万治2年令)	相続人減知なら余歩収公、請地は可能
28	親子兄弟一所に御屋敷請取候者之事(万治2年令)	親同居の者、親死後、自分拝領地の請取の事
29	親跡目減候か兄弟分候者屋敷之事	親相続地、兄弟分知につき余歩処理
30	跡目被仰付、親屋敷兄弟居住仕証文取置申事(寛文5年3月令)	親拝領地の兄弟配分証文の徴集
31	死去人跡目不被仰付者、居屋敷并下屋敷取上候事(万治2年令)	相続人なければ居屋敷・下屋敷収公
32	拝領屋鋪、作事不仕明置候者取上可申御定、其以後被仰出、取上不申事(万治2年令)	家作なければ屋敷収公の原則撤回
33	上り屋鋪家其外植木・石等之事(万治2年令)	収公拝領地の家作・植木等の保護
34	上ケ家私代銀上ケ様之事(寛文3年2月令)	収公した家作売却代銀の処理
35	上ケ家御弘に仕候時分、入札町会所江申違并式割増を以買居に仕候者、代銀上ケ切手之事	町会所での収公家作競売後の代銀処理
36	御奉公仕御屋鋪致拝領罷有候者、養子に被成、親跡目被仰付、親屋敷江移、跡屋敷家共指上候事	屋敷持が養子となり親跡目相続のとき
37	家屋敷所持仕候者、他之屋鋪家共拝領仕、跡家指上候切、本屋被下、庇廻并長屋上之申事	屋敷持が他の屋敷・家拝領したとき
38	親跡屋敷、兄弟自分に困分罷有候者之内、屋鋪上様之事	跡目断絶のとき収公対象は困い屋敷全部
39	病氣に付上屋鋪上之、下屋敷江引越申事	病氣につき上屋敷返上、下屋敷移住
40	幼少に付上屋鋪指上、下屋敷居住仕事(寛文11年2月令)	幼少につき上屋敷返上、下屋敷移住
41	幼少に付一家之内江引取、屋鋪指上、成長仕御屋敷拝領仕、并遠所江引越、屋敷指上、罷罷重て御屋鋪拝領仕事	成長後、返上屋敷の拝領願出など
42	甥弟介抱のため自分屋敷上、甥弟屋鋪江引越申事(貞享元年8月令)	一族介抱のため自分屋敷返上の手続
43	在郷被仰付者、居屋敷指上、家上ケ不申事	在郷拜命につき屋敷返上、家作は保持
44	御暇申上被下候者、家・屋敷共上申事	御暇許可の者、家屋敷とも収公
45	足輕並之者、御暇被下候ても、家上ケ不申者之事	足輕並の御暇は屋敷のみ収公
46	一繩に打渡置候屋敷之内上之申事	一繩拝領地にある者の屋敷収公
47	破却被仰付候寺は屋敷返上ケ申事	破却寺院は屋敷のみ収公、植木等保持
48	寺屋鋪上申時分、門前之家残置申候事	寺屋敷収公のとき、門前地町家の取扱
49	禁牢之者牢死仕、家上又は上不申者も御座候事	禁牢者牢死につき屋敷・家収公の取扱
50	禁牢之者、御赦免被成、里子に成候者家之事(寛文13年6月令)	禁牢のあと里子なら屋敷のみ収公
51	地子地に罷有候者、御扶持被召放、家屋敷指上候者又は指上不申者之事	地子地在住の召放者の家屋敷処理
52	喧嘩仕候者、居屋敷指上ケ、家上之不申事	喧嘩での死去人は屋敷のみ収公
53	死去人男子無之跡目不被仰付者、家被下候事(寛文12年11月令)	死去跡相続許されざる者も家所持許す
54	与力病死仕、妻子并厄介人等無御座候ても、家上ケ不申事(天和2年9月令)	病死与力の子弟に家保持公認
55	自分勝手に居屋敷指上申者、替屋敷不被下事	自分勝手に屋敷返上すれば代替なし
56	御加増被下者、又は子細在之、替屋鋪拝領仕跡屋敷上申儀延引仕事	収公屋敷の家作取り壊し延期
57	病死仕者跡屋敷、夫々支配人願之品在之、屋敷上不申事	収公屋敷地に願いの筋あれば収公解除
58	死去人居屋鋪指上可申処、相断、当分延引仕事	死去人収公屋敷の収公延期
59	上ケ屋鋪困等残置申事	収公屋敷の外圍は残置く
60	上ケ家修理之事	収公家作が破損すれば修理
61	地子銀出来退転、毎年吟味仕事	地子地での地子銀徴収手順
62	屋鋪上申時分、地子銀取立様之事	収公屋敷地の地子銀規定
63	屋鋪請候時分、地子銀取立様之事	屋敷請地の時期別地子銀定
64	跡目断絶仕者并家財妻子に被下者、且又罪在之者、家屋敷上、請地在之、地子銀取立様之事	跡目断絶などの収公屋敷地での地子銀取立
65	本請地并畠請、地子銀之事	本請地・畠請の地子銀規定
66	所々山開并川原田畠地子銀并畠才許人之事	川原などでの畠開地等の地子貸し
67	間竿地子肝煎に渡置候事	畠請地測量のため間竿を与える

68	所々明屋鋪畠請に申付候事	明屋敷地は畠請に活用
69	百姓地請取地子銀百姓江相渡様之事	百姓地の御用地転換手続き
70	居屋敷井下屋鋪之内地子にて貸置申屋敷取上候事(万治2年令)	拝領地を賃貸すれば屋敷収公
71	地子地之内貸置申屋鋪取上候事	地子地を又貸すれば屋敷没収
72	地子家相対を以引料とらせ拝領屋敷望申事(万治2年令)	地子屋敷の多い所での屋敷拝領
73	与力侍并足輕・御弓之者居屋敷寄親江相渡申事(万治2年令)	与力への屋敷下付は藩から直接(寛文5年改定)
74	被下屋敷 御定歩数之事(万治2年令)	拝領屋敷歩数の知行高・身分別規定
75	御扶持方大工并町大工被下屋敷歩数之事(寛文6年8月令)	町大工などへ拝領歩数
76	御作事方御用相勤候町大工等御屋敷拝領仕事	御用つとめる町大工にも屋敷拝領
77	御馬捕小頭居屋鋪歩数之事(寛文10年7月令)	馬捕小頭の屋敷歩数
78	掃除坊主小頭并御小人小頭居屋敷歩数之事(寛文10年7月令)	掃除坊主・御小人小頭の屋敷歩数
79	百人扶持被下候者屋敷之事(貞享元年8月令)	百人扶持拝領者の屋敷歩数
80	貳拾人扶持被下候者屋敷之事(貞享元年8月令)	20人扶持者の屋敷歩数
81	検校屋鋪拝領仕事	検校屋敷の拝領歩数
82	松山勾当屋鋪歩数之事(貞享3年10月令)	松山勾当の屋敷歩数
83	御馬方御用屋鋪之事(延宝4年9月令)	御馬方の御用屋敷は150歩
84	御鷹師江御鷹部屋并外架屋敷被下候事(寛文5年3月令)	御鷹部屋と外架屋敷拝領
85	拾人扶持被下候者屋鋪歩数之事	10人扶持の者屋敷歩数
86	組外御書物役之者居屋敷之事(延宝4年7月令)	組外御書物役の屋敷歩数
87	研屋鞆師御屋敷被下事	研屋・鞆師屋敷の地子銀免除
88	観音神事役者御屋鋪被下事	観音神事役者に屋敷下付
89	才川浅野川馬場近所に罷在候博券屋敷之事	才川浅野川の博券屋敷歩数
90	兩年收納不仕以前、御屋敷願書付取次申間鋪事(寛文9年2月令)	不足屋敷歩数收納以前、屋敷願取次せず
91	町医者御屋鋪拝領仕事(寛文元年閏8月令)	町医者にも屋敷下付
92	町医師之類、御家中之面々より知行遣置候ても御屋敷拝領仕事	御家中召抱の町医師にも屋敷下付
93	親跡屋鋪居成に奉願事	親跡屋敷に居成願
94	御屋鋪不奉願内、兄弟之内居屋敷指上者在之、右屋敷拝領仕度旨願書付取次申事	当り歩数不足分、後日拝領願取次
95	祖父代御加増被下、増歩奉願置、子孫代所拝領仕事	祖父代御加増、増歩子孫代拝領
96	親代御加増被下、増歩御屋敷不奉願、せかれ代奉願事	親代御加増、増歩せかれ代願出
97	地子地又は百姓地に罷在候者、直に御屋敷拝領仕度旨奉願事	地子地・百姓地罷在者、直接拝領願
98	御書物役御徒、御屋敷拝領仕事	御書物役・御徒の屋敷拝領
99	御持方足輕居屋鋪願様并替足輕居屋敷願、書付之事	足輕居屋敷願の事
100	御屋鋪奉願、可被下旨被仰出、所拝領不仕、せかれ代親奉願置候書付用候事	拝領許可の屋敷地拝領せず、せかれ代再願
101	先知之内隠居知に被下候者、隠居屋敷不被下事	隠居屋敷取上の事
102	父子一所に御屋敷奉願事	父子一所に屋敷願の事
103	居屋敷先願を越相渡申事	先願をとび越して屋敷を渡す事例
104	居屋鋪御用地に指上、替地被下候事	御用地のため収公屋敷の替地
105	宝永貳年屋鋪指上、替地被下候事	宝永2年収公屋敷地の替地の事
106	地子屋敷、御用地に被成、替地被下事	御用地収公の地子屋敷の替地
107	病氣に付居屋敷指上、遠所に替地被下者之事	病氣に付収公の屋敷替地は遠所にて
108	大屋鋪、割屋敷に仕相渡申事	組地など大屋敷の分割の事
109	一屋鋪、兩人江割屋敷に仕、相渡申時分、余歩請地に為仕様之事	屋敷分割の余歩は請地に
110	小屋敷を合、一屋敷に仕并道附替申事	小屋敷の合筆と道附替
111	隣屋鋪と申談、及断、拝領屋敷割直申事	隣と相談のうえ拝領屋敷地割を仕直し
112	子細在之、居屋敷居住難仕、替地奉願被下跡屋鋪、重て渡屋敷に仕事	居住困難につき収公跡地の下付
113	拝領屋鋪之外、請地之分取上候事	拝領屋敷外も余歩請地を収公するケース
114	御加増被下者、居屋敷不足被下候事	加増につき屋敷不足歩数下付の事
115	明屋敷畠請仕、先年より居屋敷之内江囲込置候屋敷取上、渡屋敷に仕事	明屋敷での畠請地取上、渡屋敷の事
116	知行当りより広屋敷、地形悪敷分余歩請地に為仕様之事	当り歩より広い屋敷の余歩は請地に
117	剣術稽古所并御鉄炮張請地之事	剣術稽古所など請地の事
118	上屋鋪御用地被召上、下屋敷之内に請地在之、則上屋敷之替地に拝領仕事、又は請地在之候ても外にて替地拝領仕事	上屋敷、御用地収公につき替地拝領の事
119	下屋鋪之内与力上ケ地在之、請地仕事	下屋敷のうち与力収公地、請地の事
120	侍町之中、明屋敷有之、請地仕事	侍町のうち明屋敷は請地に
121	地子地続に明屋敷在之、地子地に申付事	地子地続の明屋敷は地子地に
122	川端又は山下に居屋敷拝領仕罷有候者、請地在之、屋敷之内崩申旨及断候得は請地之地子銀引申事	拝領地のうち危険な請地は地子免除
123	川端又は山下に罷有候地子地之者、居屋敷崩居住難仕旨相断候得は地子銀引申事	危険地子地在住者の地子免除
124	百歩より上之余歩、為致請地不申、又は請地に為仕申義之事	百歩以上余歩の請地につき可否
125	屋鋪替之事	環境悪化による屋敷替え手続
126	御鷹匠替屋敷并御鷹匠跡屋鋪、他組江相渡申事	収公の鷹匠屋敷、他組不渡の事
127	同身代之者替屋敷之事	同身代者どうし屋敷交換の事
128	先祖代居屋敷完候か又は屋敷指上候者、貸屋鋪之事	屋敷収公・売却による無屋敷人への貸屋敷
129	貸屋鋪仕事	親拝領屋敷返上につき貸屋敷願
130	御徒組屋敷願置候所之事	収公した徒組屋敷の再利用手続
131	卯辰山観音之下、御徒屋敷請地在之候ても地子銀取上不申事	観音下徒屋敷の余歩請地での地子銀免除
132	新地之寺庵、御停止之事	承応3年以後の新寺、地子地も停止
133	地子町之中に罷有庵之事	地子町中での寺庵居住禁止
134	町屋居屋敷、境論仕屋鋪取上様之事	町屋と境論係争の拝領屋敷収公
135	侍并寺庵居屋鋪続地子地、又は百姓地の家為買、潰不申事	拝領地続地子地・百姓地にある家作保全

136	寺屋鋪崩候か、又は子細在之居住難仕、替屋敷奉願候事	寺屋敷居住困難につき替屋敷願
137	家屋敷立申者引料之事(万治3年令)	万治3年、家屋敷引料規定
138	本町筋之内、屋敷相立候者引料可被下、地子屋敷之分八引料不被下事	本町筋は引料下付、地子屋敷引料なし
139	遠所江引越罷在候者、病氣罷成御断申上被罷候者越料不被下候事	遠所引越者、病氣歸休なら越料なし
140	寺庵引料之事	寛文12年宝円寺塔頭の引料
141	平足輕より小頭に被仰付者之類、引料被下間鋪事	平足輕より小頭昇進者引料なし
142	互居屋敷拝領仕罷在候者、境論仕時分、罷出改候事	拝領地どうしの境論のとき罷出改める事
143	新道附申事	新道を付ける事
144	道せはき所、町奉行申談広仕事	狭き道、町奉行に申談広げる事
145	侍并町屋居屋鋪統道を備、町家買置、道付替、居屋敷之内江固込申事	屋敷統道に町家購入、道付替固込の事
146	屋鋪前通之道、拝領地之内を以、自分に広く仕事	屋敷前道、拝領地内へ幅員の事
147	悪水通附申事	排水路の設置
148	町人共屋敷之内水通附替申事	町人屋敷内で水路附替の事
149	門口附替申に付断之事	門口付替の届出
150	惣構之竹箒剪あらし不申様に可申付事	万治2年の惣構保全令
151	惣構之竹、御作事奉行江相渡申事	惣構土居の竹は作事所で利用
152	惣構番人屋敷并土居之事	惣構番人は町会所支配、土居は普請方支配
153	惣構下刈竹請取申事	惣構下刈竹の請取方
154	惣構堀端に罷在候人々石垣仕候時分断之事	惣構堀端の人々、石垣築造届出
155	惣構土居統之町屋、土居・堀之上、惣て川并悪水通之上、又は道之方江家仕出申分爲切取申事	惣構・川・水路等の不法利用は家切取
156	金沢中道橋之事	金沢中の道橋の見分と修理
157	侍并町屋之前道惣敷所、屋敷主より爲作申事	武家地・町屋前道は屋敷主が修繕管理
158	町屋・居屋敷統に空地有之、其所江家仕出し申分爲切取様之事	屋敷統空地へ家作はみ出せば切取
159	百姓地拝領屋敷等打渡置、上ケ屋敷罷成候得は御算用場江相返申事	百姓地からの転用地収公なら算用場返上
160	百姓地拝領屋敷等打渡、爲替地、其村手寄之山開畠、百姓江相渡申事	収用百姓地の替地に山開畠等渡す
161	明屋敷、隣之者垣仕事	収公の明地不用心につき隣家から垣根
162	奥村伊予上ケ地之後番所江、敷物并棒相渡申事	奥村伊予上ケ地の保全につき番所・番人
163	御用之明屋鋪、垣修理之事	奥村伊予上ケ地の垣根修理
164	御用地其外所々明屋敷、鳶鷲之巢取払申事	明屋敷等の鳶鷲巢の取払
165	明屋鋪、捨子捨犬等在之事	明屋敷での捨犬・捨子の対応
166	地形高き屋敷に罷有候者居屋敷崩、往還江出候土取除申事	地形高き屋敷崩、道ふさぎ土取除の事
167	於小松前田故三左衛門下屋敷上地、検地仕候事	延宝4年小松の前田直之下屋敷収公、検地
168	御寺方境内相改申事	元禄6年瑞龍寺など境内改めの事
169	御屋鋪方大絵図改訂之面直申事	屋敷方大絵図改訂は3・4年かけ直す事
170	御賄被下候事	屋敷絵図改訂に従事の町絵師等へ毎日賄を給す
171	御屋敷方御用之物品々請取申候事	屋敷絵図改訂に付墨絵具等支給
172	年中打渡申御屋敷帳面に記、翌年正月十六日上之申事	年中打渡・引渡屋敷帳、翌年正月年寄衆報告

(注) 原文の目次に即して掲げたが、朱書訂正のある所は訂正したものにし、表記上の原則は本文の凡例に従った。なお文意をわかりやすくするため補った文字には( )を付けた。また、本文の各項の前に書かれた事書と目次が相違するケースが多くあったので、念のため断わっておく。

## 執筆者等紹介

木 越 隆 三 石川県金沢城調査研究所所長

池 田 仁 子 加能地域史研究会委員  
金沢城編年史料編纂協力員

石 野 友 康 石川県金沢城調査研究所員

正 見 泰 石川県金沢城調査研究所員

庄 田 孝 輔 石川県金沢城調査研究所員

### 研究紀要 金沢城研究 第12号

平成 26年 3 月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町 10-5

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail [kncastle@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kncastle@pref.ishikawa.lg.jp)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>